

# 札幌市 子ども未来局 事業概要

令和6年度



札幌市子ども未来局



I	子ども未来局機構図	1
II	職員構成	3
III	事務分掌	5
IV	令和6年度予算概要	12
V	第4次さっぽろ子ども未来プラン	23
VI-1	事業及び施策の概要 ～子ども育成部～	24
1	育児休業等取得助成金事業	24
(1)	育児休業等助成金	24
(2)	実績	24
(3)	企業の認証（参考）	24
2	困難を抱える若年女性支援事業	25
(1)	事業概要	25
①	アウトリーチ支援	25
②	居場所の確保	25
③	自立支援	25
④	関係機関連携会議	25
(2)	支援対象者	25
(3)	実施体制	25
(4)	実施状況（令和5年度実績）	26
①	アウトリーチ支援	26
②	居場所の提供に関する支援	26
③	自立支援	26
3	若者出会い創出事業	26
(1)	さっぽろ結婚支援センターの事業概要	26
①	運営形態	26
②	開設日	26
③	業務内容	26
④	入会対象者	27
⑤	入会登録料	27
(2)	令和6年度の事業目標	27
4	児童会館及びミニ児童会館事業	28
(1)	実施事業の内容	28
①	開館日・開館時間	28
②	各種集い	28
③	クラブ活動	28
④	野外活動	29
⑤	自主活動	29
⑥	学習支援活動	29
⑦	子ども運営委員会	29
⑧	合同行事	29

⑨	子育て支援事業	29
⑩	中・高校生の利用促進	29
(2)	児童会館建設状況（直近5年度分）	30
(3)	ミニ児童会館整備状況（直近5年度分）	30
(4)	児童会館利用状況	30
(5)	ミニ児童会館利用状況	30
(6)	児童会館館別利用状況（令和5年度）	31
(7)	ミニ児童会館館別利用状況（令和5年度）	33
5	放課後児童健全育成事業	34
(1)	児童クラブ	34
①	対象	34
②	運営方法	34
③	開設場所（令和6年4月現在）	35
④	事業内容	35
(2)	民間児童育成会	35
①	対象（登録児童）	35
②	実施方法	35
③	助成箇所数（令和6年4月現在）	35
④	助成要件（令和6年4月現在）	35
⑤	保護者会費	36
(3)	届出のあった民間児童健全育成事業所（届出事業所）	36
(4)	開設状況	36
①	開設箇所数・児童数（各年度4月末日現在）	36
②	障がいのある児童の受入箇所数・児童数（各年度4月末日現在）	36
③	民間児童育成会助成箇所数内訳（各年度4月末日現在）	36
6	放課後子ども教室事業	37
(1)	実施場所等	37
(2)	実施方法	37
7	少年の健全育成事業	38
(1)	少年団体・育成団体	38
①	少年団体	38
②	青少年育成委員会	38
③	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	39
(2)	少年少女国際交流事業	40
①	シンガポール少年少女交流事業	40
②	姉妹都市少年少女交流事業	40
(3)	心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動	40
①	地域における子どもを見守る取組の推進	41
②	各種研修会の実施等	41
(4)	少年育成指導員による指導・相談	41

(5) 子どもの権利の推進	42
① 子どもの権利の普及啓発	42
② 第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画	43
③ 札幌市子どもの権利委員会	43
(6) 子どもの学びの環境づくり	44
(7) その他少年健全育成事業	44
① 優良青少年及び青少年育成者表彰	44
② こどものまち「ミニさっぽろ」	44
③ プレーパーク推進事業	45
④ 「子どもの体験活動の場」事業	45
⑤ ジュニアリーダー養成研修	45
⑥ 子どもの職業体験事業	46
(8) 少年関連施設	46
① こども人形劇場「こぐま座」	46
② こどもの劇場「やまびこ座」	47
8 若者支援事業	50
(1) 若者支援施設	50
(2) 事業内容	50
① 若者の自立支援事業	50
② 若者同士の交流促進事業	52
③ 若者の社会参加促進事業	52
(3) さっぽろ子ども・若者支援地域協議会	52
9 私学助成（小学校、中学校及び高等学校）	53
10 子どもの貧困対策	53
(1) 札幌市子どもの貧困対策計画	53
(2) 子どもの暮らし支援コーディネート事業	53
① 事業概要	53
② 支援対象者	53
③ 子どもコーディネーターの配置状況等	53
11 子どもの居場所づくり支援事業	54
(1) 札幌市子どもの居場所づくり活動支援補助金	54
① 対象経費	54
② 補助金額	54
(2) 札幌市子どもの見守り強化事業補助金	54
① 対象経費	54
② 補助金額	54
12 ヤングケアラー支援推進事業	55
(1) ヤングケアラー相談サポート事業	55
① 相談支援事業	55
② 交流サロン事業	55

(2) 研修等事業	55
(3) ヤングケアラー世帯訪問支援事業	55
(4) 他法手続同行支援	55
13 こどもホスピスづくり活動支援事業	56
VI-2 事業及び施策の概要 ～子育て支援部～	57
1 児童福祉事業（子ども・子育て支援新制度関係を除く）	57
(1) 母子生活支援施設等	57
① 母子生活支援施設	57
② 助産施設	57
(2) 各種手当・給付事業	57
① 児童手当	57
② 児童扶養手当	58
③ 札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金	59
④ 札幌市特別奨学金	59
(3) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）・寡婦福祉事業	59
① 母子・婦人相談員	59
② 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	60
③ ひとり親家庭支援センターの運営	60
④ ひとり親家庭等日常生活支援事業	61
⑤ ひとり親家庭等自立支援給付事業	61
⑥ ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	62
⑦ 母子緊急一時保護事業	63
⑧ ひとり親家庭等養育費確保支援事業	63
(4) 母子保健事業	63
① 妊娠・出産包括支援事業	63
② 児童虐待予防強化事業	64
③ 不妊治療等支援関係事業	64
④ 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業	65
⑤ 小児医療給付事業	65
2 子ども・子育て支援新制度関係事業	66
(1) 公立施設	66
① 区保育・子育て支援センター	66
② こそだてインフォメーション（地域子育て支援事業）	68
③ 公立保育所	70
(2) 私立特定教育・保育施設	70
① 私立保育所	70
② 私立幼稚園	70
③ 認定こども園	70
④ 教育・保育給付認定区分	70
⑤ 施設型給付費（保育所委託費）の負担及び保育料	71

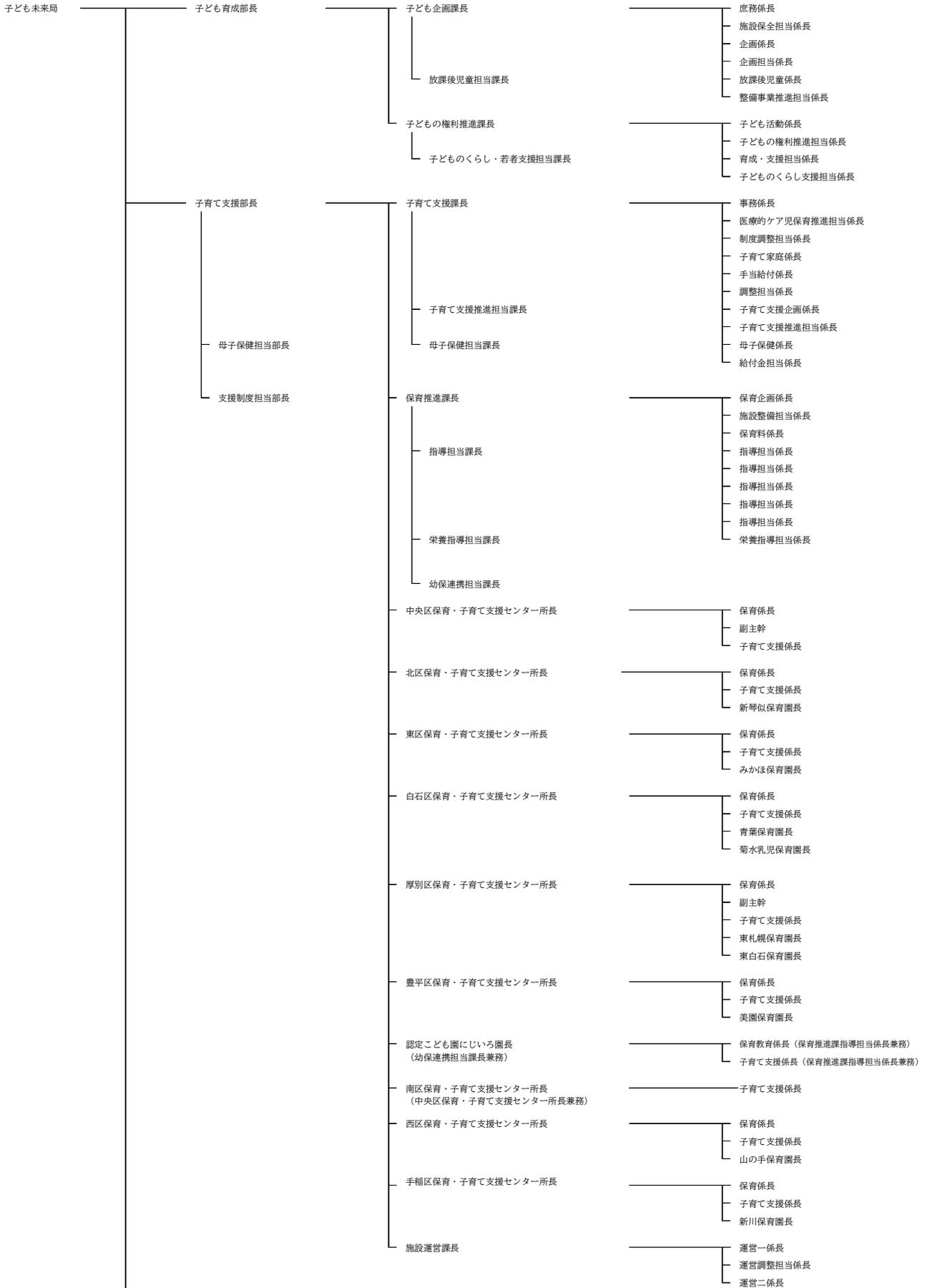
(3) 特定地域型保育事業（家庭的保育事業等）	73
① 家庭的保育事業	73
② 小規模保育事業（A型、B型、C型）	73
③ 事業所内保育事業	73
④ 地域型保育事業の負担及び保育料	73
(4) 各施設等の状況	73
① 各施設等の状況	73
② 市内認可保育施設等の入所状況（令和6年4月1日現在）	75
(5) 施設等への補助・助成等	76
① 私立認可保育所等に対する各種助成	76
② 私学助成（幼稚園、幼保連携型認定こども園）	78
③ 私立幼稚園施設等利用給付事業	78
④ 保育士確保施策	79
(6) 地域子ども・子育て支援事業	80
① 利用者支援事業	80
② 子育てサロン事業	81
③ 子育て情報提供強化事業	82
④ 時間外（延長）保育事業	82
⑤ 一時預かり事業	83
⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	84
⑦ 病児・病後児保育事業	86
⑧ 実費徴収に係る補足給付事業	87
⑨ 認可外保育施設等利用給付事業	87
3 その他の事業	88
(1) 休日保育事業	88
(2) 夜間保育事業	88
(3) 障がい児保育事業	88
(4) 食物アレルギー児保育事業	89
(5) 認可外保育施設への指導	89
(6) 絵本基金「子ども未来文庫」事業	90
(7) さっぽろ親子絵本ふれあい事業	90
(8) 父親による子育て推進費	90
(9) さっぽろ子育てガイド	90
(10) さっぽろ市民子育て支援宣言	90
(11) 札幌市子育て支援推進ネットワーク協議会	90
(12) こども誰でも通園制度	90
VI-3 事業及び施策の概要 ～児童相談所～	91
1 相談業務	91
(1) 相談種別と内容	91
(2) 相談の流れと関係機関	92

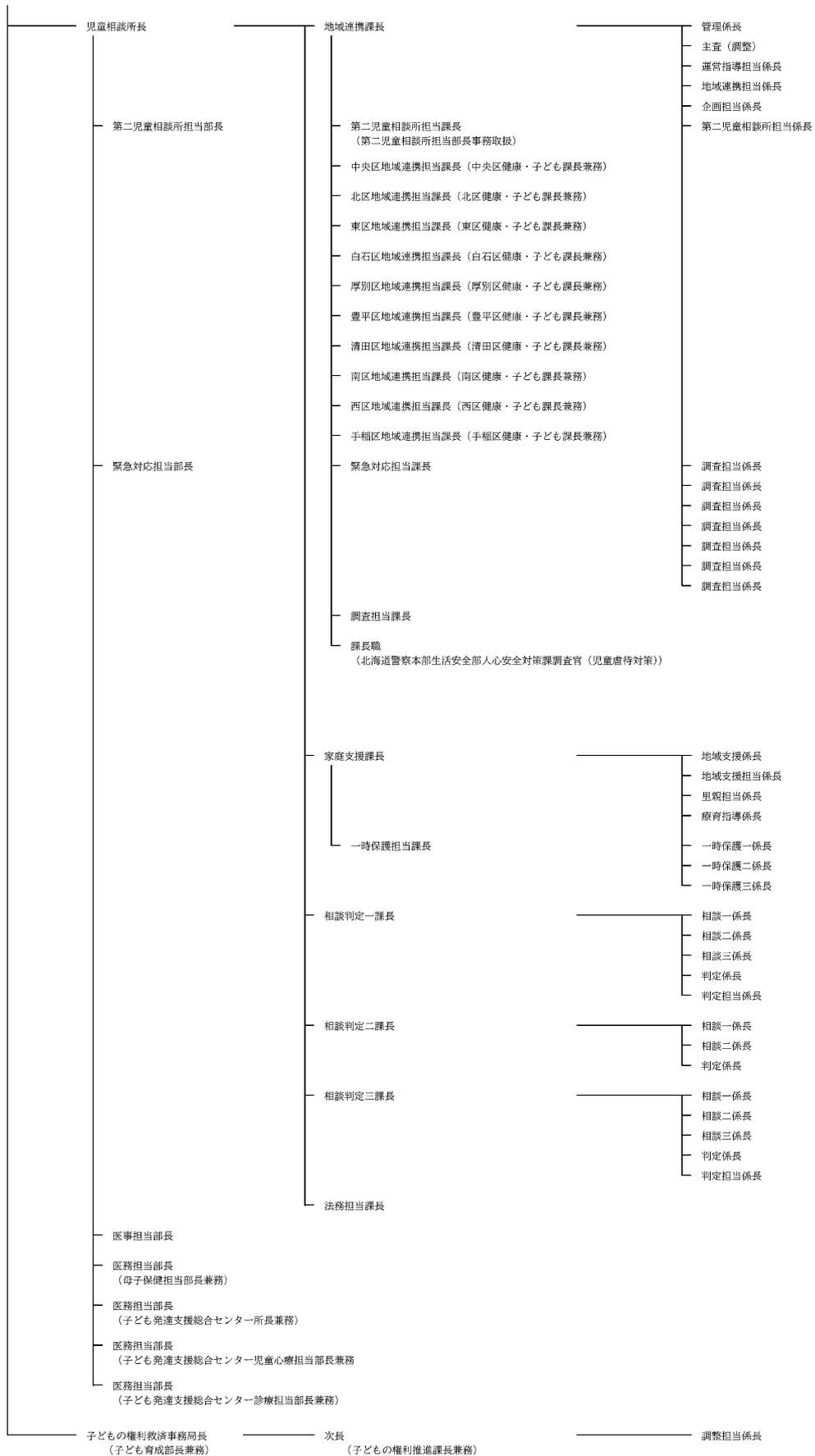
(3) 受理件数及び措置件数	93
(4) 児童虐待	94
① 認定状況	94
② 児童虐待の通告受付状況	95
③ 児童虐待の相談・対応体制の強化	95
④ 児童虐待関係予防・防止機関等との連携強化	97
⑤ 児童虐待防止、早期発見・早期対応に向けた啓発活動の強化	97
(5) 家族支援事業	98
(6) メンタルフレンド事業	98
(7) 里親・里子の状況	98
① 里親制度の意義	98
② 里親・里子の現状	99
③ 里親制度の拡充	99
(8) 児童家庭支援センター	100
2 判定業務	103
(1) 診断及び検査の状況（判定数及び相談種別の判定状況）	103
(2) 通所指導・心理療法の状況	105
3 一時保護業務	107
4 家庭児童相談室	108
5 療育指導業務	111
(1) 先天性障がい児早期療育事業（こやぎの広場）（H7年度～）	111
① 登録状況（令和5年度）	111
② 主たる疾患	111
(2) 発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぼ・こども広場）（H9年度～）	111
① 保健センターなどにおける療育支援事業（月1回 11会場 38グループ）	111
② 児童会館などにおける療育支援事業（週1回 15会場 18グループ）	111
③ さっぼ・こども広場での発達検査所見	111
④ ペアレント・プログラム参加者内訳（申込受付時点での子どもの年齢）	111
6 児童福祉対策事業	112
(1) 乳児院	112
(2) 児童養護施設	112
(3) 地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア	112
(4) 児童心理治療施設	112
(5) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）	112
(6) 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）	113
(7) 母子生活支援施設	113
(8) 助産施設	113
(9) 児童厚生施設	113
VI-4 事業及び施策の概要 ～子どもの権利救済事務局～	114
1 子どもの権利救済機関の制度	114

(1) 制度の趣旨	114
(2) 運営体制	114
(3) 相談・救済の流れ	115
2 相談・救済の申立て	116
(1) 相談活動（令和5年度実績）	116
(2) 調整活動	116
(3) 救済の申立て	116
3 広報・啓発	117
4 関係機関との連携	117
VII 施設一覧	118
1 認可保育所	118
2 幼稚園（施設型給付）	121
3 幼保連携型認定こども園	123
4 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	125
5 小規模保育事業A型	127
6 家庭的保育事業	130
7 事業所内保育事業	130
8 児童会館	131
9 ミニ児童会館	136
10 放課後子ども教室事業	137
11 児童遊園	138
12 こども劇場	138
13 助産施設	138
14 母子生活支援施設	138
15 母子・父子福祉施設	138
16 乳児院	138
17 児童養護施設	139
18 分園型小規模グループケア	139
19 地域小規模児童養護施設	139
20 児童心理治療施設	140
21 児童家庭支援センター	140
22 ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）	140
23 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）	141
24 若者支援施設	141

# I 子ども未来局機構図

(令和6年7月1日現在)





## II 職員構成

(令和6年7月1日現在)

局	部	課	係	事務職員	技術職員	業務職員	技能職員	計		
子ども未来局	子ども育成部	子ども企画課	庶務係	(※1) 8				8		
			施設保全担当係		1			1		
			企画係	4				4		
			放課後児童係	(※3) 8				8		
			整備事業推進担当係	1				1		
		子ども企画課計			21	1	0	0	22	
		子どもの権利推進課	子ども活動係	(※3) 6					6	
			子どもの権利推進担当係	2					2	
			育成・支援担当係	(※3) 4					4	
			子どものくらし支援担当係	2					2	
			子どもの権利推進課計			14	0	0	0	14
		子ども育成部計			35	1	0	0	36	
		子ども未来局	子育て支援課	事務係	(※2) 8					8
				医療的ケア児保育推進担当係			1			1
	制度調整担当係			1					1	
	子育て家庭係			4					4	
	手当給付係			9					9	
	調整担当係			2					2	
	子育て支援企画係			(※3) 3	4				7	
	子育て支援推進担当係				1				1	
	子育て支援課計			27	6	0	0	33		
	母子保健担当課		母子保健係	2	(※2) 6				8	
			給付金担当係	3					3	
	母子保健担当課計			5	6	0	0	11		
	子育て支援課		保育企画係	(※2) 6					6	
			施設整備担当係	4					4	
			保育料係	6					6	
			指導担当係		(※3) 9				9	
			栄養指導担当係		(※3) 7				7	
			保育推進課計			16	16	0	0	32
	中央区保育・子育て支援センター				(※3) 32	1		33		
	北区保育・子育て支援センター				(※3) 42	2		44		
	東区保育・子育て支援センター				(※3) 45	1		46		
	白石区保育・子育て支援センター				(※3) 55	3		58		
	厚別区保育・子育て支援センター				(※3) 52	1		53		
	豊平区保育・子育て支援センター				(※3) 52	1		53		
認定こども園にじいろ				(※3) 27	1		28			
南区保育・子育て支援センター				9			9			
西区保育・子育て支援センター				(※3) 55	2		57			
手稲区保育・子育て支援センター				(※3) 48			48			
施設運営課	運営一係		(※3) 10					10		
	運営調整担当係	1					1			
	運営二係	6					6			
	施設運営課計			17	0	0	0	17		
子育て支援部計			82	445	12	0	539			

局	部	課	係	事務職員	技術職員	業務職員	技能職員	計	
子ども未来局	児童相談所	地域連携課	管理係	(※1) 8	(※4) 3		1	12	
			運営指導担当係	1				1	
			地域連携担当係	1				1	
			企画担当係	1				1	
			第二児童相談所担当係	(※3) 3				3	
			緊急対応担当係	(※2) 21	2			23	
		地域連携課計			35	5	0	1	41
		家庭支援課	地域支援係	(※3) 18					18
			地域支援担当係	1					1
			里親担当係	1					1
			療育指導係		11				11
			一時保護一係	10	2				12
			一時保護二係	4	12				16
			一時保護三係	10	5				15
	家庭支援課計			44	30	0	0	74	
	相談判定一課	相談一係	(※3) 8					8	
		相談二係	8					8	
		相談三係	7					7	
		判定係	9	1				10	
		判定担当係	1					1	
	相談判定一課計			33	1	0	0	34	
	相談判定二課	相談一係	(※3) 8					8	
		相談二係	7					7	
		判定係	10					10	
	相談判定二課計			25	0	0	0	25	
	相談判定三課	相談一係	(※3) 7					7	
		相談二係	5					5	
相談三係		5					5		
判定係		10					10		
判定担当係			1				1		
相談判定三課計			27	1	0	0	28		
法務担当課			1				1		
児童相談所計			165	37	0	1	203		
子どもの権利救済事務局（調整担当）			2	0	0	0	2		
子ども未来局計			284	483	12	1	780		

注：人数は現員であるため、休職中、派遣及び兼務の人数は含まれない。

- ※1 局部課長職を含む。
- ※2 部課長職を含む。
- ※3 課長職を含む。
- ※4 部長職を含む。

### Ⅲ 事務分掌

(令和6年7月1日現在)

#### 1 子ども育成部

子ども育成部
子ども企画課
庶務係
(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整 (2) 局長の秘書 (3) 公印の管理 (4) 部内及び子どもの権利救済事務局の経理 (5) 寄附金品の受理 (6) 局の広報に係る総括調整 (7) 児童相談所事務指導監査に関する事 (8) 局内他部課係等の主管に属しないこと。
施設保全担当係長
(1) 局所管施設の保全・修繕等に関する事(シックハウス・耐震対策等含む)。 (2) 局所管施設の整備に関する事。 (3) 児童会館の新築・改築・修繕(保全)計画に関する事(整備計画を含む)。
企画係
(1) 子どもに関する施策の調査、企画及び総括調整 (2) さっぽろ子ども未来プランに関する事。 (3) 札幌市子ども・子育て会議に関する事。 (4) 札幌市子どもの権利総合推進本部に関する事。 (5) ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度に係る助成金に関する事。
企画担当係長
(1) 若者出会い創出事業に関する事。
子ども企画課放課後児童担当課長
(1) 放課後児童係所管事務の総括調整に関する事。
放課後児童係
(1) 放課後児童健全育成事業に関する事。 (2) 児童会館・ミニ児童会館に関する事(児童会館・ミニ児童会館の整備に関する事を除く)。 (3) 児童クラブに関する事。 (4) 放課後子ども教室事業に関する事。 (5) 児童クラブ利用料の徴収に関する事。 (6) 民間児童育成会に関する事。 (7) 放課後児童健全育成事業の利用統計に関する事。 (8) 児童遊園に関する事。
整備事業推進担当係長
(1) 児童会館・ミニ児童会館の整備に関する事。 (2) 児童会館・ミニ児童会館の環境改善に関する事。 (3) 学校統合に関する事。
子どもの権利推進課
子ども活動係

- (1) 子どもの健全育成に係る調査研究、事業の企画及び総括調整
- (2) 少年団体の育成及び連絡調整に関する事。
- (3) ジュニアリーダーの養成に関する事。
- (4) (公社)札幌市子ども会育成連合会の支援に関する事。
- (5) 少年少女国際交流事業に関する事。
- (6) 青少年キャンプ場に関する事。
- (7) こども劇場に関する事。
- (8) プレーパークに関する事。
- (9) 子ども議会に関する事。
- (10) 「子どもの体験活動の場」に関する事。
- (11) (公財)さっぽろ青少年女性活動協会に関する事。
- (12) ミニさっぽろに関する事。
- (13) 子どもの職業体験に関する事。
- (14) 課内他係の主管に属さないこと。

#### 子どもの権利推進担当係長

- (1) 子どもの権利の推進に関する事。
- (2) 子どもの権利の啓発に関する事。
- (3) 子どもの権利委員会に関する事。
- (4) 子どもの権利に関する推進計画の進捗管理に関する事。
- (5) いじめ防止対策推進法に定める重大事態に係る再調査に関する事。
- (6) こどもホスピスづくり支援に関する事。

#### 子どもの権利推進課子どものくらし・若者支援担当課長

- (1) 育成・支援担当係長及び子どものくらし支援担当係長所管事務の総括調整に関する事。

#### 育成・支援担当係長

- (1) 若者支援事業に関する事(若者支援施設の運営を含む)。
- (2) フリースクールなど民間施設の支援に関する事。
- (3) 私学助成(幼稚園を除く)に関する事。
- (4) 少年育成指導員に関する事。
- (5) 青少年育成委員会に関する事。
- (6) 札幌市青少年育成大会(札幌市優良青少年及び青少年育成者表彰を含む)に関する事。
- (7) 中学校区青少年健全育成推進会に関する事。
- (8) 北海道青少年健全育成条例に関する事。
- (9) 北海道青少年育成協会との調整に関する事。
- (10) ヤングケアラーへの支援に関する事。

#### 子どものくらし支援担当係長

- (1) 子どもの貧困対策の推進に関する事。
- (2) 地域が主体となって取り組む子どもの居場所づくりの支援に関する事。

#### 2 子育て支援部

##### 子育て支援部

##### 子育て支援課

<b>事務係</b>
(1) 部の庶務・予算に関すること。 (2) 部の人事・労務管理に関すること。 (3) 部の経理に関すること。 (4) 部の会計年度任用職員及び非常勤職員の任用事務に関すること。 (5) 市立保育所等の施設運営、物品購入等に関すること（他係所管に係るものを除く。）。 (6) 市立保育所入所児童に係る災害給付金等に関すること。 (7) 部所管の公有財産の管理に関すること。 (8) 部内の公務災害に関すること。 (9) 衛生委員会に関すること。 (10) 部内他課係等の主管に属しないこと。
<b>医療的ケア児保育推進担当係長</b>
(1) 医療的ケア児保育に関すること。
<b>制度調整担当係長</b>
(1) こども誰でも通園制度の実施に係る総括調整に関すること。
<b>子育て家庭係</b>
(1) 札幌市ひとり親家庭等自立促進計画に関すること。 (2) 母子・父子福祉団体との連絡調整に関すること。 (3) ひとり親家庭支援センターに関すること。 (4) ひとり親家庭等日常生活支援事業に関すること。 (5) ひとり親家庭学習支援ボランティア事業に関すること。 (6) ひとり親家庭等自立支援給付事業に関すること。 (7) 母子父子寡婦福祉資金に係る事務の総括調整及び母子父子寡婦福祉資金貸付会計の経理に関すること。 (8) 母子・婦人相談員の総括調整に関すること。 (9) 母子及び父子並びに寡婦福祉関係事務（前8号に掲げるものを除く。）の総括調整に関すること。 (10) 児童福祉施設（母子生活支援施設に限る。次号から第18号までにおいて同じ。）の運営指導（施設運営）に関すること。 (11) 児童福祉施設の事務費等保護単価の設定及び運営費の支弁に関すること。 (12) 児童福祉施設に対する各種補助金の交付に関すること。 (13) 児童福祉施設の設置認可並びに廃止及び休止の承認に関すること。 (14) 児童福祉施設入所者徴収金の改定及び収納対策に関すること。 (15) 区保健福祉部に対する事務指導監査（母子及び父子並びに寡婦福祉法関係及び児童福祉施設関係事務等）に関すること。 (16) 区保健福祉部職員等に対する研修（母子及び父子並びに寡婦福祉法関係及び児童福祉施設関係事務等）に関すること。 (17) 児童福祉施設関係事務（前8号に掲げるものを除く。）の総括調整に関すること。 (18) しらぎく荘に関すること。 (19) 養育費確保支援に関すること。
<b>手当給付係</b>

(1) 児童扶養手当の認定及び支給に関すること。 (2) 児童手当支給事務に係る総括調整に関すること。 (3) 災害遺児手当及び災害遺児入学等支度資金支給事務に係る総括調整に関すること。 (4) 特別奨学金事務の総括調整に関すること。
<b>調整担当係長</b>
(1) 区保育・子育て支援センターの整備計画に関すること。 (2) 市立保育所の再編に関すること。 (3) 市立保育所等の維持管理に関すること。 (4) 市立保育所の冷房設備整備に関すること。 (5) 市立保育所の ICT システムに関すること。
<b>子育て支援課子育て支援推進担当課長</b>
(1) 子育て支援企画係及び子育て支援推進担当係長所管事務の総括調整に関すること。
<b>子育て支援企画係</b>
(1) 地域子育て支援事業に係る事務の総括調整に関すること（子育て支援推進担当係長の所管に係るものを除く。）。 (2) 札幌市子育て支援事業統計に関すること。 (3) 子育て支援推進ネットワーク協議会運営の総括に関すること。 (4) 子ども・子育て支援法に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の総括調整に関すること。 (5) 区保育・子育て支援センター子育て支援係並びに区健康・子ども課子育て支援担当係に関する維持管理及び物品購入等に関すること（事務係所管のものを除く。）。 (6) 子育て情報サイト及びアプリ、その他子育て支援事業の普及・啓発に関すること。 (7) 子育てガイドの作成・発行に関すること。 (8) さっぽろ市民子育て支援宣言の推進に関すること。 (9) 助産施設に関すること。 (10) 絵本基金「子ども未来文庫」事業に関すること。 (11) さっぽろ親子絵本ふれあい事業の調整に関すること。
<b>子育て支援推進担当係長</b>
(1) 子ども・子育て支援法に定める利用者支援事業の総括調整に関すること。 (2) 子ども・子育て支援法に定める地域子育て支援拠点事業（地域主体の子育てサロン、まちなかキッズサロン“おどりんこ”など子育てサロン全般含む。）に関する総括調整に関すること。 (3) 父親による子育て推進事業に関すること。 (4) 日曜ファミリー子育て広場（サンデーサロン）事業に関すること。 (5) 次世代育成支援事業に関すること。 (6) 各種研修の企画・実施（子育て支援担当職員、子育てアドバイザー、地域子育て支援拠点従事者等）に関すること。 (7) 各種子育てボランティアの育成や活動、受入の調整に関すること。
<b>子育て支援部母子保健担当部長</b>
(1) 母子保健担当課所管事務の総括調整に関すること。

### III 事務分掌

<b>子育て支援課母子保健担当課長</b>	
(1) 母子保健係及び給付金担当係長所管事務の総括調整に関すること。	(2) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の認可・確認事務に関すること。
<b>母子保健係</b>	
(1) 母子保健事業に関する総括調整	(3) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の廃止、休止及び変更の承認等に関すること。
(2) 産後ケア事業に関すること。	(4) 子ども・子育て会議認可・確認部会の庶務に関すること。
(3) 児童虐待の発生予防に関すること。	(5) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の整備計画に関すること。
(4) 妊娠 SOS 相談事業に関すること。	(6) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の整備に関すること。
(5) 伴走型相談支援に関すること。	(7) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の整備費補助に関すること。
(6) 不妊治療等支援事業に関すること。	
<b>給付金担当係長</b>	
(1) 妊娠・出産寄り添い給付金に関すること。	<b>保育料係</b>
(2) 母子保健情報システムの総括に関すること。	(1) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額の制度設計に関すること。
(3) 乳幼児健康診査に関すること。	(2) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額の賦課決定に関すること。
(4) 育成医療・養育医療の統括に関すること。	(3) 市徴収利用者負担額（保育所保育料及び認定こども園にじいる）の収納管理に関すること。
(5) 妊婦一般健康診査の総括に関すること。	(4) 市徴収利用者負担額の滞納者に対する納付指導、納付相談及び滞納処分に関すること。
(6) 新生児聴覚検査に関すること。	(5) 特定子ども・子育て支援施設等の利用にかかる給付に関すること。
(7) 産婦健康診査に関すること。	(6) 子ども・子育て支援法に定める実費徴収（副食費に限る。）補足給付事業に関すること。
<b>子育て支援部支援制度担当部長</b>	
(1) 保育推進課、保育・子育て支援センター、認定こども園にじいろ及び施設運営課所管事務の総括調整に関すること。	(7) 札幌市子ども・子育て支援事務センターへの委託統括に関すること（他係の所管を除く。）。
<b>保育推進課</b>	
<b>保育企画係</b>	
(1) 担当部内の庶務・予算のとりまとめに関すること（事務係所管のものを除く。）。	<b>保育推進課指導担当課長</b>
(2) 第4次さっぽろ子ども未来プラン第5章需給計画（「教育・保育」部分のみ。）の進捗管理及び供給確保策の検討に関すること。	(1) 指導担当係長所管事務の総括調整に関すること。
(3) 待機児童対策施策の調整に関すること。	(2) 市立保育所及び市立認定こども園職員の人事、労務管理に係る総括調整に関すること。
(4) 子ども・子育て支援法に定める利用者支援事業のうち、保育コーディネーターに関すること。	<b>指導担当係長（5）</b>
(5) 保育士確保事業に関すること。	(1) 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設、母子生活支援施設の運営指導（児童処遇）に関すること。
(6) 保育サービスに係る新規事業の企画調整に関すること。	(2) 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設に入所する児童の児童処遇等に係る苦情・相談に関すること。
(7) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設の入所事務の総括調整に関すること。	(3) 認可保育所、認定こども園、及び地域型保育事業を実施する施設において保育又は教育に従事する者への研修の実施に関すること。
(8) 子ども・子育て支援法に係る保育の必要性の認定に関すること。	(4) 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園並びに地域型保育事業及び認可外保育を実施する施設で発生した事故の報告に関すること。
(9) 子ども・子育て支援新制度システムの保守に関すること（他係に属するものを除く。）。	(5) 地域型保育事業を実施する施設の巡回指導に関すること。
(10) 区保健福祉部に対する事務指導監査（児童福祉法関係及び特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設の入所事務指導監査）に関すること。	(6) 市立保育所及び市立認定こども園の保育士等の研修に関すること。
(11) 区保健福祉部職員等に対する研修（児童福祉法現業員等への基礎研修、保育所事務等）に関すること。	(7) 市立保育所及び市立認定こども園の実習生及び職業体験受入の調整に関すること。
(12) 保育推進課の他の職員に属さないこと。	
<b>施設整備担当係長</b>	
(1) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の認可基準に関すること。	

<p>(8) 市立保育所及び市立認定こども園の会議等に関する事 こと。</p> <p>(9) 保育所・幼稚園・小学校の連携に関する事 こと。</p> <p>(10) 障がい・医療的ケア児保育等認定及び医療的ケア児保育 認定審査会の計画・実施に関する事 こと。</p> <p>(11) 障がい児保育巡回指導、障がい児保育巡回指導専門員の 選任及び委嘱に関する事 こと。</p> <p>(12) 障がい児保育研修会に関する事 こと。</p> <p>(13) 障がい・医療的ケア児保育事業に係る相談等に関する事 こと。</p> <p>(14) 認可外保育施設に対する保育内容の指導及び実態調査・ 相談・報告等に関する事 こと。</p> <p>(15) 認可外保育施設に従事する者への研修の実施に関する 事 こと。</p> <p>(16) 認可外保育施設の施設対応、児童処遇、職員処遇に係る 苦情・相談に関する事 こと。</p> <p>(17) 認可外保育施設の開設状況に係る、ホームページ等を活 用した、市民への情報提供に関する事 こと。</p> <p>(18) 特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する事（認 可外保育施設及び企業主導型保育施設が実施する一時預か り、病児保育事業）。</p> <p>(19) 認可外保育施設に係る、補助金・支援金の申請及び支払 いに関する事 こと。</p>
<p><b>保育推進課栄養指導担当課長</b></p>
<p>(1) 栄養指導担当係長所管事務の総括調整に関する事 こと。</p>
<p><b>栄養指導担当係長</b></p>
<p>(1) 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こ ども園、地方裁量型認定こども園及び地域型保育事業を実施 する施設の運営指導（給食運営）、給食関係施設整備に関す る事 こと。</p> <p>(2) 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こ ども園、地方裁量型認定こども園及び地域型保育事業を実施 する施設に従事する者の給食運営に係る研修の実施に関す る事 こと。</p> <p>(3) 認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業を実施 する施設の食育、給食、食物アレルギー等の調査・研究に関 する事 こと。</p> <p>(4) 認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業を実施 する施設の給食運営に係る相談、助言に関する事 こと。</p> <p>(5) 市立保育所及び市立認定こども園の食育関係会議等に関 する事 こと。</p> <p>(6) 市立保育所及び市立認定こども園の給食従事者等の研修 に関する事 こと。</p> <p>(7) 市立保育所及び市立認定こども園の給食業務並びに食育 推進に係る連携に関する事 こと。</p> <p>(8) 南区保育・子育て支援センターの食育推進に係る連携に 関する事 こと。</p>
<p><b>子育て支援課幼保連携担当課長</b></p>
<p>(1) 市立認定こども園の円滑な実施に係る調査研究及び総括 調整に関する事 こと。</p>
<p><b>保育・子育て支援センター（中央・北・東・白石・厚別・豊平・ 西・手稲区）</b></p>

<p><b>保育係</b></p>
<p><b>副主幹（中央・厚別）</b></p>
<p>(1) 児童福祉法に基づく保育を必要とする乳幼児の保育に関 する事 こと。</p>
<p><b>子育て支援係</b></p>
<p>(1) 地域子育て支援事業の実施に関する事 こと。</p> <p>(2) 子育てに関する市内他機関との連携・調整に関する事 こと。</p>
<p><b>保育園（9園）</b></p>
<p>(1) 児童福祉法に基づく保育を必要とする乳幼児の保育に関 する事 こと。</p>
<p><b>保育・子育て支援センター（南区）</b></p>
<p><b>子育て支援係</b></p>
<p>(1) 地域子育て支援事業の実施に関する事 こと。</p> <p>(2) 子育てに関する市内他機関との連携・調整に関する事 こと。</p>
<p><b>認定こども園にじいろ</b></p>
<p><b>保育教育係</b></p>
<p>(1) 児童福祉法に基づく保育を必要とする乳幼児の保育に関 する事 こと。</p> <p>(2) 認定こども園法に基づく3歳以上の幼児期の学校教育に 関する事 こと。</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく特別支 援教育に関する事 こと。</p> <p>(4) 研究実践園業務に関する事 こと。</p> <p>(5) 札幌市立認定こども園にじいろに係る照会及び施設見学 に関する事 こと。</p>
<p><b>子育て支援係</b></p>
<p>(1) 地域子育て支援事業の実施に関する事 こと。</p> <p>(2) 子育てに関する市内他機関との連携・調整に関する事 こと。</p> <p>(3) 札幌市認定こども園にじいろに係る照会及び施設見学に 関する事 こと。</p>
<p><b>施設運営課</b></p>
<p><b>運営一係</b></p>
<p>(1) 私立の特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営及 び施設設備等の基準に関する事 こと。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設 の運営指導（施設運営）に関する事 こと。</p> <p>(3) 施設型給付費及び地域型保育給付費の給付に関する事 こと。</p> <p>(4) 市立保育所及び市立小規模保育事業に係る指定管理者制 度に関する事 こと。</p> <p>(5) 札幌市保育園医研究会の運営に関する事 こと。</p> <p>(6) 保育所等（市立保育所を除く。）における園医等の選任に 係る医師会等との連絡調整に関する事 こと。</p> <p>(7) 市有地貸付に係る渉外のうち保育所等の運営に関する事 こと。</p> <p>(8) 保育センターの運営管理に関する事 こと。</p> <p>(9) 子ども・子育て支援法に定める一時預かり事業（私立の特 定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設が実施 するものに限る。）の総括調整及び交付に関する事 こと。</p> <p>(10) 私立幼稚園における一時預かり事業に関する事 こと。</p>

### Ⅲ 事務分掌

(11) 子育て支援員の総括調整に関すること。 (12) 課内他係の主管に属しないこと。
<b>運営調整担当係長</b>
(1) 病児・病後児保育事業（こどもデイサービスセンター）に関すること。 (2) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設への市単費補助事業（制度・交付）に関すること。 (3) 私立学校（幼児教育に係る施設に限る。）の助成に関すること。 (4) 札幌市私立幼稚園連合会との連絡調整に関すること（他係の所管に係るものを除く。） (5) 札幌市私立保育連盟等、認可保育所団体、保育連絡会との連絡調整に関すること。
<b>運営二係</b>
(1) 施設型給付費及び地域型保育給付費の算定に関する基準及び給付に関すること。 (2) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設の運営指導（施設運営）に関すること。 (3) 子ども・子育て支援法に定める時間外保育事業（私立の特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設が実施するものに限る。）の総括調整及び交付に関すること。 (4) 子ども・子育て支援法に定める実費徴収（副食費を除く。）に係る補足給付事業（制度・交付）に関すること。 (5) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設への市単費補助事業（制度・交付）に関すること。 (6) 施設型給付及び地域型保育給付の予算編成に関すること。 (7) 支弁（給付）要綱の管理に関すること。

### 3 児童相談所

<b>児童相談所</b>
<b>地域連携課</b>
<b>管理係</b>
<b>主査〔調整〕</b>
(1) 部の庶務・予算に関すること。 (2) 部の人事・労務管理に関すること。 (3) 部の経理に関すること。 (4) 部の会計年度任用職員の任用事務に関すること。 (5) 公印の管理に関すること。 (6) 業務用車両の運行管理に関すること。 (7) 庁舎等の維持管理及び公有財産の管理に関すること。 (8) 児童相談所業務等に係る統計及び報告に関すること。 (9) 一時保護所入所児童に対する給食の提供並びに栄養相談及び栄養指導に関すること。 (10) 児童福祉施設（保育所、母子生活支援施設及び助産施設を除く。）及び里親等に対する措置費の支弁に関すること。 (11) 被措置児童に係る医療費の支弁に関すること。 (12) 被措置児童に係る市単独事業の実施に関すること。 (13) 児童福祉施設入所者負担金の徴収に関すること。

(14) 道立児童自立支援施設負担金の支弁等に関すること。 (15) 障がい児施設等に対する施設給付費の支弁に関すること。 (16) 子ども安心ホットラインの運用に関すること。 (17) 部内他課係の主管に属しないこと。
<b>運営指導担当係長</b>
(1) 児童福祉施設（障がい児施設、保育所、母子生活支援施設、助産施設及び児童厚生施設を除く。次号から第8号までにおいて同じ。）の整備計画及び整備に関すること。 (2) 児童福祉施設の設置認可並びに廃止及び休止の承認に関すること。 (3) 児童福祉施設の運営指導に関すること。 (4) 児童福祉施設に対する補助金の交付に関すること。 (5) 児童福祉施設に係る社会福祉法人の定款変更に関すること。 (6) 児童福祉施設に係る公有財産の管理に関すること。 (7) 児童福祉施設入所者に係る苦情・相談に関すること。 (8) 児童福祉施設事務費等保護単価の設定に関すること。 (9) 子育て短期支援事業の総括調整に関すること。 (10) 学習等支援事業に関すること。 (11) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に関すること。 (12) 養子縁組あっせん事業に関すること。 (13) 社会的養護自立支援事業に関すること。 (14) 被措置児童等虐待に関すること。 (15) その他特命事項に関すること。
<b>地域連携担当係長</b>
(1) 区家庭児童相談室との連携及び連絡調整等に関すること。 (2) おやこ支援担当係長との連携及び連絡調整等に関すること。 (3) 札幌市要保護児童対策地域協議会に関すること。 (4) 子育て世帯訪問支援事業に関すること。 (5) 児童虐待予防に係る広報、啓発に関すること。 (6) オレンジリボン地域協力員制度の運用に関すること。 (7) その他特命事項に関すること。
<b>企画担当係長</b>
(1) 札幌市児童相談体制強化プラン及び新たな児童相談機能の検討に関すること。 (2) 社会的養育推進計画に関すること。 (3) 児童虐待防止に係る職務に従事する職員の人材育成ビジョンに関すること。 (4) 福祉コース育成方針の取組（研修等）に関すること。 (5) その他特命事項に関すること。
<b>第二児童相談所担当部長</b>
(1) 第二児童相談所担当課長所管事務の総括調整に関すること。 (2) 相談判定三課所管事務の総括調整に関すること。
<b>第二児童相談所担当課長</b>

(1) 第二児童相談所担当係長所管事務の総括調整に関する こと。
<b>第二児童相談所担当係長</b>
(1) 第二児童相談所の整備に関する こと。 (2) その他特命事項に関する こと。
<b>地域連携担当課長（中央・北・東・白石・厚別・豊平・清田・ 南・西・手稲）</b>
(1) 児童相談所及び区家庭児童相談室相互の連携、調整に 関すること。
<b>緊急対応担当部長</b>
(1) 緊急対応担当課長及び調査担当課長所管事務の総括調整 に関する こと。
<b>緊急対応担当課長</b>
(1) 調査担当係長所管事務の総括調整に関する こと。
<b>調査担当課長</b>
(1) 警察との連携に関する こと。
<b>調査担当係長(7)</b>
(1) 児童虐待に係る総括に関する こと。 (2) 児童虐待通告に係る相談及び調査等に関する こと。 (3) 被虐待児の緊急一時保護の実施に関する こと。 (4) 通告情報の入力・管理に関する こと。 (5) 子ども支援推進会議（教育委員会との連携）に関する こ と。 (6) アセスメントツールに関する こと。 (7) 警察との連携に関する こと。 (8) 児童の臓器移植に関する こと。 (9) 法医学診療、性教育に関する こと。
<b>家庭支援課</b>
<b>地域支援係</b>
(1) 児童養護施設等への措置児童の進行管理に関する こと。 (2) 児童福祉法第 56 条に基づく費用徴収額確認に関する こ と（中央区・北区・東区・南区・西区・手稲区）。 (3) 子ども・子育て会議処遇部会の実施等に関する こ と（児童 の措置等に限る。）。 (4) 児童福祉法第 28 条及び第 33 条に基づく家庭裁判所への 申 立事案の進行管理に関する こ と。 (5) 市内・市外児童養護施設との各種調整等に関する こ と。 (6) メンタルフレンド事業に関する こ と。 (7) 課の庶務等に関する こ と。 (8) 児童票の管理に関する こ と。
<b>地域支援担当係長</b>
(1) 児童養護施設等への措置児童の進行管理に関する こ と。 (2) 児童福祉法第 56 条に基づく費用徴収額確認に関する こ と（白石区・厚別区・豊平区・清田区）。
<b>里親担当係長</b>
(1) 里親の登録・助言・研修・その他援助・指導に関する こ と。 (2) 里親・ファミリーホーム・乳児院との各種調整に関する こ と。

(3) 里親支援機関との連絡調整に関する こ と。 (4) 里親支援体制の構築に関する こ と。
<b>療育指導係</b>
(1) 発達に心配のある子どもの療育支援に関する こ と。 (2) 先天性障がい児の早期療育支援に関する こ と。
<b>家庭支援課一時保護担当課長</b>
(1) 一時保護一係、一時保護二係及び一時保護三係所管事務 の 総括調整に関する こ と。
<b>一時保護一係</b>
(1) 緊急一時保護に関する こ と。 (2) 一時保護児童の行動観察に関する こ と。 (3) 短期入所による生活指導に関する こ と。
<b>一時保護二係</b>
(1) 緊急一時保護に関する こ と。 (2) 一時保護児童の行動観察に関する こ と。 (3) 短期入所による生活指導に関する こ と。
<b>一時保護三係</b>
(1) 緊急一時保護に関する こ と。 (2) 一時保護児童の行動観察に関する こ と。 (3) 短期入所による生活指導に関する こ と。
<b>相談判定一課</b>
<b>相談一係</b>
(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務 に 関すること（中央区）。
<b>相談二係</b>
(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務 に 関すること（南区・手稲区）。
<b>相談三係</b>
(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務 に 関すること（西区）。
<b>判定係</b>
(1) 児童、保護者等の心理診断及び心理療法に関する こ と。 (2) 判定書等諸証明の交付に関する こ と。 (3) 児童の精神発達、心身障がい、性格等についての精神医学 的 診断に関する こ と。 (4) 児童の心身の発達、栄養疾患、機能障がい等についての小 児 医学的診断に関する こ と。
<b>判定担当係長</b>
(1) 児童、保護者等の心理診断及び心理療法に関する こ と。 (2) 判定書等諸証明の交付に関する こ と。 (3) 児童の精神発達、心身障がい、性格等についての精神医学 的 診断に関する こ と。 (4) 児童の心身の発達、栄養疾患、機能障がい等についての小 児 医学的診断に関する こ と。 (5) 部内判定係全体の事務の統括に関する こ と（マニュアル、 函書）。
<b>相談判定二課</b>
<b>相談一係</b>

### Ⅲ 事務分掌

(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関すること（北区）。
<b>相談二係</b>
(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関すること（東区）。
<b>判定係</b>
(1) 児童、保護者等の心理診断及び心理療法に関すること。 (2) 判定書等諸証明の交付に関すること。 (3) 児童の精神発達、心身障がい、性格等についての精神医学的診断に関すること。 (4) 児童の心身の発達、栄養疾患、機能障がい等についての小児医学的診断に関すること。
<b>相談判定三課</b>
<b>相談一係</b>
(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関すること（白石区）。
<b>相談二係</b>
(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関すること（豊平区）。
<b>相談三係</b>
(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関すること（厚別区・清田区）。
<b>判定係</b>
(1) 児童、保護者等の心理診断及び心理療法に関すること。 (2) 判定書等諸証明の交付に関すること。 (3) 児童の精神発達、心身障がい、性格等についての精神医学的診断に関すること。 (4) 児童の心身の発達、栄養疾患、機能障がい等についての小児医学的診断に関すること。
<b>判定担当係長</b>
(1) 児童、保護者等の心理診断及び心理療法に関すること。 (2) 判定書等諸証明の交付に関すること。 (3) 児童の精神発達、心身障がい、性格等についての精神医学的診断に関すること。 (4) 児童の心身の発達、栄養疾患、機能障がい等についての小児医学的診断に関すること。 (5) 部内児童心理司の事務の統括に関すること（検査用具・用紙、ケースカンファレンス）。
<b>法務担当課長</b>
(1) 法務に関すること。
<b>医事担当部長</b>
(1) 診察、医学的検査による子どもの診断（虐待が子どもの心身に及ぼした影響に関する医学的判断）に関すること。 (2) 子ども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導に関すること。 (3) 医学的治療に関すること。 (4) 児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への必要な指導に関すること。 (5) 一時保護している子どもの健康管理に関すること。

(6) 医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整に関すること。
<b>医務担当部長(4)</b>
(1) 児童相談所の医学診断に関すること。 (2) その他特命事項に関すること。

## 4 子どもの権利救済事務局

<b>子どもの権利救済事務局</b>
<b>次長</b>
<b>調整担当係長</b>
(1) 部の庶務・予算に関すること。 (2) 子どもの権利救済委員の委嘱事務に関すること。 (3) 子どもの権利調査員及び子どもの権利相談員の任用事務に関すること。 (4) 子どもの権利侵害の相談及び救済の申立て等の処理に係る事務手続に関すること。 (5) 子どもの権利救済機関の広報に関すること。 (6) 子どもの権利救済制度の調査研究に関すること。

## IV 令和6年度予算概要(当初予算)

( ) 内は前年度予算額を示す 単位：千円

<子ども未来局> 部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
子ども未来局	131,969,156	129,357,852	2,611,304	2.0%
子ども育成部	8,270,897	8,696,226	△ 425,329	△4.9%
<b>少年活動推進費</b>	<b>384,094</b>	<b>( 363,798)</b>		
少年団体活動促進費	106,000	ジュニアリーダーの養成等を通じた少年団体活動の促進及び支援		
少年健全育成推進費	43,768			
少年育成指導員費	56,942	市内巡回による子どもたちの問題行動（喫煙・怠学等）に対する指導、声かけ等の実施		
子どもの権利推進費	6,500	子どもの権利の普及啓発、子どもの権利委員会の開催、まちづくり等への子どもの参加の促進等		
子どもの権利救済機関運営管理費	48,384	権利侵害から子どもを救済する機関の運営管理		
子どもの学びの環境づくり補助金	24,000	不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール等民間施設に対する支援		
プレーパーク推進費	4,500	既存の公園等を活用し、規制を極力排除した子どもの遊び場「プレーパーク」の推進		
子どもの体験活動の場支援費	30,000	旧真駒内緑小学校の跡施設における子どもが主体的に体験活動を行う場の提供		
子どもの貧困対策推進費	33,000	困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげる「子どものくらし支援コーディネート事業」の実施等		
子どもの居場所づくり支援費	7,400	子ども食堂等の子どもの居場所づくりや見守り活動の実施に係る費用補助等		
ヤングケアラー支援推進費	15,000	ヤングケアラーを支援するための研修の実施や、居場所機能と相談支援機能を持つ交流サロンの開催及び訪問支援事業の実施等		
子どもの職業体験活動推進費	6,300	小学校高学年が企業を訪問し、働く大人や職業に直接触れる職業体験の機会の提供		
こどもホスピスづくり活動支援費	2,300	民間団体が設立を目指す病気を抱える子どもとその家族の居場所「こどもホスピス」の普及啓発等		

IV 令和6年度予算概要

( ) 内は前年度予算額を示す 単位：千円

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
<b>少年少女国際交流費</b>	<b>2,700</b>	( <b>6,500</b> )		
少年少女国際交流費	2,700	シンガポール少年少女交流事業による受入れ 及び姉妹都市少年少女交流事業		
<b>こども劇場運営管理費</b>	<b>73,429</b>	( <b>70,103</b> )		
こども劇場運営管理費	73,429	2か所		
<b>児童健全育成費</b>	<b>644,000</b>	( <b>687,000</b> )		
札幌市児童育成会運営補助金	644,000	民間児童育成会 44か所 上記以外の届出事業所 6か所		
<b>子ども育成関係費</b>	<b>116,876</b>	( <b>184,897</b> )		
子ども育成関係事務費	39,776			
育児休業等取得助成費	30,000	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への助成金の支給		
さっぽろ子ども未来プラン推進費	5,100	「さっぽろ子ども未来プラン」の進行管理等		
若者出会い創出費	24,000	結婚を希望する若者の出会いの機会の創出		
困難を抱える若年女性支援費	18,000	様々な困難を抱える若年女性を対象としたアウトリーチ型支援の実施等		
<b>児童会館運営管理費</b>	<b>6,457,120</b>	( <b>6,266,321</b> )		
児童会館運営管理費	4,059,186	111か所		
ミニ児童会館等運営管理費	2,362,454	88か所		
放課後子ども教室運営費	9,680	3か所		
児童クラブ医療的ケア児受入費	5,200	医療的ケア児を受け入れる児童クラブに対する看護師派遣		
児童クラブ昼食提供費	11,000	児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供の実施		
児童会館等環境改善費	9,600	インターネット環境整備 児童会館等200か所 AEDの設置 児童会館90館		

( ) 内は前年度予算額を示す 単位：千円

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
<b>児童会館整備費</b>	<b>282,000</b>	( <b>816,000</b> )		
児童会館整備費	235,000	児童会館の工事 2か所、基本・実施設計 5か所、解体 3か所等		
ミニ児童会館整備費	47,000	面積拡充工事2か所、実施設計2か所		
<b>私立学校等補助金</b>	<b>100,000</b>	( <b>100,000</b> )		
私立学校教育振興補助金	100,000	学校規模に応じた補助金及びふるさと納税制度による寄附金を活用した補助金の交付		
<b>若者支援施設運営管理費</b>	<b>202,778</b>	( <b>197,507</b> )		
若者支援施設運営管理費	202,778	若者支援総合センター、若者活動センター4 か所の運営管理		
<b>若者支援推進費</b>	<b>7,900</b>	( <b>4,100</b> )		
若者の社会的自立促進費	4,100	教育格差解消のための高校中退者等を対象とした学習相談及び学習支援		
若者支援施設調査費	3,800	老朽化が進む若者支援施設の今後についての調査及び研究		
子育て支援部	116,071,068	114,030,493	2,040,575	1.8%
<b>助産施設費</b>	<b>84,264</b>	( <b>82,973</b> )		
助産施設費	84,264	6か所		
<b>母子生活支援施設関係費</b>	<b>294,928</b>	( <b>515,316</b> )		
母子生活支援施設運営費	294,628	4か所		
母子生活支援施設整備費	300	老朽化が進む母子生活支援施設の改築に関する検討		
<b>災害遺児手当支給費</b>	<b>4,896</b>	( <b>4,738</b> )		
災害遺児手当支給費	4,896	災害遺児手当、入学等支度資金		

IV 令和6年度予算概要

( ) 内は前年度予算額を示す 単位：千円

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
<b>助産施設運営費補助金</b>	<b>7,500</b>	( <b>6,600</b> )		
助産施設運営費補助金	7,500			
<b>児童福祉事業費</b>	<b>593,225</b>	( <b>1,087,483</b> )		
児童福祉関係事務費	115,484			
母子・婦人相談員費	75,948			
母子緊急一時保護費	7,171			
ひとり親家庭支援センター等運営費	41,420		ひとり親家庭支援センターの運営及びひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業費	6,900		ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援及び生活相談の実施	
ひとり親家庭自立支援給付金	298,000		ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給並びに高等学校卒業程度認定試験合格支援	
母子生活支援施設妊婦等生活支援費	5,500		困難を抱える妊婦に対する妊娠期から出産後を見据えた支援	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費	36,402		ひとり親家庭の資格取得や技能習得を促進するための貸付け及び住宅支援資金の貸付けを行う事業主体に対する貸付原資等の補助	
ひとり親家庭等養育費確保支援費	6,400		ひとり親家庭等の子どもの養育費確保に向けた取決めや手続に関する費用の補助	
<b>災害遺児基金造成費</b>	<b>6,863</b>	( <b>3,816</b> )		
災害遺児基金造成費	6,863		6年度末基金現在高見込 683百万円	
<b>特別奨学金支給費</b>	<b>13,000</b>	( <b>13,000</b> )		
特別奨学金支給費	13,000		技能習得資金、入学支度資金	
<b>特別奨学基金造成費</b>	<b>3,696</b>	( <b>3,788</b> )		
特別奨学基金造成費	3,696		6年度末基金現在高見込 758百万円	

( ) 内は前年度予算額を示す 単位：千円

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
<b>児童手当支給費</b>	<b>27,365,275</b>	<b>( 24,025,311)</b>		
児童手当費	27,232,626	中学校卒業までの児童を養育する父母等に支給（児童一人当たり） 3歳未満 月額15,000円 3歳以上小学校修了まで 月額10,000円（第3子以降 月額15,000円） 中学生 月額10,000円 所得制限世帯（標準世帯で年収960万円以上）は一律月額5,000円 所得制限を超過する世帯（標準世帯で年収1,200万円以上）は支給なし ※R6.10月制度改正予定 ・支給対象児童を18歳到達後の最初の年度末までの児童に延長 ・支給要件児童を22歳到達後の最初の年度末までの児童に延長 ・所得制限を撤廃 ・第3子以降の手当額を月額30,000円に増額		
児童手当支給事務費	132,649			
<b>児童扶養手当支給費</b>	<b>8,571,688</b>	<b>( 8,236,762)</b>		
児童扶養手当費	8,504,380			
児童扶養手当支給事務費	67,308			
<b>母子保健費</b>	<b>3,061,375</b>	<b>( 3,342,831)</b>		
母子保健対策費	1,032,326	妊婦及び乳幼児の健康診査等		
母子保健事業推進費	61,213	母子保健情報システムの運営及び管理		
児童虐待予防強化費	63,000	保健センターにおける心理相談員の配置や関係機関との連携、予期せぬ妊娠に係る相談窓口設置等による妊婦及び親子に対する支援の実施		
育成・養育医療等対策費	152,257	入院医療を必要とする未熟児等を対象とした医療費の一部助成		
思春期保健対策費	2,034	生命誕生等に関する健康教育（対象小・中・高校生）並びに人工妊娠中絶率及び性感染症り患率低下のための相談・啓発活動の実施とネットワーク構築		
不妊治療等支援費	22,951	不育症検査及び治療に係る費用の助成、不妊専門相談事業の実施		

IV 令和6年度予算概要

( ) 内は前年度予算額を示す 単位：千円

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
妊娠・出産包括支援費	189,000		母子保健相談員の配置や産後ケア事業等、妊娠期から出産・育児まで各段階に応じた切れ目のない支援の実施	
赤ちゃんの耳のきこえ支援費	29,594		先天性難聴の早期発見のために行う、出産医療機関等における新生児聴覚検査の一部助成	
産婦健康診査費	94,000		産後間もない時期の産婦を対象とした健康診査費用の一部助成	
出産・子育て応援推進費	1,354,000		妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援の一体的な実施	
3歳児健診視覚検査費	8,000		3歳児健診にて弱視スクリーニングを行うための視覚検査の実施	
不妊治療助成費	53,000		不妊治療の先進医療に要する費用及び交通費の一部助成	
<b>公立施設運営費</b>	<b>1,555,884</b>	<b>( 1,490,282)</b>		
公立保育所等運営費	1,418,719		公立保育所 12か所 区保育・子育て支援センター 9か所	
市立認定こども園運営費	60,165		1か所	
医療的ケア児保育推進費	77,000		専任看護師の配置 9か所	
<b>施設型給付費</b>	<b>57,977,910</b>	<b>( 55,396,868)</b>		
公立保育所等給付費	1,850,144		31か所	
私立教育・保育施設給付費	55,779,907		501か所	
市立幼稚園給付費	347,859		9か所	
<b>私立施設補助金</b>	<b>4,406,000</b>	<b>( 4,893,000)</b>		
私立保育所等補助金	3,077,000		国の定める基準を上回る保育士等を配置する保育施設に対する補助等	
私立幼稚園等補助金	733,000		特別な教育的支援を要する幼児の保育に関わる教員の人件費及び教材教具・管理用備品の購入費等の補助	
障がい児・医療的ケア児保育補助金	503,000		私立保育所等における障がい児・医療的ケア児の受入体制整備に対する補助	

( ) 内は前年度予算額を示す 単位：千円

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
保育施設設備等導入補助金	93,000		保育士の業務負担の軽減や良好な保育環境の確保のための機器・設備の導入に係る費用の補助	
<b>施設運営総務費</b>	<b>627,887</b>	<b>( 564,106)</b>		
保育士等支援費	45,000		保育士の就職支援等を行う「札幌市保育人材支援センター」の運営、合同施設説明会・面接会及び人材定着化研修の実施等	
施設運営事務費	121,619			
保育料収納事務関係費	38,268			
保育人材確保緊急対策費	423,000		保育人材の確保・就労継続支援に向けた各種補助等	
<b>施設整備費</b>	<b>2,269,700</b>	<b>( 1,981,000)</b>		
私立保育所等整備補助金	2,261,000		私立保育所等の整備に対する補助 改築 3か所 移行 4か所	
区保育・子育て支援センター整備費	8,700		旧あけぼの保育園、旧豊園保育園等の解体設計等	
<b>地域型保育給付費</b>	<b>5,373,727</b>	<b>( 5,656,225)</b>		
地域型保育給付費	5,373,727		一定の基準を満たす定員6人から19人までの小規模保育を行う事業者、居宅等で保育を行う家庭的保育事業者等に対する運営費 147か所	
<b>地域子ども・子育て支援事業費</b>	<b>3,853,250</b>	<b>( 4,046,394)</b>		
保育ニーズコーディネート費	33,440		各区に配置された保育コーディネーターによる子育て世帯に対する多様な保育サービスの情報提供	
子育てサロン運営費	281,000		児童会館やNPO等で実施している常設子育てサロンへの補助等、ひろば型子育てサロン運営団体による家庭訪問型子育て支援事業の実施	
子育て援助活動支援費	69,000		登録会員制度による子どもの日常的な預かり支援及び病児・病後児や緊急時の預かり支援	

IV 令和6年度予算概要

( ) 内は前年度予算額を示す 単位：千円

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
一時預かり事業費	1,063,000	保育所や幼稚園等において実施する一時預かり事業に対する補助 594か所 うち2歳児定期利用 4か所		
病児・病後児保育事業費	112,000	病児・病後児保育事業の医療機関等への運営委託及び新規開設事業者への開設準備に係る補助等		
時間外保育事業費	345,000	時間外保育を実施している施設に対する補助 525か所		
地域子育て支援費	50,897	各区こそだてインフォメーション等における子育て相談、講座等の実施及び地域での子育て支援に係る取組支援		
さっぽろ親子絵本ふれあい費	8,500	乳幼児健診時における絵本の配布、家庭での絵本の読み聞かせに関する情報発信の実施		
実費徴収に係る補足給付費	23,000	教育・保育施設に通う低所得世帯等に対する給食費、教材費等の一部補助		
認可外保育施設等利用給付費	596,986	国による保育料無償化に係る認可外保育施設等利用者への保育料分（基準額を上限とする）の補助		
子ども・子育て支援事務センター運営費	316,073	幼児教育・保育の無償化に伴う業務等を行う「子ども・子育て支援事務センター」の運営		
私立幼稚園施設等利用給付費	933,419	国による保育料無償化に係る私学助成園利用者への保育料分（基準額を上限とする）の補助		
父親による子育て推進費	2,700	父親の積極的な子育てを推進するための講座実施や情報発信等		
子育て情報サイト関連費	7,800	さっぽろ子育て情報サイト、AIチャットボット等の運営		
子育て支援関連費	10,435	さっぽろ子育てガイドの発行やさっぽろ市民子育て支援宣言の普及啓発等、子育て支援の推進に係る取組の実施		
<b>その他</b>	<b>0</b>	<b>( 2,680,000)</b>		
児童相談所	7,627,191	6,631,133	996,058	15.0%
<b>児童相談所運営管理費</b>	<b>2,162,336</b>	<b>( 1,738,843)</b>		
児童相談所運営管理費	292,030			

( ) 内は前年度予算額を示す 単位：千円

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
一時保護関係費	392,850			
里親制度促進費	63,000		里親の新規開拓、里親制度の普及啓発、里親ショートステイ等	
家庭児童相談室費	94,815		区家庭児童相談室での児童虐待防止等に係る相談業務、支援体制強化等	
児童自立支援施設運営費負担金	23,133		北海道立大沼学園、向陽学院	
療育支援費	40,683			
児童虐待防止対策費	46,000		児童虐待の防止及び早期発見のための体制強化等	
庁舎維持管理費	100,995			
子育て短期支援費	16,989		児童養護施設等における短期預かり支援	
子ども安心ネットワーク強化費	137,000		虐待通告や養護相談の増大に対応する相談体制の強化	
児童相談体制強化費	12,000		児童相談所における児童相談関係職員研修の充実等の第3次児童相談体制強化プランに掲げる取組の推進	
仮称) 第二児童相談所整備費	763,000		(仮称) 第二児童相談所の工事費並びに仮設一時保護所及び仮事務所の運営費	
子育てデータ管理プラットフォーム運営費	16,937		児童相談システム、家庭児童相談システム及び母子保健情報システムの情報を連携させるためのシステム保守等	
児童虐待防止対策事務費	25,499			
児童養護施設等体制強化費	130,000		児童養護施設等の職員の支援を行う者等の配置に係る補助等	
子育て世帯訪問支援費	4,105		児童の養育支援が必要と認められる家庭に対する支援員の訪問による家事・育児等の支援	
子どもの意見形成・表明支援事業費	3,300		児童福祉施設等に入所している子どもに対する意見表明等支援員(アドボケイト)の派遣、アドボケイトの養成及び児童福祉施設等に対する研修・コーディネートの実施	
<b>児童福祉施設措置費</b>	<b>5,053,999</b>	<b>( 4,440,721)</b>		
児童福祉施設措置費	4,798,302		児童養護施設等	

IV 令和6年度予算概要

( ) 内は前年度予算額を示す 単位：千円

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
社会的養護自立支援費	223,000	児童養護施設等の措置解除者への居住支援及び生活支援並びに自立に向けた支援コーディネーターの配置		
施設入所児童等進学支援費	9,480	児童養護施設等の入所児童に対する進学支援		
指導委託促進費	23,217	要保護性がある児童等、継続的な指導が必要である児童及びその家庭の指導措置の委託		
<b>児童福祉施設給付費</b>	<b>410,856</b>	<b>( 451,569)</b>		
児童福祉施設給付費	410,856	障害児施設の利用契約制度における経費のうち札幌市負担部分等		

## 母子父子寡婦福祉資金貸付会計

( ) 内は前年度予算額を示す 単位：千円

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
子ども未来局	44,000	121,000	△ 77,000	△63.6%
子育て支援部	44,000	121,000	△ 77,000	△63.6%
<b>母子福祉資金貸付金</b>	<b>28,943</b>	<b>( 26,406)</b>		
母子福祉資金貸付金	28,943	修学資金等 12種類 貸付件数 63件		
<b>寡婦福祉資金貸付金</b>	<b>5,000</b>	<b>( 5,000)</b>		
寡婦福祉資金貸付金	5,000	修学資金等 12種類 貸付件数 8件		
<b>父子福祉資金貸付金</b>	<b>4,000</b>	<b>( 3,000)</b>		
父子福祉資金貸付金	4,000	修学資金等 12種類 貸付件数 6件		
<b>事務費</b>	<b>20</b>	<b>( 20)</b>		
事務費	20			
<b>公債償還費</b>	<b>6,037</b>	<b>( 86,574)</b>		
公債償還費	6,037	令和4年度剰余金の償還基準額超過による返還		

## V 第4次さっぽろ子ども未来プラン

平成24年に、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定され、この法律に基づき、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始されている。新制度では、各市町村が子ども・子育て家庭の状況や、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望を把握し、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされた。

これを受けて、平成27年3月、「札幌市子どもの権利に関する推進計画」の第2次推進計画と第1期市町村子ども・子育て支援事業計画を包含する「新・さっぽろ子ども未来プラン」（平成27年度～令和元年度）を策定した。この計画において、子どもの権利保障、子ども・子育て支援といった諸課題に取り組んできたが、女性就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加など社会環境が変化しており、保育需要の拡大や子育てについて感じる悩みの多様化、さらには、児童虐待に代表される重大な子どもの権利侵害等、対応すべき課題が顕在化してきた。

これらの課題に対応し、今後取り組むべき子どもの権利保障や市民ニーズに即した子ども施策を推進するため、第3次推進計画及び第2期市町村子ども・子育て支援事業計画を包含した「第4次さっぽろ子ども未来プラン」（令和2年度～令和6年度）を令和2年3月に策定した。当該計画では、子どもの貧困問題や児童虐待など、様々な子ども・子育て家庭の困りごとに対して、地域の様々な社会資源を活用し、重層的に子どもの支援体制を構築する「地域資源の活用」の視点と、市役所の関係部局が、子どもに関する課題に対し、縦割りにならず、子どもを中心として一つになり、連携した取組を推進する「組織横断的な連携」の視点を計画の基本的な視点として新たに位置付けている。計画の推進に当たり、複数の成果指標を設けるほか、具体的な活動指標を設定しており、庁内会議や附属機関において毎年度の点検、評価を受け、進行管理を行っていくこととしている。

### 基本理念

子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

### 基本的な視点

- 1 子どもの視点
- 2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点
- 3 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点
- 4 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える視点

### 基本目標

- 1 子どもの権利を大切にする環境の充実
- 2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実
- 3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実
- 4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

# VI-1 事業及び施策の概要 ~子ども育成部~

## VI-1-1 育児休業等取得助成事業

### 1 育児休業等取得助成事業

子どもを生み育てやすい社会の実現に向け、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを進めることを目的に、ワーク・ライフ・バランス（仕事のやりがいや責任と、家庭や地域での充実した生活が調和し、両立できること）に積極的に取り組む企業に対し、平成20年度から育児休業等に関する助成を行っている。

#### (1) 育児休業等助成金

「ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」の認証企業（下記アはステップ2以上、イ及びウはステップ1以上）で、育児休業等を取得した従業員がいる企業に対し、一定の条件を満たした場合に助成金を支給している。

項目	内容
助成金の支給	ア. 育児休業代替要員雇用助成金（最大70万円）※1回まで
	イ. 男性の育児休業取得助成金（10～30万円）※3回まで
	ウ. 子の看護休暇有給制度創設助成金（10万円）※1回まで

当助成金制度は、育児休業制度改正や社会情勢、利用状況等を鑑み制度変更を行っている。令和2年度、「男性の育児休暇取得助成金」を廃止し、「男性の育児休業取得助成金」及び「子の看護休暇有給制度創設助成金」を創設。令和5年度、「育児休業取得助成金」を廃止し、「男性の育児休業取得助成金」及び「育児休業代替要員雇用助成金」の予算額の拡充を行った。令和6年度は、「育児休業代替要員雇用助成金」の上限額を増額し、予算額の拡充を行った。

#### (2) 実績

(単位：件)

項目	H20 ～28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
育児休業取得助成金	102	20	12	8	12	18	23	-	195
育児休業代替要員 雇用助成金	7	14	6	7	7	13	15	9	78
男性の育児休業 取得助成金	-	-	-	-	13	47	49	65	174
子の看護休暇 有給制度創設助成金	-	-	-	-	3	3	5	3	14

#### (3) 企業の認証（参考）

育児のための休業、休暇の取得を推進するなど、ワーク・ライフ・バランスの取組を宣言し、所定の申請を行った企業を、取組内容に応じて下記の各ステップに認証する。平成29年度までは、「ワーク・ライフ・バランス取組企業認証制度」として子ども育成部において企業認証を行っていたが、平成30年度以降は、女性活躍に関する要素を追加した「ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」を新たに創設し、両制度における企業認証を市民文化局男女共同参画室において実施している。

【ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度】

ステップ	認証の要件
ステップ1 (取組推進宣言企業)	取組確認シートにより、取組内容を明らかにし、取組の推進を宣言している。
ステップ2 (行動計画策定企業)	ステップ1に加えて、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、届け出ている。
ステップ3 (先進取組企業)	ステップ2に加えて、労働関係法令に基づく規定を上回る制度を規定している。

## 2 困難を抱える若年女性支援事業

「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」における「思春期・若年期の女性に焦点を当てた支援制度の創設」という提言を受け、令和3年8月から「札幌市困難を抱える若年女性支援事業（通称：LiNK）」を開始し、様々な困難を抱える（抱える恐れのある）若年女性を対象とした支援を行っている。

### (1) 事業概要

#### ① アウトリーチ支援

SNSを用いた呼びかけや相談、ネットパトロール、繁華街の夜回りを実施し、若年女性に積極的に支援と情報を届ける。

#### ② 居場所の確保

落ち着いて今後の生活について相談できるよう、一時的な「安全・安心な居場所」の提供を行い、相談、見守り支援を実施。

#### ③ 自立支援

学校や家族との調整、同行支援、就労支援、医療機関との連携による支援など、自立に向けた伴走型の支援を実施。

#### ④ 関係機関連携会議

行政機関、民間支援団体などによる関係機関連携会議を設置。対象者の抱える問題の状況に応じて関係機関へつなぐ。子ども・若者育成支援推進法に基づき設置している「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」を本事業における関係機関連携会議として位置付けている。

### (2) 支援対象者

様々な悩みや困難を抱えた主に10代後半から20代の思春期・若年期の女性。

例) 暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある女性。家庭や交際相手との関係などにおいて悩みを抱え、居場所がないと不安を感じている方。

### (3) 実施体制

上記(1)①～③は、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会に委託して実施

## (4)実施状況（令和5年度実績）

## ① アウトリーチ支援

## ア 夜間見回り等の実施状況

夜間見回り実施回数	12回
SNS見回り実施回数	51回

## イ 相談及び面談の実施状況

(ア) 相談人数（相談方法ごとに実人員を記載。面談、訪問のみ延べ人数も記載。）

相談方法	電話	メール	SNS	面談	訪問	その他	計
相談人数	5人	1人	131人	7人	0人	0人	144人

(イ) 年齢別相談人数（実人員を記載）

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	不明	計
	相談人数	19人	28人	39人	30人	1人	

## ② 居場所の提供に関する支援

ア 宿泊を伴う保護人数（短期・長期は退所時点の日数で判断して記載）

短期	6人
長期（二週間を超える場合）	1人

## ③ 自立支援

ア 自立支援計画書を策定した人数（年齢別人数／実人数を記載）

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	不明	計
	人数	0人	1人	0人	0人	0人	

## 3 若者出会い創出事業

若者の理想とするライフプランの実現に向け、平成29年度から結婚を希望する若者の出会いの機会を創出する事業を実施。令和6年度は、AIを備えた会員専用システムや、相談員による伴走支援などのオンライン婚活サービスを提供する「さっぽろ結婚支援センター」を開設し、結婚を希望する若者等を支援する取組を進めていく。

## (1) さっぽろ結婚支援センターの事業概要

## ① 運営形態

オンライン（※実店舗なし）／タメニー株式会社（本社：東京都品川区）に業務委託

## ② 開設日

令和6年7月1日

## ③ 業務内容

ア お相手検索やAIによるお相手紹介などの機能を備えた会員専用システムによるオンライン婚活

イ 相談員（結婚支援コーディネーター）による伴走型の相談支援

ウ 各区民センター等における出張登録会・相談会及び婚活イベントの開催

④ 入会対象者

18歳以上の独身者で、さっぽろ連携中枢都市圏内に在住・在勤・移住希望の者

※さっぽろ連携中枢都市圏構成市町村：

札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、  
新篠津村、南幌町及び長沼町

⑤ 入会登録料

15,000円/2年

※ただし、事業開始から令和6年12月31日までに入会申込み（仮登録）を行った者には、入会促進割引登録料（7,500円）を適用

**(2) 令和6年度の事業目標**

入会登録者数：1,750人

引合せ数（お見合い数）：1,250件

成婚退会数：5組

## 4 児童会館及びミニ児童会館事業

児童会館は、児童の文化的素養を培い、その福祉を増進するために設置された児童健全育成施設（児童厚生施設※）で、児童の校外（放課後）生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通して、地域における児童の交流をより一層深めることを目的としている。

現在、児童会館は111館（令和6年4月現在）を数え、1中学校区に1児童会館を基本とした整備計画は既に達成している。

児童会館の規模は、昭和57年度以降の整備では敷地1,200㎡に建物480㎡を標準としており、施設内には体育室や図書室、プレイルーム、クラブ室、事務室などがある。

また、平成9年度から整備を進めているミニ児童会館は、児童会館を補完するものとして児童の健全育成を図っている。

第3次札幌新まちづくり計画（平成23～26年度）において、全ての小学校区に児童会館・ミニ児童会館などの放課後の居場所をつくることとし、小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して平成28年4月までにミニ児童会館を97館整備したことで、計画における目標はほぼ達成した。

さらに、札幌市市有建築物の配置基本方針（平成26年12月）の策定により、小学校改築時に合わせてミニ児童会館を児童会館に転換するなど、学校施設やコミュニティ施設との複合化を進め、1小学校区に1児童会館を整備することとしている。この場合の児童会館の規模は建物300㎡を標準とし、プレイルーム、クラブ室、集会室、事務室などがある。また、地域と共用で使用する運動スペースとして多目的ホール150㎡を整備することとしている。

児童会館では、夜間の時間帯において、児童の健全育成に資する団体等の占用利用を認めているほか、平成18年度から中・高校生の利用促進のため、週2回開館時間の延長（夜間利用）も行っており、夜間利用を実施する児童会館は段階的に拡大し、現在108館で実施している。

この児童会館及びミニ児童会館の運営管理は、（公財）さっぽろ青少年女性活動協会が行っている（児童会館は指定管理）。

### (1) 実施事業の内容

#### ① 開館日・開館時間

##### ア 児童会館

日曜日、国民の祝日、振替休日及び年末年始を除く毎日午前8時45分から午後6時まで（ただし、中・高校生の夜間利用日にあつては午後9時まで、占用利用にあつては午後6時15分から午後9時まで）

##### イ ミニ児童会館

日曜日、国民の祝日、振替休日及び年末年始を除く毎日児童下校時から午後6時まで（ただし、学校休業日は午前8時45分から午後6時まで）

#### ② 各種集い

各種集いを通じ、児童と地域住民等との世代相互の交流を深める。

◆ 工作会、スポーツ大会、鑑賞会、読み聞かせ、もちつき会など

#### ③ クラブ活動

児童の自主活動グループの育成を目的として、児童の要求にあったクラブをつくり、

継続的な活動を行う。

- ◆ 音楽、ダンス、スポーツ、生け花、野菜づくり、ボランティア活動など

④ 野外活動

自然に親しむ中で、情操豊かで人間性に富む児童を育成する。

- ◆ キャンプ、ハイキングなど

⑤ 自主活動

普段の自主的な活動の中で、異年齢間の交流を図る。

- ◆ 自由あそび、各種ゲーム（オセロ、トランプ、将棋など）、各種スポーツ（ドッジボール、バドミントン、一輪車など）

⑥ 学習支援活動

自主的に学習したいと思う子どもが、より意欲的に取り組むことができるような環境をつくる。また、遊びの要素を取り入れた学びの提供を行うなど、学習意欲を高めるような取組を行う。

- ◆ 「学習レシピ」（小学校教員のプロジェクトにより作成した指導員向けマニュアル）と学習図書を活用など

⑦ 子ども運営委員会

子どもたちが、児童会館の運営等に自分たちの意見を反映させ、主体的に関わることによって、児童会館への愛着を深め、地域活動への関心を育む。

- ◆ 児童会館利用のルールづくり、各種事業の企画・運営への参画、地域との共催による行事の実施、利用者からの要望等の取りまとめなど

⑧ 合同行事

児童会館の枠を超えて、広く児童の交流・親睦を図る。

- ◆ ブロック別合同行事（お祭り、ウォークラリーなど）

⑨ 子育て支援事業

就学前児童及びその保護者の支援を図る。

- ◆ 子育てサロン、各種遊びの紹介・実践など

⑩ 中・高校生の利用促進

長期休業中を除く週2回の夜間利用により中・高校生の利用を促進するとともに、中・高校生自身が自主的に企画した活動などを行う。

- ◆ スポーツ大会、クッキング、お祭り、乳幼児対象事業へのボランティア参加など

※児童厚生施設

児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設。

- ◆ 児童会館…市内に 111 館 131～135 ページ参照

- ◆ 児童遊園…市内に 12 か所 138 ページ参照

（管理は街区公園及び都市公園に準ずる施設として各区土木部で所管）

(2) 児童会館建設状況（直近5年度分）

年度	【整備状況】館名(区)
R2	【移築】発寒(西)
R3	【新築】発寒南さくら(西) 【移築】エルムの森(北)、常盤(南)、中央(中央)※苗穂はるにれ移築・名称変更
R4	【移築】二十四軒(西)
R5	【新築】東山(豊平)
	【改築】手稲前田(手稲) 【移築】苗穂・本町(東)※苗穂移築・名称変更
R6	【新築】元町北ポプラ(東)
	【移築】光陽(北)、山の手(西)

※年度については、各児童会館における供用開始年度を記載。

※上記以外の児童会館の整備状況については「VII施設一覧」を参照。

(3) ミニ児童会館整備状況（直近5年度分）

年度	【整備状況】館名(区)
R2	—
R3	【廃止】中央小(中央)、発寒南小(西) 【拡張】星置東小(手稲)
R4	【拡張】三里塚小(清田)
R5	【廃止】東山小(豊平) 【拡張】資生館小(中央)、みどり小(豊平)
R6	【廃止】元町北小(東)

※上記以外の児童会館の整備状況については「VII施設一覧」を参照。

(4) 児童会館利用状況

年度 項目	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	状況	1日1館あたり								
館数	108館		108館		109館		109館		110館	
延開館日数	28,174日		31,551日		31,604日		31,981日		32,150日	
総利用者数計	2,394,985人	85人	1,680,563人	53人	1,631,894人	52人	2,146,439人	67人	2,395,605人	75人
幼児	168,612人	(7.0%)	91,917人	(5.5%)	58,528人	(3.6%)	112,438人	(5.2%)	110,095人	(4.6%)
小学生	1,803,592人	(75.3%)	1,372,269人	(81.7%)	1,423,110人	(87.2%)	1,740,070人	(81.1%)	1,964,206人	(82.0%)
中・高校生	126,852人	(5.3%)	94,126人	(5.6%)	60,972人	(3.7%)	113,623人	(5.3%)	132,780人	(5.5%)
一般	295,929人	(12.4%)	122,251人	(7.3%)	89,284人	(5.5%)	180,308人	(8.4%)	188,524人	(7.9%)
夜間占用 延利用件数	9,798件	月平均 8件	7,575件	月平均 6件	5,954件	月平均 5件	9,849件	月平均 8件	9,644件	月平均 7件
夜間占用 延利用者数	141,951人	14人	93,855人	12人	71,944人	12人	123,193人	13人	119,073人	12人

(5) ミニ児童会館利用状況

年度 項目	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	状況	1日1館あたり								
館数	92館		92館		90館		90館		89館	
延開館日数	24,372日		26,921日		26,726日		26,395日		26,257日	
総利用者数計	1,447,245人	59人	1,021,147人	38人	1,095,082人	41人	1,281,430人	49人	1,396,505人	53人
低学年	1,161,469人	(80.3%)	873,091人	(85.5%)	942,816人	(86.1%)	1,075,298人	(83.9%)	1,162,571人	(83.2%)
高学年	253,196人	(17.5%)	143,209人	(14.0%)	147,946人	(13.5%)	197,465人	(15.4%)	224,672人	(16.1%)
その他	32,580人	(2.3%)	4,847人	(0.5%)	4,320人	(0.4%)	8,667人	(0.7%)	9,262人	(0.7%)

VI-1-4 児童会館及びミニ児童会館事業

(6) 児童会館館別利用状況（令和5年度）

区	児童会館名	開館日数 (日)	時間内利用 利用者数 (人)	夜間占用利用 利用者数 (人)	総利用者 (人)	うち、児童クラブ出席	うち、中高生夜間利用	うち、子育てサロン参加
						(人)	(人)	(組)
中央	中島	293	17,475	506	17,981	663	0	476
	円山	293	26,005	1,599	27,604	20,307	414	914
	山鼻	293	20,704	1,525	22,229	9,582	473	2,370
	緑丘	293	36,019	949	36,968	29,390	846	865
	宮の森	293	21,636	0	21,636	16,944	0	395
	桑園	293	39,848	2,091	41,939	31,119	386	2,344
	幌西	293	18,271	1,576	19,847	12,405	0	1,019
	中央	293	35,298	1,623	36,921	26,673	284	1,700
	円山西町	294	14,495	442	14,937	7,845	463	0
	山鼻かしわ	293	20,546	1,848	22,394	16,072	339	970
二条はるにれ	293	32,305	648	32,953	24,680	246	0	
北	新琴似	293	16,244	1,022	17,266	10,706	90	642
	篠路	296	19,036	82	19,118	12,551	965	370
	新川	293	26,240	778	27,018	21,621	257	674
	屯田	299	20,016	724	20,740	16,454	210	862
	太平	299	12,138	673	12,811	6,686	258	870
	麻生	293	14,705	2,540	17,245	4,965	842	597
	新琴似西	293	15,585	464	16,049	10,816	180	323
	篠路西	300	24,718	43	24,761	16,640	807	762
	新川中央	293	19,129	1,533	20,662	15,154	391	569
	幌北	293	16,940	647	17,587	11,043	564	385
	エルムの森	293	30,577	1,676	32,253	18,934	535	1,532
	光陽	293	20,513	372	20,885	13,870	200	789
	百合が原	300	19,378	0	19,378	14,368	253	824
	あいの里	299	13,668	861	14,529	10,283	195	399
	あいの里ひがし	298	16,850	495	17,345	10,880	645	835
屯田北	299	28,996	651	29,647	20,957	656	836	
東	新生	295	17,161	2,702	19,863	11,924	371	0
	ひのまる	295	23,352	2,794	26,146	10,745	1,286	1,782
	伏古	294	15,479	475	15,954	8,273	791	422
	苗穂・本町	294	15,034	526	15,560	10,156	644	414
	札苗	294	43,399	1,186	44,585	33,792	722	631
	元町	294	26,394	916	27,310	19,293	459	666
	丘珠たから	293	20,031	1,246	21,277	13,133	634	1,027
	栄西	295	19,488	776	20,264	14,224	385	508
	北光	294	17,068	279	17,347	15,593	77	0
	東苗穂	294	17,890	1,486	19,376	10,305	1,181	807
	北栄	294	15,550	544	16,094	9,177	424	803
	丘珠ひばり	294	16,609	33	16,642	9,473	566	387
	元町南	295	26,628	1,756	28,384	18,942	861	585
	東雁来	295	49,631	2,481	52,112	38,092	918	667
栄西小はんのき	296	20,064	0	20,064	11,772	954	0	
白石	北郷	293	32,408	762	33,170	23,476	442	401
	菊水やよい	293	17,052	2,257	19,309	11,865	264	1,102
	東札幌	293	26,136	275	26,411	18,656	344	1,242
	北東白石	293	15,542	819	16,361	11,241	156	237
	東白石	293	22,101	91	22,192	16,647	15	906
	菊水元町	293	23,108	614	23,722	14,229	701	812
	柏丘	293	18,685	2,360	21,045	14,065	710	880
	栄通	293	14,851	423	15,274	8,519	438	390
川北	293	25,797	1,970	27,767	21,309	837	110	

VI-1-4 児童会館及びミニ児童会館事業

区	児童会館名	開館日数 (日)	時間内利用 利用者数 (人)	夜間占用利用 利用者数 (人)	総利用者 (人)	うち、		
						児童クラブ出席 (人)	中高生夜間利用 (人)	子育てサロン参加 (組)
厚別	もみじ台	293	14,132	861	14,993	11,008	211	155
	厚別西	293	19,042	2,866	21,908	12,891	107	215
	厚別南	293	18,191	993	19,184	14,399	72	260
	厚別東	293	20,693	360	21,053	15,308	523	516
	青葉	293	7,031	1,093	8,124	2,909	349	493
	しなの	293	21,233	817	22,050	13,469	521	810
	上野幌	293	21,905	0	21,905	17,101	17	243
	もみじ台ふれあい	293	3,793	216	4,009	1,893	140	13
豊平	豊平	293	24,442	3,970	28,412	16,338	803	1,191
	西岡	293	14,838	548	15,386	12,004	161	266
	平岸	293	10,297	2,316	12,613	2,009	306	1,818
	東月寒	293	19,877	2,107	21,984	16,309	267	281
	福住	293	23,150	1,503	24,653	15,375	549	1,960
	中の島	293	24,130	1,151	25,281	17,606	107	1,130
	美園	293	15,437	2,160	17,597	10,777	530	254
	月寒	293	17,276	4,212	21,488	14,447	332	248
	西岡高台	293	22,291	590	22,881	16,000	574	254
	東山	144	10,850	27	10,877	8,007	128	0
	天神山	293	21,028	1,610	22,638	11,502	573	2,409
	あやめ野	293	27,021	1,778	28,799	21,684	356	877
	羊丘	293	23,285	346	23,631	18,063	228	200
清田	清田	293	18,566	1,406	19,972	15,159	294	138
	平岡	293	18,293	901	19,194	11,662	388	782
	北野	293	20,553	1,134	21,687	14,006	301	1,107
	清田中央	293	26,967	1,112	28,079	19,166	368	100
	里塚	293	16,955	526	17,481	10,754	120	322
	北野台	293	25,146	120	25,266	21,344	343	389
	美しが丘	293	14,126	1,017	15,143	9,488	251	258
	平岡みどり	293	28,199	551	28,750	21,932	17	701
南	澄川	293	25,543	0	25,543	20,668	2	300
	藻岩	293	23,276	2,808	26,084	18,418	247	778
	藤野	293	10,828	402	11,230	6,721	397	265
	真駒内	294	14,577	0	14,577	10,459	286	177
	南の沢	293	14,077	149	14,226	9,951	522	184
	石山	293	20,292	0	20,292	14,640	219	185
	常盤	293	18,836	0	18,836	12,857	268	227
	真駒内五輪	293	25,059	1,357	26,416	17,721	379	574
	みすまい	293	6,756	225	6,981	4,521	305	132
西	手稲東	293	13,084	2,415	15,499	6,323	347	543
	八軒	293	22,317	1,836	24,153	13,611	625	1,123
	西野	293	23,110	1,936	25,046	15,600	457	468
	発寒北	293	12,390	652	13,042	7,109	404	771
	山の手	293	17,205	1,297	18,502	10,403	804	1,167
	二十四軒	293	27,561	1,184	28,745	19,252	237	525
	発寒	293	35,744	784	36,528	25,499	27	1,498
	宮の沢	293	34,267	1,814	36,081	25,250	365	2,489
	平和	293	15,830	588	16,418	9,630	450	1,057
	八軒北	293	22,481	2,652	25,133	15,647	492	761
発寒南さくら	293	23,407	277	23,684	17,431	71	0	
手稲	手稲前田	293	25,355	408	25,763	21,816	31	240
	稲穂	293	19,913	613	20,526	14,625	168	788
	あけぼの	293	25,286	1,115	26,401	19,982	929	129
	富丘	293	20,421	1,906	22,327	13,926	523	228
	西宮の沢	293	25,779	331	26,110	15,333	478	223
	いなづみ	293	12,104	1,362	13,466	7,833	429	686
	前田しらかば	293	12,508	1,586	14,094	6,027	411	1,005
	星置	293	15,521	987	16,508	9,178	134	971
	新発寒	293	13,452	1,660	15,112	8,446	437	1,097
	金山	293	14,013	299	14,312	9,574	224	497

※児童クラブ実施日を開館日数としています。

VI-1-4 児童会館及びミニ児童会館事業

(7) ミニ児童会館館別利用状況（令和5年度）

区	ミニ児童会館名	開館日数 (日)	利用者数	
			(人)	うち、児童クラブ出席 (人)
中央	資生館小ミニ	293	22,985	19,240
	三角山小ミニ	293	9,196	6,682
	伏見小ミニ	293	16,083	14,525
	幌南小ミニ	293	17,079	12,460
	日新小ミニ	293	21,104	17,561
北	新琴似南小ミニ	293	13,618	9,727
	白楊小ミニ	293	21,706	17,502
	拓北小ミニ	294	12,048	10,346
	新琴似小ミニ	293	27,058	22,584
	屯田北小ミニ	294	13,539	10,382
	太平小ミニ	300	17,005	13,580
	新琴似西小ミニ	293	16,337	7,430
	北九条小ミニ	293	19,590	15,908
	北陽小ミニ	293	16,420	13,961
	屯田西小ミニ	293	25,156	23,190
	鴻城小ミニ	298	25,932	21,349
	新川小ミニ	293	14,975	8,920
	和光小ミニ	293	14,958	11,848
	茨戸小ミニ	296	9,144	6,976
東	札苗小ミニ	294	18,042	14,822
	苗穂小ミニ	294	14,777	12,548
	中沼小ミニ	294	6,000	3,843
	北園小ミニ	294	14,772	11,774
	元町小ミニ	294	22,856	20,338
	東光小ミニ	294	17,169	12,820
	栄小ミニ	294	16,517	12,806
	栄東小ミニ	294	13,905	11,880
	札幌小ミニ	294	11,798	9,874
	伏古北小ミニ	294	15,326	10,325
	元町北小ミニ	294	18,654	14,696
	栄緑小ミニ	294	9,706	7,195
	白石	菊水小ミニ	293	15,747
北白石小ミニ		293	20,810	17,052
本郷小ミニ		293	14,386	10,941
白石小ミニ		293	18,325	14,078
西白石小ミニ		293	12,016	10,142
南郷小ミニ		293	20,187	16,555
大谷地小ミニ		293	17,478	15,621
平和通小ミニ		293	11,370	9,321
東橋小ミニ		293	15,049	13,066
上白石小ミニ		293	14,834	11,786
北都小ミニ		293	13,984	10,483
厚別		ひばりが丘小ミニ	293	16,433
	厚別北小ミニ	293	25,957	20,604
	厚別東小ミニ	293	9,022	6,912

区	ミニ児童会館名	開館日数	利用者数		
			(人)	うち、児童クラブ出席 (人)	
厚別	もみじの丘小ミニ	293	8,796	6,287	
	新札幌わかいぼ小ミニ	293	16,883	12,864	
	厚別西小ミニ	293	8,675	6,460	
	大谷地東小ミニ	293	14,764	12,262	
豊平	西岡小ミニ	293	16,970	12,993	
	あやめ野小ミニ	293	10,136	7,354	
	東園小ミニ	293	15,594	13,908	
	南月寒小ミニ	293	22,562	17,732	
	平岸小ミニ	293	25,232	21,797	
	豊園小ミニ	293	20,367	17,159	
	平岸高台小ミニ	293	12,754	9,349	
清田	旭小ミニ	293	8,185	6,350	
	みどり小ミニ	293	14,893	12,639	
	真栄小ミニ	293	14,849	10,638	
	三里塚小ミニ	293	9,513	6,836	
	清田緑小ミニ	293	21,141	17,782	
	美しが丘小ミニ	293	10,009	7,425	
	平岡中央小ミニ	293	19,777	16,313	
南	北野平小ミニ	293	12,616	10,017	
	南小ミニ	293	15,669	11,291	
	定山溪小ミニ	293	1,913	1,341	
	澄川南小ミニ	293	16,393	12,200	
	藤野南小ミニ	293	15,058	12,148	
	藻岩北小ミニ	293	9,859	8,053	
	藤の沢小ミニ	293	3,323	2,541	
	藻岩南小ミニ	293	4,313	1,837	
	北の沢小ミニ	293	6,399	4,644	
	澄川西小ミニ	293	10,970	8,506	
	西	西野第二小ミニ	293	25,615	21,901
		登寒小ミニ	293	20,753	16,881
西園小ミニ		293	22,299	17,597	
八軒西小ミニ		295	14,297	11,540	
八軒小ミニ		293	13,141	10,322	
手稲東小ミニ		293	19,345	16,369	
琴似小ミニ		293	21,814	17,460	
福井野小ミニ		293	6,264	4,350	
手稲	山の手南小ミニ	293	17,079	14,669	
	手稲宮丘小ミニ	293	21,101	15,524	
	富丘小ミニ	293	15,598	13,284	
	前田中央小ミニ	293	17,069	14,750	
	星置東小ミニ	293	24,073	20,068	
	前田小ミニ	293	13,480	9,727	
	新発寒小ミニ	293	16,990	14,409	
新	新陵小ミニ	293	10,482	8,582	

※児童クラブ実施日を開館日数としています。

## 5 放課後児童健全育成事業

本事業は、放課後帰宅しても適切な保護指導が受けられない留守家庭児童の保護について、保護者と行政がともにその責任を分かち合うという観点で札幌市児童健全育成事業実施要綱を制定し、昭和57年度からスタートした。これは、昭和56年度まで無料であった留守家庭児童会と、これまでの多額の保護者負担のもとで児童育成に当たっていた民間共同児童保育所を一元化して、保護者負担の格差是正、不公平是正を図ることをねらいとしたものである。

この事業の実施に当たっては、留守家庭児童の健全育成事業を行う児童育成会を総括する児童育成会運営委員会を設け、学校施設方式（旧留守家庭児童会）の運営や会費の徴収を行うとともに、民間施設方式（旧民間共同児童保育所）には、その活動に対し一定の助成を行っており、平成元年10月1日には、その助成の基準となる同要綱について、さらに実情に合わせた内容となるよう改正した。

一方、新たに札幌市留守家庭児童対策実施要綱を制定（平成元年10月1日）し、帰宅後家庭に保護者がいない児童の安全を確保し、健全に育成するための留守家庭児童対策として、児童会館内に児童クラブを開設してきた。さらに、平成9年度からは小学校の余裕教室等を活用したミニ児童会館の整備を図り、同様に児童クラブを開設している。

なお、「学校施設方式児童育成会」については、平成11年9月の社会福祉審議会の答申に基づき、順次ミニ児童会館（児童クラブ）への転換を図ってきたところであり、平成20年3月にその全ての転換が完了したことから、廃止となった。このため、現在、本市の放課後児童健全育成事業は、児童会館・ミニ児童会館で開設する「公設民営」の「児童クラブ」と、「民設民営」の「民間児童育成会（旧民間施設方式）」及び「届出のあった民間児童健全育成事業所」の2形態で実施している。

また、民間児童育成会に対する助成金については、今後も適正かつ安定して継続することができる助成制度となるよう、平成20年度に国基準をベースに見直しを行っている。

さらに、児童クラブについては、保護者の多様なニーズに応えるため、平成23年4月から対象学年を拡大（平成23年度：4年生まで、平成24年度：5年生まで、平成25年度：6年生まで）し、平成24年4月から開設時間を延長（延長時間：午後6時から午後7時まで、土曜日・長期休業日の午前8時から午前8時45分まで）するとともに、児童クラブの制度を持続可能なものとするため、同年9月より延長した時間の利用を有料化している。

平成27年4月からは子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、国の基準に基づいて本市も本事業の設備及び運営に関する基準を条例に定めており、放課後児童健全事業の実施にあつては各事業所から届出を受けるなど、国と同じ基準のもと運営を行っている。

### (1) 児童クラブ

#### ① 対象

小学生で、放課後帰宅しても保護者が就労などにより不在のため、適切な支援が受けられない児童

#### ② 運営方法

クラブ児童への一定の配慮をしつつ、一般来館児童や異年齢の集団生活を通して互いに交流し合うよう指導する。

③ 開設場所（令和6年4月現在）

児童会館111館、ミニ児童会館88館 131ページ以降参照

④ 事業内容

ア 開設日

日曜日、国民の祝日、振替休日及び年末年始を除く毎日

イ 開設時間

下校時から午後7時まで。学校休業日は午前8時から午後7時まで。

ウ 利用料

午前8時45分から午後6時までの利用については、無料（ただし、傷害保険料として年間1,500円程度の実費負担あり）。

午前8時から午前8時45分、又は午後6時から午後7時までの利用については、月額2,000円（長期休業中のみ利用の場合は、一期間2,000円）。

(2) 民間児童育成会

① 対象（登録児童）

小学生で、放課後帰宅しても保護者が就労などにより不在のため、適切な支援が受けられない児童

② 実施方法

札幌市が各民間児童育成会に対し助成等を行っている。

③ 助成箇所数（令和6年4月現在）

42か所（市内の民家等で開設）

④ 助成要件（令和6年4月現在）

ア 登録児童数

10人以上（ただし、2年以上継続して開設している児童育成会にあっては、当該年度の5月以降に登録児童数が10人未満となった場合、当該年度については年度内運営支援費を支給している。）

イ 指導員の配置

開設時間中常時2人以上（うち1人以上は一定の資格要件に該当する放課後児童支援員）

ウ 運営内容

入会児童の望ましい交遊関係を育てるとともに、心身ともに健やかに育成するよう適正な遊びや生活の指導を行う。

エ 開所日

地域の実情等を考慮し、原則として年間250日以上開所する。

オ 開所時間

平日は1日平均3時間以上、長期休暇期間などの学校休業日は原則として1日8時間以上

カ 運営主体

5人の委員からなる育成委員会（その地域の児童育成関係者2人以上を含む。）によ

り運営

キ 指導場所

継続的に、一定期間にわたって確保され使用できる場所

⑤ 保護者会費

民間児童育成会ごとに設定

(3) 届出のあった民間児童健全育成事業所（届出事業所）

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、助成対象とはならない放課後児童クラブの実施事業者からも届出を受けており、令和6年4月現在、7事業者からの届出を受けている。

(4) 開設状況

① 開設箇所数・児童数（各年度4月末日現在）

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	か所数	登録数								
児童クラブ	199	21,247	199	20,965	199	22,436	199	22,737	199	24,502
民間児童育成会	46	1,374	45	1,331	43	1,395	43	1,393	42	1,379
届出事業所	4	170	5	195	6	188	6	232	7	225
合計	249	22,791	249	22,491	248	24,019	248	24,362	248	26,106

② 障がいのある児童の受入箇所数・児童数（各年度4月末日現在）

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数
児童クラブ	169	672	179	878	183	991	187	1,099	189	1,289
民間児童育成会	27	45	26	40	30	43	30	49	33	43
届出事業所	2	3	2	2	2	3	2	2	1	3
合計	198	720	207	920	215	1,037	219	1,150	223	1,335

③ 民間児童育成会助成箇所数内訳（各年度4月末日現在）

登録児童数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10～19人	15	10	10	9	10
20～35人	16	22	20	22	22
36～45人	7	6	5	6	3
46～55人	6	4	5	2	3
56人～	2	3	3	4	4
合計	46	45	43	43	42

## 6 放課後子ども教室事業

子どもたちの安全で健やかな居場所の確保を図るための総合的な放課後対策として、国では平成19年4月に「放課後子どもプラン」、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、国全体の目標として、全ての小学校区において、「放課後子ども教室推進事業※」と「放課後児童健全育成事業」（留守家庭児童のための施策：34ページ参照）を一体的あるいは連携して実施することとしている。

札幌市では、総合的な放課後対策を推進することを目的として、平成20年8月に「札幌市放課後子どもプラン」（計画期間は平成20～22年度）を策定し、「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」（計画期間は平成23～26年度）「新・さっぽろ子ども未来プラン」（計画期間は平成27～令和元年度）を経て、現在は「第4次さっぽろ子ども未来プラン」（令和2年度～令和6年度）に引き継がれており、児童会館及びミニ児童会館において、児童クラブの子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく育成することを基本として放課後の居場所づくりを行っている。

このほか、児童会館・ミニ児童会館のない小学校や地域において、子どもが安心して活動できる場の確保を図るため、放課後子ども教室推進事業のモデルとして、地域が主体となって運営する放課後子ども教室モデル事業を実施してきたが、ミニ児童会館の整備後についても地域の特殊性などから継続することとし、平成30年度からは放課後子ども教室事業として実施している。

また、平成24年4月からは、余裕教室など整備スペースが確保できない等の状況から当面ミニ児童会館の整備が困難な小学校において放課後子ども館を開設していたが、学校の統廃合やミニ児童会館の開設などにより徐々に減少。最後の一つとなっていた石山東小放課後子ども館についても小学校の統合に伴い、新設校である芸術の森小学校に児童会館を整備したため、令和3年3月で終了した。

今後も教育委員会などの関係部局や関係機関との連携を図りながら、学校や地域の実情等に応じ、放課後の居場所を確保する取組等を推進していく。

### ※放課後子ども教室推進事業

全ての子ども（主に小学生）を対象として、安全・安心な活動場所（居場所）を設け、PTAや町内会などの参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を推進する事業

#### (1) 実施場所等

施設名	所在地		電話	開設年月
コッポンオリ教室	〒004-0874	清田区平岡4-2 北海道朝鮮初中高級学校内	881-3971	H21.9
西こども館～PEACE～（西札幌ふれあい会館）	〒001-0931	北区新川西1-4 スーパーアークスエクスプレス3階	—	H23.3
西こども館～PEACE～（新川公園会館）	〒001-0933	北区新川西3-6	—	H23.3
とよたきこども館	〒061-2273	南区豊滝436-40	—	H27.4

#### (2) 実施方法

PTAや町内会が主体となった地域住民団体等に管理運営を委託している。

## 7 少年の健全育成事業

### (1) 少年団体・育成団体

#### ① 少年団体

団体活動・グループ活動に参加することは、自主的な社会参加や連帯意識に目覚めさせ、社会の一員としての自覚を促すという点で、人間形成の重要な時期にある青少年にとって極めて大きな意味を持つことから、少年団体の育成、活動の推進、加入の促進等の支援を行っている。

#### 【札幌市内の主な少年団体】

令和6年4月1日現在

団 体 名	会員数（人）
公益社団法人 札幌市子ども会育成連合会	22,931
一般財団法人 札幌市スポーツ協会札幌市スポーツ少年団	3,875
一般財団法人 日本ボーイスカウト北海道連盟 札幌地区委員会	293
一般社団法人 ガールスカウト北海道連盟 札幌地区協議会	211
公益社団法人 日本海洋少年団連盟 札幌海洋少年団	14
公益財団法人 交通道德協会札幌支部 札幌鉄道少年団	41

各種少年団体は、青少年の健全な育成に大きな役割を果たしているが、特に子ども会については現在全市に337の単位子ども会が結成されており、約4,900人の育成者と約17,100人の子ども会員が地域の住民活動と密接に結びついて多彩な活動を展開し、地域ぐるみの青少年育成に極めて大きな成果を上げている。

しかし、子ども会が結成されていない地区も多く、また、中心となる指導者（リーダー）がいないために十分な活動をする事ができない子ども会もあることから、子ども会のジュニアリーダー養成のほか、子ども会活動に対する市民の理解を深めるためのPR活動などを行い、子ども会活動の活性化と活動内容の充実を図っている。

#### ② 青少年育成委員会

青少年育成委員会は、地域において青少年の健全育成を推進するため、連合町内会単位（90地区）ごとに設置されており、社会参加や多様な体験機会等の提供、安全・安心の環境づくりに関する活動などを行っている。

また、青少年育成委員会は、地域全体で子どもたちを育むために町内会、学校、PTAなどの関係団体と連携を図りながら、地域の特性を生かしたさまざまな活動を展開している。

昭和61年4月には、従来の委員個々の活動に主眼を置いた「青少年育成委員」制度から、地域において組織的に活動を行う「青少年育成委員会」制度に変更し、より一層地域に密着した活動を行っている。

## VI-1-7 少年の健全育成事業

### ア 青少年育成委員会設置数及び委員定数

令和6年4月1日現在

区名	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
設置数(地区)	16	11	10	8	6	9	5	10	8	7	90
定数(人)	266	245	222	175	116	190	105	161	181	138	1,800
現員数(人)	217	199	196	156	83	146	97	146	155	117	1,512

※ 定数の合計には局保留分の1人を含む。

イ 青少年育成委員会委員の任期 … 3年(市長が選任) ※ 平成6年度までは2年

### ウ 活動内容

#### (ア) 社会参加や多様な体験機会等の提供

- ・スポーツ(地区運動会等)
- ・文化、芸術(音楽会・百人一首等)
- ・レクリエーション(三世代交流会・キャンプ・収穫体験等)
- ・その他(子どもたちと大人の意見交流会等)

#### (イ) 安全・安心の環境づくり

- ・地域安全パトロール
- ・子どもにとって有害な環境の排除活動
- ・その他(関係団体との情報交換・地域安全マップづくり等)

#### (ウ) 研修会・学習会

- ・区青少年育成委員会委員研修会の開催
- ・地区青少年育成委員会委員研修会の開催
- ・関係団体等が実施している青少年健全育成に係る研修会への参加

#### (エ) 広報啓発等

- ・広報紙の作成・回覧や、地域懇談会・講演会の開催
- ・関係団体等との意見・情報交換会や、合同行事の実施

### ③ 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

(公財) さっぽろ青少年女性活動協会は、昭和54年3月の札幌市青少年問題協議会からの建議(「青少年育成に関する当面の対策について」)に基づき、グループ活動における専門的な指導者(グループ・ワーカー)の安定的な確保と身分保障の確立を目指して、それまで任意団体であった「札幌市グループ・ワーク協会」を母体として、民間と行政が一体となって青少年の健全育成と青少年及び女性の社会参加を促進するために、昭和55年4月1日に設立された(設立当初は(財)札幌市青少年婦人活動協会。平成15年8月1日に名称を一部変更、(財)札幌市青少年女性活動協会とし、平成25年4月1日、公益法人化に伴い(公財)さっぽろ青少年女性活動協会となった。)

現在では、学校や地域、企業等へ指導者を派遣し、グループ活動に関する専門的な立場からの指導助言や人材育成を行うほか、野外活動やまちづくり活動を通じたさまざまな事業を展開し、地域における青少年育成等に取り組むとともに、多くの市有施設において指定管理業務を担い、市民活動の促進や課題を抱える若者への対応にも取り組んでいる。

ア 事務所 札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号 宮の沢若者活動センター内

イ 基本金 10,000千円(令和6年4月現在札幌市が25%出資)

## ウ 事業

## (7) 地域活動等事業

## a 自主事業

当協会が自主的に行うグループ活動の指導及び指導者の養成業務等や、自主運営施設として滝野自然学園の管理運営等を行っている。

また、子どもの体験活動を通じた健全育成活動を幅広く支援するため、こども基金「さっぽろスマイルキッズ」を設立し、市民活動団体等が行う対象事業に対し、助成を行っているほか、困難を抱える子ども・若者を支援する、こども若者応援基金「さっぽろユースチャレンジ」を設立し、「子ども・若者の居場所いところち」の運営等に活用している。

## b 受託事業

地域づくり事業等の企画や実行委員会運営、官民諸団体からの依頼に応じて行う指導業務及び指導者の養成業務（児童会館を活用した東区多世代交流事業、ハツキタ防災デイキャンプ）など

## (4) 施設管理運営事業（令和6年4月1日現在）

児童会館、ミニ児童会館、こども劇場（こどもの劇場・こども人形劇場）、若者支援総合センター、若者活動センター、定山溪自然の村、札幌エルプラザ公共4施設（男女共同参画センター、消費者センター、市民活動サポートセンター、環境プラザ）、青少年山の家、北方自然教育園

## (2) 少年少女国際交流事業

## ① シンガポール少年少女交流事業

アジア地域との交流を推進するとともに、国際的視野の広い青少年を育成することを目的に、昭和63年度からシンガポール共和国と相互交流を実施している。

派遣は隔年で行い、派遣年度の翌年度にシンガポール共和国の少年少女を受け入れている。令和5年度は、市内の中学生12人をシンガポール共和国へ派遣し、現地ではホームステイをしながら、中学校体験入学のほか、特別英語レッスン、市内視察などを行った。

## ② 姉妹都市少年少女交流事業

相互に姉妹都市関係にあるロシア連邦ノボシビルスク市及び大韓民国大田広域市の中高生がワークショップなどを通して交流を深め、相互理解と友好を育むことで、3都市の更なる友好関係の発展と中高生の国際的視野、コミュニケーション能力の養成を図ることを目的に、平成23年度から実施している。

令和5年度については、国際情勢に鑑み、当該事業は実施できなかった。

## (3) 心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動

昭和58年4月に校内暴力等の解決を目的として、「青少年非行化防止札幌市民運動」がスタートした。同年、この運動を学校・PTA・地域関係団体が連携して推進するために、各中学校区単位に「中学校区非行化防止対策推進会」が発足した。

昭和63年には非行化防止を含めた「健全育成」を目的として、運動の名称を「心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動」と改めるとともに、団体名も「中学校区青少年健全育成推進会」と改称した。

現在、この市民運動は中学校区青少年健全育成推進会、青少年育成委員会、町内会などが中心となり、「青少年を見守る店」登録推進活動をはじめ、街頭啓発、地区パトロールの実施など広範囲の活動を展開しており、地域全体で青少年の健全育成を進めている。

また、例年7月を「心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動強調月間」とし、諸活動を集中的に実施することにより、関係機関・団体、地域住民等の青少年の健全育成に対する共通の理解と認識を深め、各種活動への積極的な参加を促し、市民運動の一層の充実を図っている。

【心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動強調月間推進事業】

① 地域における子どもを見守る取組の推進

子どもの安全確保、青少年を取り巻く有害環境の排除など、地域が一体となった子どもを見守る取組を推進している。

ア 地区パトロールの実施

イ 「青少年を見守る店」登録推進活動の実施

商店等に対して、登録店であることにより、子どもたちに温かい気持ちと言葉で接することや子どもの成長に悪影響を及ぼすような品物は子どもたちに売らない、見せないことなどを依頼している。

【登録店数の推移】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録店数	5,829	5,738	5,636	5,471

ウ 北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査の実施

エ インターネット上の違法・有害情報から子どもたちを守るための啓発活動の実施

② 各種研修会の実施等

区民の集い、地区懇談会、研修会等の開催及び街頭啓発活動などを実施し、市民の青少年の健全育成に対する意識の向上を図っている。

(4) 少年育成指導員による指導・相談

喫煙や怠学など子どもの問題行動に対応するため、子ども未来局及び各区役所に少年育成指導員を配置し、駅・バスターミナル・繁華街・商業施設などを巡回して声かけや指導等を行い、子どもが抱えている悩みを少しでも解消できるよう積極的な対話に努めるとともに、地域の諸団体へ青少年の健全育成・非行化防止に向けた取組の支援を進めるほか、子どもの問題行動や友人、親子関係などに関わる各種相談にも対応している。

## 【指導対象者内訳】

(単位：人)

	未就学	小学生	中学生	高校生	その他 学生	有職 少年	無職 少年	不明	合計
3年度	5	3,752	820	58	0	3	0	5	4,643
4年度	4	3,777	1,345	79	3	7	1	0	5,216
5年度	10	3,281	1,894	53	1	0	3	5	5,247

## 【指導内容内訳】

(単位：件)

	喫煙	不良 交友	遊技場 等出入	乱暴	怠学	不健全 行為	不健全 娯楽	路上危 険行為	自転車違 反行為	法令違 反行為	その他	合計
3年度	18	66	2,050	19	2	0	46	1,451	323	85	583	4,643
4年度	29	19	3,078	31	11	0	71	1,162	271	7	537	5,216
5年度	3	0	4,731	0	92	2	74	106	21	0	218	5,247

## 【相談対象者内訳】

(単位：人)

	小学生 以下	中学生	高校生	その他 学生	有職 少年	無職 少年	成人	不明	合計
3年度	0	12	2	0	0	0	0	0	14
4年度	1	6	3	0	0	0	0	0	10
5年度	1	2	1	0	0	0	0	0	4

## 【相談内容内訳】

(単位：件)

	家庭生活	学校生活	不良行為	不登校	個人的な悩み	その他	合計
3年度	0	0	0	2	0	12	14
4年度	2	1	0	6	0	1	10
5年度	1	1	1	1	0	0	4

## (5) 子どもの権利の推進

## ① 子どもの権利の普及啓発

平成20年11月に、子どもの権利についての理解を深め、市及び市民が一体となって子どもの権利の保障を進めることを目的として、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」（以下「条例」という。）を制定し、翌21年4月1日に施行した。

子どもの権利の普及啓発の取組としては、「さっぽろ子どもの権利の日」（毎年11月20日）を中心とする啓発事業のほか、小中学生への学校授業でも活用できるパンフレットの配布や乳幼児の保護者向けリーフレットの配布など、子どもから大人まで広く市民に向けた普及啓発・理解促進の取組を行っている。

また、「子ども議会」や、返信用ハガキで市政について気軽に提案や意見を言うことができる「子どもからの提案・意見募集ハガキ」を実施するなど、市政やまちづくりへの子どもの参加や意見表明の取組を進めている。

## 【子ども議会】

子ども議会は、子どもの意見表明権等を体现する場として平成13年度から開催している。現在は、子どもたちが子ども議員として、それぞれ5人程度のグループに分かれ、

## VI-1-7 少年の健全育成事業

およそ3か月に渡り話し合いや勉強会を行い、札幌市に対する提案事項をまとめている。

令和5年度は子ども議員25名が、10名の高校生・大学生のサポートの下、自ら設定した市政に関わるテーマについて議論し、まとめた意見についてテーマごとのスライド資料を作成し、市長に直接報告した。また、市長報告会の様子は広報部YouTube公式チャンネルSapporoPRDで一般公開した。

開催年度	議員数	委員会等開催回数	提案内容
令和2年度	10人 ・小学生7人 ・中学生3人	4回	・いじめ・学校教育 ・人間と動物の関係と動物の保護活動 ・食品ロス
令和3年度	17人 ・小学生15人 ・中学生2人	6回	・地球温暖化と気候変動について ・公共の場が、障がいのある方や高齢者の方にとって、使いやすい場所にするためには
令和4年度	23人 ・小学生17人 ・中学生6人	5回	・救急隊アプリの機能強化 ・観光客向けホームページの改善 ・いじめ相談などをしやすくする学校での取組 ・ヒグマと共存できるための様々な取組 ・森林を適切に管理するための様々な取組
令和5年度	25人 ・小学生18人 ・中学生7人	6回	・アイヌ文化の継承について ・札幌市在住の外国人への多言語対応について ・性別による職業選択の固定概念について ・少子高齢化対策について ・バリアフリーの促進について

※ 回数には令和2年度は書面会議と発表、令和3年度はオンラインでの会議と発表、令和4年度以降は市長報告会を含む。

### ② 第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画

条例第46条に基づき、同条例の理念の実現に向け、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるため、札幌市子どもの権利委員会からの答申を踏まえて「札幌市子どもの権利に関する推進計画」を平成23年3月に策定した。

令和2年3月には、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画」を、札幌市の子ども・子育てに関する総合的な計画である「第4次さっぽろ子ども未来プラン」と一体的に策定した。

「第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画」

#### 【基本理念】

「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」

#### 【基本施策】

- 1 子どもの権利を大切にする意識の向上
- 2 子どもの参加・意見表明の促進
- 3 子どもを受け止め、育む環境づくり
- 4 子どもの権利侵害からの救済

### ③ 札幌市子どもの権利委員会

札幌市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証することを目的に、条例第

47条に基づく市長等の附属機関として設置しており、子どもの権利に関する施策の検証を行っている。委員は、条例で、学識経験者のほか15歳以上の子どもを含む市民のうちから委嘱することと規定しており、原則3名の高校生が委員に就任している。

## (6) 子どもの学びの環境づくり

### 【フリースクール等民間施設事業費補助事業】

不登校の原因は複雑多岐にわたり、中には学校復帰が困難な子どもも少なからず存在する。フリースクール等の民間施設は、このような子どもたちの受け皿となり、子どもたちの社会的自立に重要な役割を担っていることから、児童生徒の指導体制の整備、教材や体験学習等に係る当該経費の一部を助成する「札幌市フリースクール等民間施設事業費補助要綱」を制定し、子どもたちの学びの環境の充実を図っている。

### 【補助概要】

補助メニュー		補助額（上限）
配置職員の充実	必要職員の確保	新規に配置する職員1名につき1,260千円
	カウンセラー配置	600千円（時給上限5,000円/h×2h×60日）
活動の充実	教材・教具の整備、体験学習・実習費	800千円
	施設借上料	600千円（月額上限50,000円×12月）

※ 1団体当たりの年間補助限度額は、児童生徒8名以下の場合1,600千円、9名以上の場合2,000千円、17名以上の場合2,400千円、25名以上の場合2,800千円、33名以上の場合3,200千円。

※ 補助事業者は、上記補助メニューのうちから現状に即したものを選択し、組み合わせ可能。

## (7) その他少年健全育成事業

### ① 優良青少年及び青少年育成者表彰

「札幌市優良青少年及び青少年育成者表彰」制度は、昭和41年に善行青少年表彰として創設されたものを、昭和47年度から青少年と青少年団体に加え、青少年育成者をその対象とするよう改変し、現在に至っているものである。

この表彰は、札幌の青少年の健全な活動を推進し、地域社会の健全育成に寄与している青少年及び青少年団体並びに青少年の育成指導に貢献している育成者に対し、その功績をたたえるとともに、以後の活動を期待して表彰するものであり、これまでに2,615件の表彰を行った。（青少年856人、青少年団体534団体、青少年育成者1,225人）

### ② こどものまち「ミニさっぽろ」

本市の将来を担う子どもが、就労体験を通して働くことの楽しさや大切さ、世の中の仕組みなどを学ぶとともに社会性や協調性、自立心を養う機会とし、子どもの健全な成長に資すること、また、子どもが主体的に「ミニさっぽろ市」という疑似空間に参加することにより、市民自治意識の涵養を図るとともに札幌市民憲章の普及・啓発の機会とすることを目的に実施している。

事業内容は、市内及び近郊に住む小学校3・4年生を対象とする参加者が、仮想のまち「ミニさっぽろ市」での擬似的な就労体験により地域通貨の給料を得て、消費生活等の市民体験を行う。なお、源泉徴収により給料から市税を納めさせることで、参加者自身の就労活動が市の運営に寄与することを理解させるとともに、その給料の使途など市内における行動は参加者自身が自由に

## VI-1-7 少年の健全育成事業

決定することで自主性を養う。実施に当たっては、企業協賛金のほか各ブースの企画運営を含め、積極的に企業の協力を得るとともに、学生や小学校5・6年生等の市民ボランティアの協力により、民間との協働を実現し、効率的な事業実施を図っている。

令和6年度は、アクセスサッポロにて、10月5日(土)・10月6日(日)に実施を予定している。

### ③ プレーパーク推進事業

プレーパークは、大人が決めたルールやプログラムではなく、子どもが自由な発想で遊びを展開できる機会や場所を作る活動で、「冒険遊び場」とも呼ばれている。

地域住民等が主体となって開催・運営を行う活動であることから、担い手を発掘し市民の理解・協力を得るため、積極的に普及啓発を行うとともに、活動の円滑な実施や定着を図るための活動支援等を実施している。

令和5年度は、11団体がプレーパーク事業実施団体として登録し、活動助成を受け、プレーパークを154回開催、延べ6,982人が参加した。また、普及啓発事業として、プレーリーダーを団体からの希望に応じて派遣し、プレーパークのノウハウを提供する出張プレーパーク事業や体験プレーパーク事業、プレーパークの出前講座等を実施し、延べ2,977人が参加した。

### ④ 「子どもの体験活動の場」事業

平成24年3月に閉校した旧真駒内緑小学校の校舎・体育館等の一部を活用し、子どもの自主性と社会性を育むことを目的に、多様な体験機会を子どもに提供する場として平成26年度に整備するとともに、公募型プロポーザルにより事業者を選定し、平成27年4月より開設した。

#### ア 概要

(ア) 名称 子どもの体験活動の場「Coミドリ(こみどり)」※Coミドリは愛称

(イ) 所在地 札幌市南区真駒内幸町2丁目2-2 (Tel. 213-0906)

(ウ) 開館時間

(プレーパーク)

金～日曜日(水～日の祝日含む) 10:00～16:00

市立小学校の夏・冬・春休み期間中の水～日曜日(祝日含む)(12月29日～1月3日除く)

(運営事務局)

水～日曜日(祝日含む) 9:00～17:00

(エ) 運営事業者 公益社団法人札幌市子ども会育成連合会

(オ) 運営形態 土地及び建物の貸付と補助金の併用

#### イ 利用状況(令和5年度)

事業	年間利用者数	開催回数	平均利用者数
プレーパーク	15,642	179	87
子ども事業	3,228	66	49
合計	18,870		

### ⑤ ジュニアリーダー養成研修

地域の子どもの活動等の中心としてふさわしい資質を持ったジュニアリーダーを育成することで、地域の活動の円滑化・活性化を図り、もって地域の子どもの健やかな成長を

推進することを目的に実施している。また、ジュニアリーダー養成研修のための事業用地として、市内3か所に青少年キャンプ場を設置している。

【青少年キャンプ場の概要と利用状況】

名 称	開設年月	定 員 (人)	面 積 (㎡)	利用状況		開設期間	
				令和5年度		令和5年度	令和6年度
				団 体	人 数		
豊平区西岡 青少年キャンプ場	昭和54年 7月	100	76,987	10	543	6/17～10/1	6/15～9/29
厚別区小野幌 青少年キャンプ場	平成12年 6月	100	10,547	12	402		
手稲区 青少年キャンプ場	平成3年 10月	100	33,131	10	342		

※ 研修事業使用時以外には、青少年を主体とする団体やグループ等による利用を認めている。

⑥ 子どもの職業体験事業

子どもたちが社会や職業への関心を高め、将来を考える大切さに気付く機会を増やし、子どもの「豊かに育つ権利」や「自分らしく生きる権利」の保障の体現を目的とし、新たに小学校5・6年生を対象とした企業訪問型の職業体験事業を実施する。

初年度である令和6年度は、小学校の冬休み期間中に、市内の小学校5・6年生250名を対象に、子どもに人気の分野、人材不足が懸念される分野、今後の産業構造の変化を見据えた最先端分野など25種類の職業体験プログラムを実施する。

(8) 少年関連施設

① こども人形劇場「こぐま座」

子どもたちに夢のある人形劇を提供し、豊かな情操を育むとともに、人形劇団やサークル、グループなどを育成することを目的とし、昭和51年7月に中島児童会館に隣接して開館した。公立の人形劇専門の劇場としては全国初の施設である。道内外の劇団により、毎週土、日及び祝日に公演する一般公演と、子どもたちの春・夏・冬休み期間に開催する特別公演が行われている。

ア 施設の概要

- (ア) 所在地 札幌市中央区中島公園1番1号中島公園内 (Tel 512-6886)
- (イ) 建築面積 137.17㎡ (ホール定員 90人)
- (ウ) 構造 鉄骨造一部木造平屋建
- (エ) 利用時間 9時00分～22時00分 (日曜日：9時00分～17時00分)
- (オ) 休館日 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日
- (カ) 利用料金

単 位		利 用 料 金
1回の 公演に つき	同一のプログラムによる上演が1回の場合	入場料等の総額の5%に相当する額
	同一のプログラムによる上演が2回以上の場合	入場料等の総額の10%に相当する額

- (キ) その他 楽屋、美術工作室等は、中島児童会館施設を利用
- (ク) 管理運営 (公財) さっぽろ青少年女性活動協会 (指定管理者)

## VI-1-7 少年の健全育成事業

### イ 利用状況

利用区分 など 年度	観劇者数(人)				出演者 (リハ含) (人) (B)	研修 ・見学 (人) (C)	利用者 総数 (人) (A+B+C)	上演 回数	上演 日数	仕込み リハ・ 研修 日数
	3歳 以下 (無料)	招待	有料	計 (A)						
3年度	625	158	3,499	4,282	1,152	7,493	12,927	142	94	127
4年度	2,322	390	6,279	8,991	2,196	13,664	24,851	193	123	152
5年度	1,771	360	6,851	8,982	1,911	21,942	32,835	200	135	220

### ウ 主な事業

人形劇の質的向上を図り、市民に人形劇を定着させることを目的として、多くの団体に公演の機会を提供しているほか、人形劇の初心者向けに人形の制作や舞台美術・脚本等を指導する講習会を開催している。

事業名	回数(回) (公演事業はステージ数)	5年度参加者数(人) (公演事業は観客者数)
公演事業 (あおぞらキッズシアター、こぐま座特別公演他)	200	8,982
講座等の育成事業 (初心者のための人形劇講座、経験者のための人形劇講座他)	86	619
こどもの舞台表現活動の推進 (こども人形劇団、パペットスクール)	135	1,313
ソーシャルインクルージョンの機能を有した文化 芸術事業の拡充(パペットアートヴィレッジ他)	15	736
地域との共生および関係機関との連携 (児童会館特別公演、アウトリーチ事業他)	11	1,828
社会貢献事業の取組 (広域文化支援ネットワーク形成事業)	19	1,642
中島児童会館との協働事業 (こどもまなび塾、あそびの劇場他)	43	909
その他 (人形劇公演観劇スタンプラリー他)	通年	19,118 (うちMASOB0利用5,265)

#### ② こどもの劇場「やまびこ座」

人形劇、児童劇等の分野における創作、発表、鑑賞などを通して、子どもたちの情操の  
かん養を図り、もって子どもの健全育成に資することを目的に、昭和63年8月に開館した。

この劇場は、ホールのみ施設である「こぐま座」と比較して、美術工作室、研修室な  
どの施設が充実しているため、人形劇や児童劇などの上演のほか、人形や舞台のセット作

りや人形展示など多彩な利用が可能である。

ア 施設の概要

- (ア) 所在地 札幌市東区北 27 条東 15 丁目 (Tel 723-5911 FAX 723-5934)
- (イ) 敷地面積 4,401.24 m<sup>2</sup>
- (ウ) 建築面積 1,032.47 m<sup>2</sup> (ホール定員 300 人)
- (エ) 延床面積 1,495.37 m<sup>2</sup>
- (オ) 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階建 2 階建
- (カ) 利用時間 9 時 00 分～22 時 00 分 (日曜日：9 時 00 分～17 時 00 分)
- (キ) 休館日 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)、12 月 29 日～1 月 3 日
- (ク) 管理運営 (公財) さっぽろ青少年女性活動協会 (指定管理者)
- (ケ) 利用料金

【育成団体等が公演のためホールを利用する場合】

単 位		利 用 料 金
1 回の 公演に つき	同一のプログラムによる上演が 1 回の場合	入場料等の総額の 5% に相当する額
	同一のプログラムによる上演が 2 回以上の場合	入場料等の総額の 10% に相当する額

【その他の使用の場合】

種 別	使用時間	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
ホ ー ル		13,000円	19,000円	20,700円	50,500円
会 議 室		1,100円	1,600円	1,800円	4,300円
研 修 室		2,200円	3,200円	3,500円	8,600円
美術工作室		2,500円	3,700円	4,000円	9,700円

イ 利用状況

【ホール等利用者】

利用 区分 など 年度	観劇者数 (人)				出演者 (リハ含) (人) (B)	研修 ・見学 (人) (C)	ホール利用 総 数 (人) (A+B+C)	上演 回数	上演 日数	仕込み リハ・ 研修 日数
	3 歳 以下 (無料)	招待	有料	計 (A)						
3 年度	926	704	6,121	7,751	5,819	54	13,624	144	97	108
4 年度	1,530	923	10,502	12,955	8,361	94	21,410	195	137	131
5 年度	1,860	1,746	11,463	15,069	7,317	173	22,559	201	138	113

## VI-1-7 少年の健全育成事業

### 【総利用者】

年度	室名	ホール等	会議室	研修室	美術 工作室	図書室等	(上段) 件数 (下段) 総利用者数
	定員 面積	300 人 370 m <sup>2</sup>	16 人 40 m <sup>2</sup>	40 人 80 m <sup>2</sup>	48 人 90 m <sup>2</sup>		
3 年度	件数	438	220	275	384	—	1,317
	利用人員	13,570	1,208	3,075	3,683	4,584	26,120
4 年度	件数	2,207	253	485	539	—	3,484
	利用人員	21,316	2,460	5,705	4,910	8,605	42,996
5 年度	件数	596	375	411	502		1,884
	利用人員	22,386	2,056	5,161	4,930	15,274	49,807

### ウ 主な事業

人形劇等各種講習会のほか、やまびこ座プロデュースによる児童劇公演や人形劇祭等、幅広い子ども文化の普及活動を行っている。

事業名	回数 (回) (公演事業はステージ数)	5 年度参加者数(人) (公演事業は観客者数)
公演事業 (やまびこ座開館35周年記念公園他)	201	15,069
各種講座等の育成事業 (やまびこ座演劇講習会、人形浄瑠璃講習会他)	83	911
こどもの舞台表現活動の推進 (やまびこ座遊劇舎、劇☆やまびこ座YOUTH他)	152	1,544
ソーシャルインクルージョンの機能を有した文化 芸術事業の拡充 (障害者等による文化芸術活動促進事業)	11	152
地域との共生および関係機関との連携 (読み語りの会他)	40	718
社会貢献事業の取組	19	1,642
展示事業・その他 (人形劇公演観劇スタンプラリー他)	通年	7,417

## 8 若者支援事業

札幌市では、明日の社会を担う若者の社会的自立の実現を目標として、平成21年4月に「札幌市若者支援基本構想」を策定し、平成22年4月には、「若者支援総合センター」及び「若者活動センター」からなる若者支援施設を設置した。その後、基本構想は令和元年度をもって取組期間を終了したが、令和2年度からは引き続き第4次さっぽろ子ども未来プランにおいて「社会的セーフティネット」「若者同士の交流、仲間づくり」「社会参画」の3つの視点を施策の方向性に掲げ、若者の社会的自立を総合的に支援する取組を行っている。

### (1) 若者支援施設

若者支援施設は、若者の社会的自立を総合的に支援することにより、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、平成22年4月に勤労青少年ホーム及び青少年センターを活用して設置した施設。

このうち、若者支援総合センターは、若者支援の中核施設としての役割を担い、主にひきこもり、ニートと呼ばれる若者など社会生活を円滑に営むうえで困難を有する若者の社会的自立を支援している。

同センターは、平成22年9月に子ども・若者育成支援推進法に基づき、困難を有する若者の社会的自立促進のため設置された「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」の調整機関となっており、事務局として中心的な役割を果たしている。

また、若者活動センターは、若者同士の交流や若者の社会参加のきっかけづくりを行うため、地域ごとに設置している施設であり、現在、アカシア若者活動センター、ポプラ若者活動センター、豊平若者活動センター、宮の沢若者活動センターの4館を設置しているほか、若者支援総合センターにも活動センターとしての機能を持たせている。

施設の管理運営は、(公財) さっぽろ青少年女性活動協会を指定管理者に指定し行っている。

#### 【若者支援施設利用者数】

年度	合計利用者数(人)					
	自立支援事業	交流促進事業	社会参加促進事業	ロビー利用	貸室利用	
令和4年度	218,232	17,191	16,975	7,085	27,079	149,902
令和5年度	247,663	14,503	23,272	7,929	39,654	162,305

### (2) 事業内容

#### ① 若者の自立支援事業

##### ア 対象

ひきこもりやニートなどの社会生活を円滑に営むうえで困難を有する主に30代までの若者

##### イ 実施施設

若者支援総合センター

ウ 内容

(7) 相談業務

総合相談窓口を設置し、キャリアカウンセラーや社会福祉士などの相談員が若者本人やその家族などからの相談に応じている。

また、来所による相談では相談者の状況に合わせたサポートを実施し、支援プログラムや他の専門機関との連携を通じた支援も含め、自立までの行動計画を立てる。

【総合相談窓口】

電話相談・来所による相談（要電話予約）：月曜日～土曜日 10時～18時

メール相談：随時（詳しい相談は原則、電話もしくは来所）

【相談件数】

年度	相談件数（件）								
		総合相談件数				継続相談件数			
		来所	電話	メール	来所	電話	メール		
令和4年度	7,947	937	214	562	161	7,010	3,320	2,609	1,081
令和5年度	8,389	1,067	276	636	155	7,322	3,539	2,508	1,275

(4) 自立支援プログラムの実施

自立までの行動計画に基づき、グループ炊事や軽い運動で基礎的な生活習慣と社会性を身に付け、仕事体験やセミナーにより就業につなげていく。

【主なプログラム内容】

グループプログラム	定期的な外出の機会作りから個別の目標に向けた就労体験・就職活動まで、一人ひとりの能力にあったプログラムにより自立に向けた段階的な支援を行う。
各種セミナー	ビジネスマナーやストレスマネジメントなど、就労や就職活動に向けたセミナーを実施し、参加者が得たいスキルを自主的に補える機会を提供する。
キャリアアップ応援プログラム	就労を始めた利用者に対し、就労決定後のフォローアップとして交流会や職場報告会を開催する。
家族向けプログラム	本人の来所が困難な状態にある家族を対象として、間接的な本人支援の場として座談会や学習会を開催する。

(ウ) その他

ひきこもり等、来所が困難な若者への間接的な支援を目的とした親の会や定時制高校への訪問相談のほか、企業等での職業体験機会を増やすための社会体験機会創出事業、学校教育から離れた若者に対し、早期から進路決定のための支援を行う中学校卒業者等進路支援事業などに取り組んでいる。

また、平成30年度から、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格や高校入学を目的とした学習相談・学習支援を行う若者の社会的自立促進事業（まなぷらっと）を実施している。

## (エ) 自立支援事業の登録者数と進路決定

年度	自立支援新規登録者数	進路決定者数（人）				
		就職	職業訓練	進学	その他	
令和4年度	392	209	187	2	20	0
令和5年度	353	172	140	3	29	0

## ② 若者同士の交流促進事業

若者支援施設では、若者が豊かな社会性を身に付けることを目的として、若者に対する仲間づくりや活動を始めるきっかけとなる各種講座等を開催するとともに、市内で活動しているサークル・団体やイベントを紹介している。

また、他の団体との交流などを図れるよう、若者で構成する団体によるネットワークを構築している。

## 【若者団体ネットワークの構築】

令和5年度若者団体ネットワーク登録団体数	1,790団体
合計登録者数	13,470人

## ③ 若者の社会参加促進事業

若者支援施設では、若者の主体的な地域の社会活動への参加を促進するため、若者に対して、ボランティア体験会やまち活性化イベントのスタッフ養成講座などを開催し、新たな活動を始めやすい環境を提供している。

また、まちづくりやボランティアなどに関心のある若者が力を発揮する場として、地域で活動する団体やイベントなどの情報を幅広く提供している。

## (3) さっぽろ子ども・若者支援地域協議会

札幌市では、平成21年に制定された子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成22年9月に「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」を設置し、関係機関同士の連携を図っている（現在23機関・団体で構成）。協議会においては、年1回の代表者会議、年4回の実務者会議のほか、随時ケース検討会議を実施し、効果的な支援方策の検討を行っている。

## 9 私学助成（小学校、中学校及び高等学校）

学校法人のうち私立小学校、中学校、高等学校に対し、「札幌市私立学校助成規則」等に基づき、私立学校の健全な発展と私立学校教育の振興を図ること等を目的とした助成事業を実施している。

### 【私立学校教育振興補助金】

小学校、中学校及び高等学校に対して、教材教具・備品の購入・修繕、施設設備の小規模工事・修繕等に係る費用の一部を補助する事業（市独自事業。昭和31年～）。

令和5年度からは、新たに、ふるさと納税制度を活用した寄附金を財源とした補助制度を創設し実施している。

## 10 子どもの貧困対策

### (1) 札幌市子どもの貧困対策計画

札幌市では、子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指して、「札幌市子どもの貧困対策計画」を平成29年度に策定し、庁内関係部局と連携のうえ、子どもの貧困対策に取り組んでいる。

令和6年3月には「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度）を策定し、引き続き子どもの貧困対策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

### (2) 子どものくらし支援コーディネート事業

#### ① 事業概要

子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や学習支援会場、子ども食堂など子どもの居場所を巡回し、区役所や学校など関係機関とも連携しながら、困難を抱える子どもや家庭に必要な支援につないだり、重層的な見守りにつなげている。

また、令和6年度より子どもコーディネーターを1名増員し（7名→8名）、巡回先を認可外保育施設に拡大して実施している。

#### ② 支援対象者

経済的な問題や、家庭環境等さまざまな困難を抱えていることにより、成長や将来的な自立に向けて困難な影響が生じている状態にある子ども、若者やその家族。

#### ③ 子どもコーディネーターの配置状況等

##### ア 実施体制

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会に委託

##### イ 配置場所

札幌市若者支援総合センター内

##### ウ 相談受付時間

10時～18時（土日祝休日、年末年始、休館日を除く）

エ 配置人数及び巡回対象地区

令和6年4月現在、8名体制、市内全域を巡回

オ 相談受理

	相談受理件数	支援継続件数（※年度末時点）
平成30年度 ※8月から事業開始	374件	292件
令和元年度	460件	738件
令和2年度	288件	605件
令和3年度	293件	687件
令和4年度	188件	584件
令和5年度	253件	376件

## 11 子どもの居場所づくり支援事業

地域が主体となって行う子どもの居場所づくり活動は、子どもが安心して過ごすことができる環境の下、地域の大人や異年齢・同年齢の子どもとの交流などを行うことができる場を提供し、子どもの健やかな成長につなげるとともに、地域で子どもを見守る取組となっている。

札幌市では、こうした活動を支援するため、運営団体を対象とした補助を行っている。

### (1) 札幌市子どもの居場所づくり活動支援補助金

子どもの居場所づくりを実施する活動で、新たに開始する事業、又は内容の拡充や機能の強化を図って取り組む事業に対し経費の一部を補助。

令和6年度より、食事の提供を伴わない学習支援・体験活動を実施する居場所づくり活動も支援の対象とし、補助事業名の改称を行った。（旧：札幌市子ども食堂活動支援補助金）

#### ① 対象経費

物品・教材購入費、会場使用料、普及啓発費、保険料などの経費

#### ② 補助金額

10万円以内/年、補助率：対象経費の2/3以内

### (2) 札幌市子どもの見守り強化事業補助金

地域で子どもたちを見守る環境を強化するため、子どもたちに食事の提供、学習支援又は生活支援指導等の支援活動を実施する子ども食堂等の団体に対し、訪問による状況把握や居場所を通じた見守り活動にかかる経費を補助。

#### ① 対象経費

人件費、食材購入費、運搬費、物品・教材購入費、会場使用料、普及啓発費などの経費

#### ② 補助金額

補助単価

ア 子どもの居場所での状況把握1件当たり：1,000円

イ 訪問による状況把握1件当たり：1,500円

補助金額＝アの実績件数（1,000円×年間延べ件数）＋イの実績数（1,500円×年間延べ件数）【40万円以内/年】

ただし、対象経費の合計額が補助金額に満たない場合は、対象経費の合計額を限度とする。

## 12 ヤングケアラー支援推進事業

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者であるヤングケアラーを支援するため、以下の事業を実施している。

### (1) ヤングケアラー相談サポート事業

#### ① 相談支援事業

ヤングケアラー本人のほか、その家族や関係する職員、地域関係者等から広くヤングケアラーに関する相談に応じ、家庭の状況に応じた助言や適切な福祉サービス、就労支援サービス等への支援につなげている。

##### ア 相談方法

対面、オンライン、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

##### イ 相談対応時間

原則、年末年始、祝日等を除く月曜日から土曜日の10時から18時まで。

ただし、SNSを活用した相談については10時から19時まで。

#### ② 交流サロン事業

ヤングケアラーが気軽に悩みを打ち明けられ、当事者同士が交流し情報交換し合える、居場所機能を持つ交流サロンを開催している。

##### ア 定期開催型サロン

開催日、時間、場所を固定したサロンを年12回開催する。

##### イ 出張開催型サロン

アウトリーチにより、ヤングケアラーと思われる子どもを把握し、定期開催型サロンなどの支援につなげることを目的とした出張開催型サロンを、市内各所で年12回開催する。

### (2) 研修等事業

市民等を対象とした出前講座や、教員向け研修に加え、ヤングケアラー支援体制の強化を目的として、福祉、介護、医療、教育等、ヤングケアラーを発見・支援する機会があると考えられる関係職員等を対象とした研修を開催している。

令和5年度は、北海道と連携して開催し、109人の参加があった。

令和6年度は、基礎研修（集合研修、10～11月頃）・実践研修（集合研修・全3回、12月頃）の開催を検討している。

### (3) ヤングケアラー世帯訪問支援事業

ヤングケアラーの負担を解消・軽減することを目的に、ヤングケアラー世帯を訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施するとともに、ヤングケアラー及びその家族の不安や悩みを傾聴し、必要に応じて他の制度やサービスの情報提供を実施する。

### (4) 他法手続同行支援

ヤングケアラー世帯の中に、利用可能な障がい福祉サービスや介護保険サービス等があるにもかかわらず、サービス利用に至っていない世帯員がいる場合に、当該サービスの申請手続等の支援を実施する。

### 13 こどもホスピスづくり活動支援事業

重い病気や障がいのある子どもとその家族の居場所であるこどもホスピスづくりに取り組む民間団体等の活動の支援の輪が広がるよう、広く市民に向けた普及啓発・理解促進の取組を実施している。令和5年度は、広く市民を対象に、こどもホスピスパネル展を開催。令和6年度は北海道や民間団体等と連携した広報の実施を検討している。

## VI-2 事業及び施策の概要 ～子育て支援部～

### 1 児童福祉事業(子ども・子育て支援新制度関係を除く。)

#### (1) 母子生活支援施設等(各施設については「VII 施設一覧」(138ページ～)を参照)

##### ① 母子生活支援施設

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合に、その女子と児童を入所させて保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

市内に4施設、定員合計80世帯

##### ② 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。

市内に6施設(定床数14床)

#### (2) 各種手当・給付事業

##### ① 児童手当

子育て世帯の生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな育みを支援することを目的として、中学校修了前(15歳到達後最初の年度末)までの児童を監護し、かつ、その児童と一定の生計関係にある父又は母等に児童手当を支給する。なお、制度改正により令和6年10月分の手当より下表のとおり変更となる。

※ 公務員には所属している官公庁から支給される。

#### 【改正内容の比較】

	改正前	改正後
支給対象	15歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童
所得制限	所得制限限度額、所得上限限度額が設定	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳未満：15,000円</li> <li>・ 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</li> <li>・ 中学生：10,000円</li> <li>・ 所得制限以上：5,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円</li> <li>・ 3歳～18歳到達後の最初の年度末まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円</li> </ul>
第3子の算定	18歳到達後の最初の年度末までの児童を含める	22歳到達後の最初の年度末までの児童を含める
支払期月	3回(2月、6月、10月)(各前月までの4カ月分を支払)	6回(偶数月)(各前月までの2カ月分を支払)

## 【令和6年3月31日現在受給者数】

受給者数（世帯数）	児童数（人）
115,979	181,611

## 【予算・決算見込み】

令和5年度決算見込み	23,371,861千円
令和6年度予算	27,232,626千円

## ② 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、次に該当する児童を監護する母、父又は養育者に、児童が満18歳に到達した日以降、最初の年度末まで児童扶養手当を支給する。（障がいのある児童の場合は20歳到達した日の属する月分まで）

ただし、所得額や公的年金との併給による支給制限、支給開始から5年経過等による手当額の一部又は全部停止がなされる場合がある。

なお、令和6年11月分手当より制度改正（第3子以降の加算を第2子と同額に増額、受給資格者本人に係る所得制限限度額の引き上げ）が予定されている。

## 【児童扶養手当該当事由】

父母が婚姻を解消した児童	父又は母が死亡した児童
父又は母に重度の障がいがある児童	父又は母の生死が不明な児童
父又は母が1年以上遺棄している児童	父又は母が1年以上拘禁されている児童
母が婚姻によらないで出産した児童	父母とも不明である児童
父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童（平成24年8月から）	

## 【児童扶養手当支給額（令和6年4月現在）】

1人目の児童		2人目の児童	3人目以降の児童
全部支給	一部支給		
45,500円	所得に応じて、 10,740円～45,490円 の範囲内	所得に応じて、 5,380円～10,750円 の範囲内で加算	所得に応じて、1人に 3,230円～6,450円の 範囲内で加算

## 【令和6年3月31日現在受給者数】

受給者数（世帯数）	児童数（人）
16,902	24,261

## 【予算・決算見込み】

令和5年度決算見込み	8,261,148千円
令和6年度予算	8,504,380千円

## VI-2-1 児童福祉事業

### ③ 札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金

災害による遺児を扶養している者に災害遺児手当並びに災害遺児入学及び就職支度資金を支給することにより、遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図る。

災害遺児手当は、義務教育終了までの遺児を扶養している保護者に、入学等支度資金は、遺児が小中及び高等学校等に入学する際、又は中学校等卒業後就職する際に当該遺児を扶養している保護者に支給する。

#### 【支給額】

手当	1人につき	月額	4,000円
支度資金	1人につき	1回	20,000円

#### 【令和5年度受給者数】

受給者数（世帯）	70	
児童数（人）	手当	93
	支度資金	28

#### 【予算・決算】

令和5年度決算見込み	4,704千円
令和6年度予算	4,896千円

### ④ 札幌市特別奨学金

特別奨学金は、生活が困難となっている世帯の生徒に対し、技能を習得するのに要する学資を支給し、その世帯の経済的自立を図ることを目的とするもの。生活保護を受けている、又は生活保護を必要とする状態にある世帯の生徒で、技能の習得を目的に、高等学校の職業学科や特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程等）、各種学校（高等学校相当過程）等で学ぶ者に支給する。特別奨学生は、生徒からの申請に基づき、年度ごとに選定する。

#### 【支給額】

	公 立	私 立
技能習得資金	月額 5,000円	月額 8,000円
支 度 資 金	入学時 10,000円	入学時 15,000円

#### 【令和5年度実績】

受給者数	134人
------	------

### (3) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）・寡婦福祉事業

#### ① 母子・婦人相談員

各区に母子・婦人相談員を配置（全区で計18名）し、次の業務を行っている。

#### ア 母子・父子・寡婦自立支援関係

ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うほか、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

## 【令和5年度実績】

相談受付件数(延べ)	2,872件
------------	--------

## イ 母子父子寡婦福祉資金の償還指導関係

母子父子寡婦福祉資金の貸付けに係る相談・指導及び貸付金に係る償還促進業務を行う。

## 【令和5年度実績】

相談受付件数(延べ)	3,519件
------------	--------

## ウ 婦人保護関係

婦人保護事業の対象となる要保護女子等につき、その早期発見、相談、調査、指導及びこれに付随する業務を行う。

## 【令和5年度実績】

相談受付件数(延べ)	3,509件
------------	--------

## ② 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するための貸付制度。

制度の運用に当たっては、特別会計を設けている。

- ・資金の種類：修学資金、就学支度資金など12種類
- ・利率：資金により、無利子もしくは1.0%（連帯保証人を立てる場合は無利子）
- ・償還期間：資金により、3年以内から20年以内

## 【令和5年度実績】

	貸付金額	貸付件数
母子福祉資金	26,557,848 円	66 件
父子福祉資金	3,963,000 円	5 件
寡婦福祉資金	2,226,600 円	4 件

## ③ ひとり親家庭支援センターの運営

札幌市ひとり親家庭支援センターは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条の規定に基づく母子・父子福祉施設として設置しているもの。

平成18年度から指定管理者制度を導入しており、(公社)札幌市母子寡婦福祉連合会が管理運営を行っている。

## ア 相談対応

## (ア) ひとり親家庭等相談

電話や面談で生活全般に関する各種相談に応じている。父子家庭専門相談員も配置している。

## (イ) 特別相談

養育費や慰謝料の取決め、離婚等によるメンタルケアなど、諸問題の解決に向けて、弁護士や臨床心理士等の専門家が相談対応している。

## (ウ) 就業相談

就業に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行っている。

【令和5年度実績】

相談受付件数（延べ）	7,683件
------------	--------

イ 就業支援

就業支援講習会、就職準備・離転職セミナー等のほか、ハローワークと連携して就業支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施している。

ウ 交流の促進

ひとり親家庭等の生活などの向上を図るため、交流場所を提供するほか、教養講座を実施している。

④ ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助等が必要な場合や、ひとり親家庭になって間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図っている。

【令和5年度実績】

	派遣件数	派遣回数（延べ）
母子	137件	301回
寡婦	0件	0回
父子	18件	80回

⑤ ひとり親家庭等自立支援給付事業

ひとり親家庭の親の就業をより効果的に促進するため、次の給付金を支給する事業を実施している（所得等の制限あり）。

ア 自立支援教育訓練給付金

自ら就業を目指して職業能力の開発に取り組むひとり親家庭の親を支援するため、市が指定した講座を受講した場合に、教育訓練終了後、給付金を支給するもので、平成17年度から実施している。

【対象講座】

雇用保険制度の教育訓練給付金の一般教育訓練給付金の指定講座並びに特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金の指定講座のうち専門資格の取得を目的とする講座

【支給額等】

受講料の6割相当額（雇用保険制度から給付を受けられる場合はその額を除いた額。上限等あり）

【令和5年度実績】

支給件数	支給額
32件	8,315,107円

イ 高等職業訓練促進給付金等

保育士、看護師等の就職に有利で生活の安定に資する資格の取得のために養成機関で修学するひとり親家庭の親を対象として、昼間の受講が多く資格取得と就業を両立

させることが困難であることから、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、平成17年度から実施している。

#### 【対象資格】

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師、臨床検査技師、臨床工学技師、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、義肢装具士、自動車整備士、理容師、美容師、製菓衛生士、調理師、栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士、助産師、保健師、管理栄養士、その他雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座（一般教育訓練給付金の指定講座は情報関係の資格や講座に限る。）

#### 【支給額】

ひとり親家庭の経済的自立に効果が高い対象資格を6月以上の養成機関で受講する場合に、4年を上限として訓練給付金を支給する。なお、修学期間の最終12か月については、支給額を増額する。また、修了後には修了支援給付金を支給する。

訓練促進給付金	市民税非課税世帯	月100,000円(修学期間の最終12月	月140,000円)
	市民税課税世帯	月70,500円(修学期間の最終12月	月110,500円)
修了支援給付金	市民税非課税世帯	50,000円	
	市民税課税世帯	25,000円	

#### 【令和5年度実績】

	支給件数	支給額
訓練促進給付金	225件	237,479,500円
修了支援給付金	78件	3,525,000円

#### ウ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親や子がより良い条件での就職や転職の可能性を広げられるよう、高卒認定試験対策講座の受講料等の一部を補助するもので、平成28年度から実施している。

#### 【支給額等】

- (ア) 受講開始時給付金：受講料の40%（上限20万円）（通信制講座は上限10万円）
- (イ) 受講修了時給付金：受講料の50%から(ア)を引いた額  
（(ア)と合わせて上限25万円（通信制講座は上限12万5千円））
- (ウ) 合格時給付金：受講料の10%（(ア)及び(イ)と合わせて上限30万円（通信制講座は上限15万円））

#### ⑥ ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の児童（小学3年生～中学3年生）を対象として、学習支援により基礎的な学力の向上を図るとともに、進学・進路等の相談に応じることにより、不安感を解消することを目指している。また、令和6年度から兄弟が登録・出席している小学1・2年生や中学3年生時に本事業に参加していた高校1年生も対象に追加するなど事業を拡大している。

平成25年10月から市内5区で開催し、平成26年度からは全10区に拡大して実施している。運営は（公社）札幌市母子寡婦福祉連合会に委託している。

## VI-2-1 児童福祉事業

### 【令和5年度実績】

開催回数	参加児童数（延べ人数）
513回	3,322人

#### ⑦ 母子緊急一時保護事業

平成11年度より事業開始。

夫の暴力等を受けた女性及びその者の監護する児童の緊急時における安全確保を図るために避難場所を提供し、必要な支援を行う。

### 【令和5年度実績】

利用件数	利用人数
12件	31人（母12人、婦人0人、児童19人）

#### ⑧ ひとり親家庭等養育費確保支援事業

ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めや確保を支援するため、養育費の協議に係る裁判外紛争解決手続（ADR）、公正証書等の債務名義の作成、養育費に係る保証契約の締結に要する費用の一部を補助する。

### 【令和5年度実績】

	利用人数	支給額
裁判外紛争解決手続（ADR）の利用	1人	19,800円
公正証書等の債務名義の作成	202人	3,711,293円
養育費に係る保証契約の締結	3人	150,000円

### (4) 母子保健事業

母子保健対策は、母子保健法等に基づき母性及び乳幼児の健康保持という基本理念のもとに思春期から妊娠期へ、さらに産婦、乳幼児へとつながる一貫した体系の中でそれぞれの時期に応じた健康診査、保健指導等の事業を実施し母子保健の充実強化を図っています。

また、当該事業は、児童虐待の予防及び早期発見に資するものとして実施しています。

#### ① 妊娠・出産包括支援事業

##### ア 産後ケア事業

支援を必要とする産婦に対し、心身の休養の機会を提供し育児に関する助言指導等を行う。事業開始当初より助産所において実施していたが、利用ニーズの拡大から令和5年12月に医療機関にも委託を開始した。令和6年4月1日時点で助産所11か所、医療機関12か所で実施している。

### 【令和5年度実績】

宿泊型利用人数（延）	日帰り型利用人数（延）
282人	783人

##### イ 妊婦支援相談事業

妊娠届出書の提出の際に母子保健相談員等が面接相談を実施し、ハイリスク妊婦を把握し早期からの支援につなげる。

## 【令和5年度実績】

面談実施数	10,322人
-------	---------

## ② 児童虐待予防強化事業

## ア 妊娠SOS相談事業

予期せぬ妊娠等の妊娠葛藤や困難を抱える妊婦に対する支援を強化するため、夜間も含めたSNS等の相談窓口、妊婦に特化した緊急一時的な居場所支援、受診同行等のアウトリーチの提供についての委託を令和6年度から実施する。

## イ 保健センターの相談機能強化

心理職を各区保健センターに配置。保健師と連携しながら、訪問・面接等を実施することで、継続的に母子支援を行う。

## ウ 保健と医療が連携した育児支援ネットワーク

保健と医療が連携した育児支援ネットワークにより、医療機関と各区保健センターが、支援が必要な親子の情報共有をするための体制を整備する。

## 【令和5年度実績】

情報提供受理数	1,171人
---------	--------

## ③ 不妊治療等支援関係事業

## ア 不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、生殖補助医療と併用して実施した先進医療に要する費用の一部を助成する。

## 【令和5年度実績】

申請件数	助成金額
218件	5,479,581円

## イ 不育症治療費助成事業

不育症（2回以上の流産や自然、早期新生児死亡の既往があること）治療に要する費用の一部を助成する。

## 【令和5年度実績】

申請件数	助成金額
172件	10,289,728円

## ウ 不妊専門相談事業

不妊症、不育症に悩む市民に対して、医師や保健師等により、相談及び情報の提供を行う。

## 【令和5年度実績】

相談種別	相談件数
専門相談	9件
一般相談	900件

## VI-2-1 児童福祉事業

### ④ 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業

#### ア 伴走型相談支援

全ての妊婦を対象に妊娠5～6か月頃に妊娠期アンケートを実施し、回答内容に応じて保健師等が支援を実施している。また、これまで初妊婦を対象としていた初妊婦訪問を経妊婦にも対象を拡大して実施している。

#### 【令和5年度実績】

妊婦訪問実施数	4,339件
---------	--------

#### イ 出産・子育て応援給付金

妊娠届出時の面談を受けた妊婦、児童を養育し保健師等との面談を受けた方に各5万円を支給する。

#### 【令和5年度実績】

支給件数	支給額
32,119件	1,605,950,000円

### ⑤ 小児医療給付事業

#### ア 自立支援医療（育成医療）

身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。

#### 【令和5年度実績】

支給件数	支給額
961件	22,799,331円

#### イ 未熟児養育医療（養育医療）

入院加療が必要な未熟児（出生時体重2,000g以下、一定の症状がある場合など）に対し、必要な医療の給付を行う。

#### 【令和5年度実績】

支給件数	支給額
1,892件	106,312,778円

#### ウ 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業

妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する。

#### 【令和5年度実績】

支給件数	支給額
2件	35,600円

#### エ 結核事業療育給付事業

結核にかかっている児童が入院した場合、その長期療養に要する費用の一部を支給する。近年の申請実績なし。

## 2 子ども・子育て支援新制度関係事業

### (1) 公立施設

#### ① 区保育・子育て支援センター

##### ア 概要

区における子育て支援の拠点として、保育機能に加え、子育てサロンをはじめとするさまざまな子育て支援機能を持った施設である。令和5年4月の中央区の開設をもって、10区全ての設置が完了した。

##### イ 事業内容

##### (7) 保育

- a 開所時間：7時00分～19時00分（18時00分～19時00分は時間外保育）
- b 定員：120人（中央、北、東、白石、豊平、西及び手稲区）、  
60人（厚別区、清田区）、19人（南区）
- c 受託区分：産休明け（生後57日）から就学前まで（南区保育・子育て支援センター以外）、産休明けから3歳未満まで（南区保育・子育て支援センター）。
- d 通常保育、時間外保育、一時預かり、障がい児保育、休日保育（北、豊平及び西区保育・子育て支援センターで実施）、医療的ケア児保育（南区を除く全ての保育・子育て支援センターで実施）。

##### (4) 地域子育て支援拠点事業

##### a 常設子育てサロンの運営

（祝日及び年末年始を除く月曜日～土曜日、9時00分～17時00分）

子育て家庭やこれから親になる人が自由に集い、他の親子との交流を深め、親同士やボランティアの人たちとつながりを持ち、主体的に参加できるよう子育てサロンを常設している。育児に広がりやゆとりを感じ、子育てに見通しがもてるように、園児の姿を見たり、触れ合ったり、乳幼児期にふさわしい生活の大切さについて気付けるようにする。

##### b 次世代育成支援

保育所や子育てサロンなど、施設で行っている事業を活用し、児童・生徒・学生に乳幼児や施設を利用するさまざまな年代の人々と交流する機会を提供している。

##### (7) 地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業

##### a 子育て家庭への支援

##### (a) 子育て相談

祝日及び年末年始を除く月曜日～土曜日、面談・電話による子育てや子どもの成長・発達における心配や悩み事などの相談について、必要に応じて関係機関との連携を取りながら問題の解決の手助けをすることにより、ゆとりをもった子育てができるよう支援している。

##### (b) 助言・利用支援

子育て家庭の状況により、必要に応じて子育て支援に関する施設及び専門機

関の紹介や事業等について適切な窓口で紹介し、施設や事業等を円滑に利用できるよう支援を行っている。

(c) 個別支援及び個別支援に関わるネットワークづくり

特に援助を必要とする親子に対して子育てサロンや一時預かりを活用し、保護者の育児に対する不安感や負担感の軽減を図るほか、個別のケースに応じて専門機関・地域の団体との連携を図りながら支援を行っている。

(d) 子育て講座の実施

子育て講座において、乳幼児の発達や親子の関係などについて学ぶ機会を提供し、育児力の向上を図るとともに、親子で楽しんだり親のリフレッシュを図ったりする機会を提供している。

b 地域との連携

(a) 地域づくりの推進

子育て家庭を見守り、子育てを支える環境づくりを進めるため、身近な行政機関や地域団体などとの連携を図っている。

(b) 日曜ファミリー子育て広場（サンデーサロン）の運営支援

（各区保育・子育て支援センターで月1回日曜日、10時00分～12時00分）

(e) 利用者支援事業

a 子育てボランティアの育成及び子育て支援者の活動支援

親子や園児とふれあう活動の場を提供し、地域で子育て家庭を支えるボランティアを育成、地域支援者の活動を支援している。

【区保育・子育て支援センター】

名 称	住 所	電話番号
中央区保育・子育て支援センター （ちあふる・ちゅうおう）	中）南7条西13丁目1-1	511-1155 511-1156(子育て支援専用)
北区保育・子育て支援センター （ちあふる・きた）	北）北25条西3丁目3-3	757-5380 757-5381(子育て支援専用)
東区保育・子育て支援センター （ちあふる・ひがし）	東）北9条東7丁目1-25	711-7801 711-7807(子育て支援専用)
白石区保育・子育て支援センター （ちあふる・しろいし）	白）南郷通1丁目南8-1	861-1910 868-3160(子育て支援専用)
厚別区保育・子育て支援センター （ちあふる・あつべつ）	厚）厚別中央1条6丁目1-10	887-8165 887-8166(子育て支援専用)
豊平区保育・子育て支援センター （ちあふる・とよひら）	豊）月寒東1条4丁目2-11	851-3945 851-2510(子育て支援専用)
認定こども園にじいろ（※） （ちあふる・きよた）	清）真栄2条1丁目11-20	883-3345 883-3044(子育て支援専用)
南区保育・子育て支援センター（※） （ちあふる・みなみ）	南）真駒内幸町2丁目2-2	215-0183 215-0203(子育て支援専用)
西区保育・子育て支援センター （ちあふる・にし）	西）二十四軒3条5丁目6-11	621-1496 613-7882(子育て支援専用)
手稲区保育・子育て支援センター （ちあふる・ていね）	手）手稲本町3条2丁目4-15	681-3160 681-3162(子育て支援専用)

※ 認定こども園にじいろは平成27年度から子ども・子育て支援新制度施行に伴い、幼児教育、保育及び子育て支援機能をあわせ持つ単一の施設（幼保連携型認定こども園）として位置づけられた。

※ 南区保育・子育て支援センターは保育機能として、小規模保育事業所を設置。

【区保育・子育て支援センター常設子育てサロン実施状況】

項目	令和4年度	令和5年度
常設子育てサロン総利用者数	91,850人	126,358人
常設子育てサロン総利用組数	41,728組	56,373組
子育て相談件数	2,894件	3,974件

② こそだてインフォメーション（地域子育て支援事業）

【予算・決算見込み】

（千円）

	令和5年度決算見込み	令和6年度予算
地域子育て支援費	60,331	50,897

ア 概要

子育て家庭を支援し、地域における子育てを支える環境づくりを目的として、各区にこそだてインフォメーションを設置しているほか、子育てサロンへの支援、地域における子育て支援ネットワークの推進、子育て家庭への支援及び子育て支援者の育成などを行い、地域と一体となった子育て支援事業を展開している。

なお、区保育・子育て支援センターと連携しながら事業を実施している。

イ 事業内容

(ア) 地域子育て支援拠点事業

a 次世代育成支援

児童・生徒・学生に乳幼児とのふれあいや子育てに関するさまざまな体験の機会を提供し、ふれあう楽しさや命の尊さなどを伝えている。

(イ) 地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業

a 子育て家庭への支援

(a) 子育て相談

子育てに関する悩みや心配事に対し、電話や面談による相談対応を行っている。また、依頼により相談家庭に出向く出前子育て相談「ピンポ～ン こんにちは」を実施している。

(b) 助言・利用支援

子育て家庭の状況により、必要に応じて子育て支援に関する施設及び専門機関の紹介や事業等について適切な窓口を紹介し、施設や事業等を円滑に利用できるよう支援を行っている。

(c) 個別支援及び個別支援に関わるネットワークづくり

特に援助を必要とする親子に対して、個別のケースに応じて専門機関・地域の団体との連携を図りながら支援を行っている。

(d) 子育て講座

乳幼児の心身の発達や親と子の関係などについて学ぶ機会を提供し、親の育児力の向上を図っている。

- (e) さっぽろ親子絵本ふれあい事業絵本の配布
- b 地域との連携
  - (a) 地域づくりの推進
 

地域における子育て支援を推進するために、子どもに関係する行政機関や地域団体などが相互に連携し、地域の子育て支援情報の共有化やさまざまな課題に取り組み、地域で子育て家庭を支える環境づくりを進めている。
  - (b) 地域の子育てサロン運営支援
 

地域主体の子育てサロンの立上げや運営に係るさまざまな支援を行っている。
- c こそだてインフォメーションの運営
 

保育士が常駐しており、子育て相談、情報提供、子育てサークル支援、絵本・書籍の貸出し等を行っている。
- (ウ) 利用者支援事業
  - a 子育てボランティアの育成及び子育て支援者の活動支援
 

地域で子育て家庭を支える人材確保に向けて、ボランティアを育成し、地域で子育て家庭を支える地域支援者の活動を支援している。また、必要な技術を学ぶ研修会や、情報交換等のため交流会を実施している。

【こそだてインフォメーション・地域子育て支援事業実施機関】

名 称	住 所	電話番号
中) 健康・子ども課子育て支援担当係	中) 大通西2丁目 中央区役所仮庁舎5階	205-3355
北) 健康・子ども課子育て支援担当係	北) 北25条西6丁目 北保健センター1階	757-2566
東) 健康・子ども課子育て支援担当係	東) 北10条東7丁目 東保健センター1階	712-6331
白) 健康・子ども課子育て支援担当係	白) 南郷通1丁目南8-1 白石複合庁舎3階	861-0345
厚) 健康・子ども課子育て支援担当係	厚) 厚別中央1条5丁目 厚別区役所3階	895-2514
豊) 健康・子ども課子育て支援担当係	豊) 平岸6条10丁目 豊平区役所3階	822-2474
清) 健康・子ども課子育て支援担当係	清) 平岡1条1丁目 清田区総合庁舎2階	889-2052
南) 健康・子ども課子育て支援担当係	南) 真駒内幸町1丁目 南保健センター1階	588-5411
西) 健康・子ども課子育て支援担当係	西) 琴似2条7丁目 西保健センター1階	641-6954
手) 健康・子ども課子育て支援担当係	手) 前田1条11丁目 手稲区民センター1階	681-1342

【地域子育て支援事業実施状況】

事業名		令和4年度	令和5年度
サロン子育て支援	地域主体の子育てサロン運営支援事業助成金支給団体数（12回以上サロンを開催している団体が対象）	108団体	110団体
地域連携	子育て支援推進ネットワーク会議 開催回数	全体会議	8回
		地区別会議	17回
	地域支援件数	4,357件	3,517件
子育て家庭への支援	こそだてインフォメーション利用件数	24,882件	25,044件
	子育て講座受講者数	310回	323回
		3,441人	4,557人
	子育て相談件数	2,134件	1,835件
	サークル支援件数	11件	4件
サークル登録数	6件	4件	
子育て支援者の育成	ボランティア講習会受講者数	5回	5回
		41人	51人
	ボランティア登録者数	個人 494人 49団体 540人	個人504人 41団体473人
	子育て支援者研修会・交流会参加者数	17回 309人	18回 423人

③ 公立保育所（各施設については「Ⅶ 施設一覧」（118 ページ～）を参照）

(2) 私立特定教育・保育施設

本市における私立特定教育・保育施設とは、子ども・子育て支援新制度へ移行した私立保育所、幼稚園、認定こども園をいう。

① 私立保育所

保護者が就労等のため家庭保育できない場合、日々保護者の下から通わせて児童を保育する施設

② 私立幼稚園

満3歳以上の幼児を保育し、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育をする施設

③ 認定こども園

保育所と幼稚園が一体となり、保育と幼児教育の両方を提供する施設

④ 教育・保育給付認定区分

保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育等の教育・保育を利用する子どもについては、以下3つの教育・保育給付認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付及び地域型

保育給付が行われる。

ア 1号認定子ども（幼稚園、認定こども園）

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの

イ 2号認定子ども（保育所、認定こども園）

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等で家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

ウ 3号認定子ども（保育所、認定こども園、地域型保育事業等）

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等で家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

⑤ 施設型給付費（保育所委託費）の負担及び保育料

施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「支給認定区分による児童一人当たりの内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額である。

保育料（利用者負担額）について、本市では国が定める基準額より大幅に軽減した額としている。その軽減率は約53%（1号を除いた軽減率）となっており、この軽減した費用については市の負担となっている。

なお、低所得者世帯や多子世帯への負担軽減を段階的に進めており、平成29年度からは3歳未満の児童を対象として、認可保育所等に通う児童の中で数えて第2子にあたる児童の保育料を無料とした。令和2年度からは、年収約640万円未満の世帯であれば、施設の利用有無にかかわらず、世帯で生計を一にする子どもの中で第2子にあたる児童の保育料を無料とした。さらに令和6年度からは、所得制限（年収約640万円未満）を撤廃し、きょうだいの年齢や施設の利用有無にかかわらず、第2子以降の保育料を無料としている。

【令和6年度施設型給付費（予算ベース）】

（単位：千円）

区 分	予算額	
	私 立	【参考】 公 立
公定価格総額 (A)	57,219,458	2,310,032
国基準徴収額 (B)	4,948,939	247,499
市基準徴収額 (C)	2,241,061	112,028
国庫負担額 (D)	26,049,731	0
道負担額 (E)	13,110,398	0
市負担額 (F)	13,110,390	2,062,554
保護者負担軽減市費持出額 (G)	2,707,878	135,470

【令和6年度施設型給付費負担区分】

(単位：千円)

公 定 価 格(A)		57,219,458		
国基準徴収金(B) 4,948,939		市負担金(F) 13,110,390	国庫負担金(D) 26,049,731	道負担金(E) 13,100,398
市基準徴収金(C) 2,241,061 (保護者負担)	市費持出(G) 2,707,878			

【利用者負担額表】

階層	該当する所得割等	保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯	0円	0円
B	市町村民税が非課税の世帯 ※	0円	0円
C1	48,600円未満	11,000円	10,820円
D1	48,600円以上 67,000円未満	15,680円	15,420円
D2	67,000円以上 97,000円未満	22,550円	22,170円
D3	97,000円以上 140,000円未満	30,250円	29,740円
D4	140,000円以上 169,000円未満	39,600円	38,930円
D5	169,000円以上 254,000円未満	45,870円	45,100円
D6	254,000円以上 301,000円未満	53,740円	52,830円
D7	301,000円以上 341,000円未満	60,170円	59,150円
D8	341,000円以上 397,000円未満	65,450円	64,340円
D9	397,000円以上	75,900円	74,610円

【ひとり親家庭等(母子又は父子家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯)の世帯に係る負担額】

C0	48,600円未満	4,400円	4,400円
D01	48,600円以上 67,000円未満	4,400円	4,400円
D02	67,000円以上 77,101円未満	4,400円	4,400円

※ 所得割が非課税で、均等割のみ課税されている世帯はC階層に該当します。

(3) 特定地域型保育事業（家庭的保育事業等）

本市における特定地域型保育事業とは、原則として、19人以下の定員で、3歳未満の児童を保育する子ども・子育て支援新制度へ移行した家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業をいう。

① 家庭的保育事業

保育を必要とする乳幼児を居宅等で保育する事業

※保育従事者の保育士資格割合（家庭的保育者全員、但し保育補助者を除く。）

② 小規模保育事業（A型、B型、C型）

保育を必要とする乳幼児を交通利便性の高い地域の賃貸物件等で保育する事業

なお、B型及びC型は令和5年4月1日現在、本市内には無い施設種別となっている。

※保育従事者の保育士資格割合（A型全員、B型2/3以上、C型1/2以上）

③ 事業所内保育事業

保育を必要とする乳幼児を会社の事業所の保育施設等で従業員の子どもと保育する事業

※保育従事者の保育士資格割合（保育所型全員、小規模型2/3以上）

④ 地域型保育事業の負担及び保育料

【令和6年度地域型保育給付費（当初予算ベース）】

（単位：千円）

区 分	予 算 額
公定価格総額 (A)	5,796,860
国基準徴収額 (B)	770,590
市基準徴収額 (C)	423,134
国庫負担額 (D)	2,926,798
道負担額 (E)	1,049,736
市負担額 (F)	1,049,736
保護者負担軽減市費持出額 (G)	347,457

【令和6年度地域型保育給付費負担区分】

（単位：千円）

公 定 価 格 (A)		5,796,860		
国基準徴収金 (B) 770,590		市負担金 (F) 1,049,736	国庫負担金 (D) 2,926,798	道負担金 (E) 1,049,736
市基準徴収金 (C) 423,134 (保護者負担)	市費持出 (G) 347,457			

※保育料については「私立特定教育・保育施設」の2・3号を受けた子どもの利用者負担額表（月額）と同じ。

(4) 各施設等の状況

① 各施設等の状況

ア 認定こども園の整備状況

(ア) 整備概要

令和5年度決算額は、198,475千円となり、補助金を活用しない自主整備事業を含め、既存幼稚園等から幼稚園型認定こども園への移行、既存保育所等から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行を合わせて27施設の整備を行った。

令和6年度予算は、1,707,926千円となっており、既存幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行4施設の整備を予定している。

(イ) 令和5年度整備実績

幼保連携型認定こども園 2施設	
＜既存保育所からの移行＞	
施設名	
認定こども園藻岩そらいろ保育園	
認定こども園平和あすみ保育園	

保育所型認定こども園・幼稚園型認定こども園 25施設		
＜既存保育所等からの移行＞		＜既存幼稚園からの移行＞
施設名	施設名	施設名
救世軍桑園保育所	まことさっぽろこども園	認定こども園百合が原幼稚園
認定こども園愛育保育園	認定こども園大谷地たかだ保育園	そうせい幼稚園
山鼻保育園	青葉興正こども園	認定こども園札幌白ゆり幼稚園
認定こども園啓明ともいき保育園	認定こども園札幌愛隣館	
宮の森ライラックこども園	認定こども園札幌南清田保育園	
屯田保育園	認定こども園札幌あさひ保育園	
認定こども園おーるまいてい屯田園	認定こども園札幌真栄東保育園	
保育所型札幌北はぐはぐ認定こども園	認定こども園まこまないみどりまち保育園	
認定こども園ころのさと保育園	認定こども園山の手あすみ保育園	
認定こども園かりき保育園	認定こども園新発寒みつばち保育園	
まことさつなえこども園	認定こども園手稲みつばち保育園	

イ 認可保育所の整備状況

(ア) 整備概要

令和5年度決算額は、366,897千円となり、新築及び賃貸物件による保育所の新設3施設の整備を行った。

令和6年度予算は、553,074千円となっており、既存保育所の改築3施設の整備を予定している。

VI-2-2 子ども・子育て支援新制度関係事業

(イ) 令和5年度整備実績

保育所新設 3施設
＜施設名＞
札幌くじら保育園
NOVAバイリンガル札幌東雁来保育園
ラブクローバーのほいくえん新発寒

ウ 地域型保育事業の整備状況

(ア) 整備概要

令和5年度において、当該事業の実績なし。

令和6年度においても、当該事業の実施計画なし。

② 市内認可保育施設等の入所状況（令和6年4月1日現在）

【各施設入所状況】札幌市の施設の状況（市外からの受入を含み、札幌市民が市外の施設を利用する場合は含まない） 令和6年4月1日現在

		施設・事業所数	定員合計	定員			入所児童数		
				(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)
保育所	公立	17	1,800	0	1,091	709	0	805	473
	公設民営	3	270	0	152	118	0	139	102
	公立小計	20	2,070	0	1,243	827	0	944	575
	私立	160	11,267	0	6,349	4,918	0	5,891	4,347
	合計	180	13,337	0	7,592	5,745	0	6,835	4,922
認定こども園	公立	1	115	55	35	25	16	36	24
	私立	237	32,273	12,293	11,562	8,418	8,634	11,328	8,042
	合計	238	32,388	12,348	11,597	8,443	8,650	11,364	8,066
幼稚園	公立	9	810	810	0	0	277	0	0
	施設型給付	42	6,885	6,885	0	0	4,992	6	0
	私学助成	19	4,050	4,050	0	0	2,754	0	0
	合計	70	11,745	11,745	0	0	8,023	6	0
地域型保育事業 (従業員枠除く)	公設民営	1	19	0	0	19	0	0	19
	私立	140	2,174	0	0	2,174	1,772	1	0
	合計	141	2,193	0	0	2,193	1,772	1	19
合計	公立	27	2,725	865	1,126	734	293	841	497
	公設民営	4	289	0	152	137	0	139	121
	公立小計	31	3,014	865	1,278	871	293	980	618
	私立	556	49,764	16,343	17,911	15,510	13,160	17,220	12,389
	合計	629	59,663	24,093	19,189	16,381	18,445	18,206	13,007

※幼稚園の私学助成定員は供給計画上の受入定員を計上している。また、幼稚園の入所児童数は市外からの受け入れを含まない。

(5) 施設等への補助・助成等

① 私立認可保育所等に対する各種助成

札幌市の保育所等制度の充実強化とその適正化を図るため、私立認可保育所等に対して運営費や人件費その他の各種助成を行っている。

【私立認可保育所等に対する各種助成額】

(単位：千円)

区 分		市 単 独	開 始 年 度	5年度予算額 A	6年度予算額 B	増 減 (B - A)
保育 体制 助成 ・ 管 理 費 用	時間外保育促進事業費補助		S57	387,000	345,000	△42,000
	一時預かり事業費補助		H3	893,000	1,063,000	170,000
	障がい児保育事業費補助	○	S50	353,130	471,260	118,130
	医療的ケア児保育事業費補助		R3	15,870	31,740	15,870
	食物アレルギー児保育事業費補助	○	H20	75,654	75,446	△208
	休日保育補助	○	H29	4,035	4,047	12
人 件 費 等 助 成	加配保育士等雇用促進費補助	○	S46	2,597,143	2,503,118	△94,025
	調理員パート雇用費補助	○	S46	369,579	369,361	△218
	保育所等特殊健康診断費補助	○	S52	28,086	26,813	△1,273
	産休等代替職員費補助	○	S50	19,928	19,923	△5
	保育支援者配置補助		R1	214,501	216,408	1,907
	保育人材確保に向けた一時金給付	○	R1	148,200	174,100	25,900
	潜在保育士短時間就労支援補助	○	R1	25,232	25,232	0
	保育人材就職支度手当補助	○	R6	0	25,000	25,000
団 体 ・ 法 人 へ の 助 成	利子補給補助	○	S48	33,098	30,927	△2,171
	保育所等損害賠償責任保険料補助	○	S47	3,676	11,361	7,685
	私保連運営費補助	○	S47	11,574	11,608	34
	私保連等共同研修費補助		S47	23,540	24,512	972
	私立保育所増改築費補助(※)		H6	630,435	0	△630,435
	私立保育所新築費補助(※)		H6	187,761	0	△187,761
	私立保育所老朽改築費等補助(※)		H20	0	553,074	553,074
	私立保育所賃貸物件改修費補助(※)		H25	45,630	0	△45,630
	幼保連携型認定こども園保育所機能部分 整備費補助(幼稚園機能部分の老朽改築 も含む)(※)	—	H27	876,038	1,707,926	831,888
	幼保連携型認定こども園新築費補助(※)	—	H29	187,761	0	△187,761
合 計				7,130,871	7,689,856	558,985
上記のうち、市単独補助分の額				3,669,335	3,748,196	78,861
上記のうち、整備関係補助(※)を除く額				5,203,246	5,428,856	225,610

※1 私立認可保育所等には、私立保育所、公設民営保育所、認定こども園、地域型保育事業所が含まれる。

※2 一時預かり事業補助のみ、※1の施設のほか、事業実施の私立幼稚園も含む。

※3 保育人材確保に向けた一時金給付は、対象保育士個人に対して給付する。

※4 令和6年度より保育定員の増を伴わない改築への補助を再開した。

【各種補助基準表】

補助金の種類	補助単価	基準数値	摘要
加配保育士等 雇用促進補助金	雇用費【別表】		
	正職加算 252,710円/月 134,900円/月	定員91人以上 定員90人以下	
	正職加算(2人目) 252,710円/月 252,710円/月	定員91人以上 定員90人以下	
調理員パート 雇用費補助金	雇用費 989円/時	勤務時間× 292日	勤務時間 ・乳児・幼児専門園 定員120人以上 4時間 定員120人未満 3時間 ・併設園 定員90人以上 5時間 定員90人未満 4時間
私保連運営費 補助金	225円/人	利用定員	左記のほかに、事務職員人件費として、5,400千円(1人分)を加算する。
私保連等共同 研修費補助金	4,500円/人	職員数合計	

- ※1 表中、利用定員及び職員数とは、2・3号認定子どもの利用定員、及び2・3号認定子どもの保育に従事する正職員をいう。
- ※2 利用定員及び職員数は、4月1日現在における数とし、4月2日以降に開設した保育所については、開設時における数とする。
- ※3 年度の途中に開設する保育所に対する補助金額は、月割で算定するものとする。
- ※4 4月2日以降において利用定員を変更した場合は、その補助金額はそれぞれの基準数値により月割で算定するものとする。
- ※5 補助金額の算定の際に月割計算をする場合は、小数点以下の端数を切り捨てるものとする。

【別表】

入所児童の 年齢区分	利用 定員 (人)	補助 単価 (円)	基準 日数 (日)
0歳～2歳未満	30	7,950	665
0歳～2歳	20		412
	30		632
1歳10か月 ～ 5歳	60		442
	90		487
	120		747
3歳～5歳	150		790
	20		124
0歳～5歳	45		713
	60		732
	90		763
	120		1,024
	150		1,064
	151～	1,120	

- ※1 表中、利用定員とは、2・3号認定子どもの利用定員をいう。
- ※2 利用定員が左記の中間に該当する場合は、基準定員の直近上位の区分とする。
- ※3 利用定員は、4月1日現在における数とし、4月2日以降に開設した保育所については、開設時における数とする。
- ※4 年度の途中に開設する保育所等に対する補助金額は、月割で算定するものとする。
- ※5 4月2日以降において利用定員を変更した場合は、各月初日の利用定員により、月割で算定するものとする。
- ※6 補助金額の算定の際に月割計算をする場合は、小数点以下の端数を切り捨てるものとする。

② 私学助成（幼稚園、幼保連携型認定こども園）

「札幌市私立学校助成規則」等に基づき、私立学校である幼稚園や幼保連携型認定こども園の健全な発展と私立学校教育の振興を図ること等を目的として、さまざまな助成事業を実施している。

ア 教材教具等整備費補助金

教材教具・備品の購入・修繕、施設設備の小規模工事・修繕に係る費用の一部を補助する事業（市独自事業。昭和31年～）。

近年、予算額は1園あたり100万円とし、総予算の半分を園割により、半分を園児数割により交付している。1園あたりの補助実績（年額）は約50万円～200万円弱

イ 特別支援教育事業費補助金

満3歳以上の特別な教育的支援を要する幼児（要支援児）の受入人数に応じ、教諭人件費の一部を補助する事業（市独自事業。平成22年～）。

なお、要支援児の判定にあたっては、各幼稚園から「幼児アセスメント委員会」（教育委員会幼児教育センター所管）へ判定依頼を行う。同委員会においては、教育的・心理的・医学的な観点から支援の必要性や内容を検討したうえで、各幼稚園が作成する支援計画への助言、継続的な相談・指導等によるサポートを行っている。

【1園あたりの補助上限額（年額）】

要支援児の受入人数	摘要	補助上限額
1～4人まで	教諭1名分	1,032,330円
5～8人まで	教諭2名分	2,064,660円
9～12人まで	教諭3名分	3,096,990円
13～16人まで	教諭4名分	4,129,320円
17人以上	教諭5名分	5,161,650円

【補助実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（予算）
要支援児数	1,805人	1,807人	1,801人	（未算出）
補助対象教諭数	536名分	538人	533人	561人
受入園数	125園	125園	124園	135園
補助額	540,218千円	550,077千円	547,737千円	579,535千円

※平成29年度に補助内容のレベルアップあり。

ウ 私立幼稚園連合会研修費等補助金

札幌市私立幼稚園連合会（札幌私幼）への補助事業（市独自事業。昭和42年～）。札幌私幼が市内の私立幼稚園教諭等を対象として実施する調査・研究、研修、保健体育等の事業について、実際に要した費用の範囲内で補助する。

令和6年度予算額は26,465千円となっている。

③ 私立幼稚園施設等利用給付事業

令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化の開始に伴い新設された保護者向けの給付制度。施設等利用給付認定を受けて、給付の対象となる私立幼稚園を利用した場合に、保護者が施設に対して支払うべき入園料・保育料を札幌市が保護者に代わって給付を行う。保護者の

## VI-2-2 子ども・子育て支援新制度関係事業

利便性や負担軽減を鑑み、札幌市から施設に給付費を事前に支払い（概算払い）、四半期ごとに精算を行う（施設は保護者から保育料等の徴収はしない）法定代理受領方式を採用している。

令和5年度決算	令和6年度予算
1,155,964千円	933,419千円

### ④ 保育士確保施策

#### ア 保育士等支援事業

「札幌市保育人材支援センターさぼ笑み」を運営し、就労を希望する保育人材と事業者のマッチングを行うほか、合同面接会・施設説明会を実施するとともに、保育士資格を持ちながら保育現場から離れている潜在保育士の復職支援・研修、新卒保育士等に対する就職支援等を行う。

令和5年度予算(A)	令和6年度予算(B)	予算差(B-A)
43,000千円	45,000千円	2,000千円

#### 【令和5年度実施内容】

項目	実施時期	内容
札幌市保育園ミーティング	令和5年8月 令和5年11月	保育士等の求職者と保育施設の事業者を対象とした施設説明会・面接会を開催。また、施設説明会・面接会に参加する事業者等を対象とした人材確保・定着化研修を実施。
保育士職場定着セミナー	令和5年9月	復職した潜在保育士及び新卒保育士等を対象として、保育現場への定着・就労継続を支援するためのセミナーを実施。
保育士職場復帰セミナー	令和6年3月	潜在保育士を対象として、保育現場へのスムーズな復帰を支援するためのセミナーを実施。

#### イ 保育士修学資金等貸付事業

平成28年度補正予算【平成28～30年度の3年度分】(単年度)
1,816,000千円

下記の4つの貸付事業を実施する。実施主体は札幌市社会福祉協議会となり、平成28年度～平成30年度の3年度分の補助を行った。なお、札幌市社会福祉協議会との協議により、令和元年度以降も、措置済みの当該予算にて事業実施を継続しており、貸付実施期間は令和6年度までとしているところ。

##### (7) 保育士修学資金貸付

保育士養成施設に通う学生に対し、月5万×12ヶ月×2年、及び入学・卒業時に各20万の最大計160万円を貸付、5年間の市内認可保育所等における就労により返済免除。

##### (4) 保育補助者雇上費貸付

保育士を目指す保育補助者（現時点で保育士資格無し）を雇う事業者に対し、年額最大295万3千円を3年間貸付。保育士資格取得等により返済免除。

(ウ) 未就学児を持つ保育士に対する保育料一部貸付  
潜在保育士が自身の子を保育所等に預けて就労する場合、当該児童の保育料の半額（上限2万7千円/月）を1年間貸付。2年間の市内認可保育所等における勤務で返済免除。

(エ) 就職準備金貸付  
潜在保育士に、保育士として復職するための準備に必要な費用として、400,000円以内（1回限り）を貸付。2年間の市内認可保育所等における勤務で返済免除。

ウ 保育人材確保緊急対策事業

保育士確保及び就労継続支援等に向けて各種補助を行うため、令和元年10月から下記事業を実施している。また、令和6年度から、保育施設が支給する新卒者等に対する就職支度手当について、その一部を補助する「保育人材就職支度手当補助事業」を新設した。

事業名	令和5年度予算(A)	令和6年度予算(B)	予算差(B-A)
保育支援者配置補助	214,501千円	216,408千円	1,907千円
保育人材確保に向けた一時金給付	148,200千円	174,100千円	25,900千円
潜在保育士短時間就労支援補助	25,232千円	25,232千円	0千円
保育人材イメージアップ事業	9,067千円	7,747千円	△1,320千円
保育人材就職支度手当補助事業	0千円	25,000千円	25,000千円

(ア) 保育支援者配置補助  
保育周辺業務を行う保育支援者を配置する費用の一部を補助し、保育士の負担を軽減する。

(イ) 保育人材確保に向けた一時金給付  
採用から一定の期間（3・6・9年）勤務を続けた保育士等に一時金（一律10万円を給付することにより、保育士等の就労継続や離職防止を支援する。

(ロ) 潜在保育士短時間就労支援補助  
朝・夕に短時間で働くパートタイム保育士を配置する費用の一部を補助し、短時間であれば働くことのできる潜在保育士の就労を支援する。

(ハ) 保育人材就職支度手当補助事業  
保育施設が支給する新卒者等に対する就職支度手当について、その一部を補助することにより、新卒者等の保育施設への就職を促す。

(ニ) 保育人材イメージアップ  
中高生やその保護者、関係者等を対象に保育士のやりがいや職業としての魅力をPRし、保育士職のイメージアップを図り、保育士を目指す人材を確保する。

(6) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

【予算・決算見込み】

	令和5年度決算見込み	令和6年度予算
利用者支援事業 (保育ニーズコーディネート事業費)	24,119千円	33,440千円

保育コーディネーターが子育て世帯の保育ニーズにきめ細やかに対応して、小規模保育事業や幼稚園等における一時預かりなど多様な保育サービスの情報を提供し、必要なサービスの利用につなげることで、保育所等入所保留児童の解消を図る。平成25年10月から各区役所に一人ずつ配置されており、次のような支援を行っている。

- ・ 保育サービスを希望する方への情報提供及び利用調整に関すること
- ・ 保育所入所保留児童に対するアフターフォロー
- ・ 保育サービスに係る情報収集に関すること
- ・ 地域の保育ニーズの把握に関すること

【保育ニーズコーディネート事業に関する統計】

	令和4年度	令和5年度
保育コーディネーター数	10人(各区1名)	
相談実績(のべ件数)	18,252件	17,304件

【相談受付時間】

勤務時間	午前9時から午後4時45分の間で6時間45分(区により異なる)
休憩時間	午後0時15分から午後1時まで

また、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が実施され、様々な教育・保育、子育て支援事業が提供されることから、区役所や区保育・子育て支援センター等において、保育士が子育て相談などにより個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等の利用を支援し、併せて関係機関等とネットワークの構築などを行う利用者支援事業を実施している。

② 子育てサロン事業

【予算・決算見込み】

(千円)

	令和5年度決算見込み	令和6年度予算
子育てサロン事業費	239,067	281,000

札幌市では、子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場である子育てサロンを開設・運営するための関連事業を実施している。

地域子育て支援拠点事業として常設子育てサロンを実施する団体に補助等を実施しているほか、各地域において実施されている地域主体の子育てサロンの立上げ・運営支援、児童会館を活用した子育てサロンを展開している。

また、区保育・子育て支援センターにおいても常設子育てサロンを実施している。

平成28年8月より、都心部に常設子育てサロン「まちなかキッズサロン(愛称:おおどりんこ)」がオープンしている。

【地域子育て支援拠点事業（常設子育てサロン） 実施箇所数等】

		令和4年度	令和5年度
ひろば型 (週3日以上、 一日5時間以上)	箇所数	16箇所	16箇所
	利用者数	45,451人	77,544人
児童館型 (週3日以上、 一日3時間以上)	箇所数	65か所	65か所
	利用者数	140,230人	131,523人

【地域主体の子育てサロン 実施箇所数等】

	令和4年度	令和5年度
箇所数	158箇所	157箇所
利用者数	27,350人	35,955人

【児童会館での子育てサロン 実施箇所数等】

	令和4年度	令和5年度
箇所数	103箇所	103箇所
利用者数	170,402人	163,302人

※上表の数値には、常設子育てサロン実施館分も含む。

③ 子育て情報提供強化事業 (千円)

	令和5年度決算見込み	令和6年度予算
子育て情報提供強化事業	7,767	7,800

平成29年4月より、各部局で実施している各種制度やサービスの情報や、市内各地で開催されている子育てサロンやイベント情報も集約している「さっぽろ子育て情報サイト」、「さっぽろ子育てアプリ」を配信している。

目的別、年齢別などの項目から制度情報を検索したり、ジャンルやエリアから子育て世帯向けのイベント等を検索できる機能を備えているほか、「さっぽろ子育てアプリ」では、予防接種の履歴管理や日々の子どもの成長を記録できる「子育て日記帳」や妊娠中は胎児の成長に応じた情報を毎日配信し、出産後は子どもの月齢に応じた育児情報をタイムリーに配信する「さっぽろ子育てきずなメール」などの機能を備えている。

また、必要な支援制度等の情報に関する問合せに対し、時間的・地理的な制約を受けずに簡便かつ迅速に回答するため「さっぽろ子育て情報サイト」にAIチャットボットを導入している。

④ 時間外（延長）保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所では、昭和57年10月から実施している。

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行され、保育短時間認定児童の利用時間（コアタイム）の創設や地域型保育事業等に対する時間外（延長）保育制度が統一された。

## VI-2-2 子ども・子育て支援新制度関係事業

区 分	内 容
実施か所数 (令和6年4月 1日現在)	<p>&lt; 1時間延長 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所 (公立17、指定管理者3、私立137)</li> <li>・ 認定こども園 (公立1、私立225)</li> <li>・ 地域型保育事業所 (指定管理者1、私立114)</li> </ul> <p>&lt; 2時間延長 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所 (私立19)</li> <li>・ 認定こども園 (私立5)</li> <li>・ 地域型保育事業所 (私立15)</li> </ul>
対 象 児 童 等	時間外保育を利用する必要があり、あらかじめ実施施設・事業所に対して利用申込みをした入所中の児童

### 【保育標準利用料】

・ 開所時間（11 時間）を超えて時間外保育を利用した場合の児童の 1 人当たりの標準利用料

ア 1 時間以内利用 200 円

イ 1 時間超え利用 300 円

ウ 21 時以降の利用 1 時間100 円

・ 開所時間（11 時間）内に保育短時間認定児童が時間外保育を利用した場合の児童 1 人当たりの標準利用料

ア 30 分以内利用（開所時間と短時間保育時間の差が30分の場合） 50 円

イ 1 時間以内利用（アの場合を除く） 100 円

ウ 1 時間超え利用

(ア) 開所時間と短時間保育時間の差が 1 時間30 分の場合 150 円

(イ) 開所時間と短時間保育時間の差が 2 時間の場合 200 円

エ 2 時間超え利用

(ア) 開所時間と短時間保育時間の差が 2 時間30 分の場合 250 円

(イ) 開所時間と短時間保育時間の差が 3 時間の場合 300 円

### ⑤ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童を預かることで、安心して子育てできる環境を整備するとともに、児童福祉の向上及び待機児童の解消に繋げることを目的に実施している。

実施か所数（令和6年4月1日現在）				
	幼稚園型	一般型保育所タイプ	一般型幼稚園タイプ	2歳児受入れ促進事業
保育所	—	103か所	—	—
認定こども園	233か所	—	186か所	—
幼稚園	49か所	—	11か所	4か所

ア 幼稚園型

区分	内容				
対象児童	・実施施設に在園する満3歳以上の児童 ・実施施設に在園していないが、実施施設が事業の実施対象として必要と判断した就学前児童				
標準利用料 (日額)	基本分 ※1	長期休業分 ※2	休日分 ※3	長時間 ※4	備考
	8時間まで 400円	4時間まで 400円	8時間まで 800円	1時間毎 100円	

※1 平日（祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日）

※2 園則等で一定期間を通じた休園日として定められた期間（休日分を除く）

※3 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始

※4 基本分、長期休業分、休日分で定める時間を超える時間

イ 一般型（保育所タイプ及び幼稚園タイプ）

区分	内容			
対象児童	非定型的保育	短時間・継続的労働、職業訓練、就労等		
	緊急保育	傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等		
	私的理由による保育	育児等に伴う心理的・身体的負担の解消等		
標準利用料 (日額) ※	非定型的保育及び 緊急保育	3歳未満児	2,000円	保護者の希望により、給食を実施する場合は、給食代として300円上限に加算
		3歳以上児	1,200円	
	私的理由による保育	3歳未満児	2,700円	
		3歳以上児	1,600円	

※保育所が行う一時預かり事業には、生活保護世帯等及び市民税非課税世帯を対象とした減免制度がある

ウ 2歳児受入れ促進事業

区分	内容				
対象児童	実施施設に在園していない2歳児				
標準利用料 (日額)	基本分	8時間超え 10時間未満	10時間超え 11時間未満	11時間以上	備考
	8時間まで 1,650円	230円	460円	690円	

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【予算・決算】

(千円)

	令和5年度決算見込み	令和6年度予算
子育て援助活動支援事業費	59,658	69,000

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援する事業。札幌市では日常的な預かりの「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と緊急時や病児・病後児預かりの「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」の2事業を実施している。

ア さっぽろ子育てサポートセンター事業

(ア) 会員資格

依頼会員は、札幌市在住又は札幌市内に勤務先がある0歳から小学校6年生までの子どもを育てている者。提供会員は、札幌市在住で心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有する18歳以上の者。

(イ) サービスの内容

保育所・幼稚園等の送り迎えや保育所・幼稚園等の終了後の預かりなど。

(ウ) 利用時間

午前6時～午後10時

(エ) 利用料金

月～金曜日の午前7時～午後7時は30分あたり350円、それ以外の時間は30分あたり400円

【問合せ先（社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会）】

名 称	住 所	電話番号	問い合わせ受付日時
さっぽろ子育てサポートセンター	中) 大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター4階 社福) 札幌市社会福祉協議会内	623-2415	月～金曜、第2・4土曜 午前8時45分～午後5時15分

【さっぽろ子育てサポートセンター事業実施状況】

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提供会員数	566人	371人	390人
依頼会員数	7,542人	7,816人	8,095人
両方会員数	103人	43人	47人
活動件数	5,319件	4,426件	4,776件

イ 札幌市こども緊急サポートネットワーク事業

(ア) 会員資格

依頼会員は、札幌市在住又は札幌市内に勤務先がある0歳から小学校6年生までの子どもを育てている者。提供会員は、札幌市在住で心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有する18歳以上の者。

(イ) サービスの内容

子どもの急な発病で保育園に預けられないなどの病児・病後児の預かり、急な残業などの緊急時の預かり、急な出張などによる宿泊の預かり。

(ウ) 利用時間

〈預かり〉 午前7時30分～午後11時

※ ただし、病児の預かりは月～土曜日の午前7時30分～午後6時

〈宿泊〉 保育園・学童終了後～登園・登校時まで

(エ) 利用料金

〈預かり〉

午前7時30分～午後6時：30分あたり500円

午後6時～午後11時：30分あたり600円

※ 利用は1時間から

〈宿泊〉

3歳以上は10,000円、3歳未満は12,000円

【問合せ先（特定非営利活動法人北海道子育て支援ワーカーズ）】

名 称	住 所	電話番号	問い合わせ受付日時
札幌市こども緊急 サポートネットワーク	西) 二十四軒1条4丁目 二十四軒ターミナルビル2階	621-6626	月～金曜 午前10時～午後5時

【札幌市こども緊急サポートネットワーク事業実施状況】

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提供会員数	336人	329人	303人
依頼会員数	8,407人	8,995人	9,676人
両方会員数	6人	5人	5人
活動件数	433件	475件	1,039件

ウ 病児・病後児預かり利用料補助制度

平成25年3月から病児・病後児の預かりの利用料の一部を申請により補助している。

〈補助対象児童〉

生後5か月～小学校6年生まで

〈補助対象時間〉

月～金曜日：午前7時30分～午後6時、土曜日：午前7時30分～午後1時

※ 日曜日・祝日・年末年始は休み ※ 7日以内を限度

〈補助額〉

一日の利用時間が3時間を超えた場合、当該部分について30分あたり350円を補助

⑦ 病児・病後児保育事業

病気で集団保育が困難な児童を、仕事の都合などによって家庭で保育できない保護者に代わって一時的に保育する事業を実施している。

実施施設	天使こどもデイサービスセンター 東) 北12条東3丁目 【TEL711-0101】	(平成11年12月から実施)
	北海道こどもデイサービスセンター 豊) 中の島1条8丁目 【TEL831-3300】	(平成13年7月から実施)
	手稲溪仁会こどもデイサービスセンター 手) 前田1条12丁目 【TEL681-3266】	(平成14年7月から実施)
	楡の会こどもデイサービスセンター 厚) 厚別町下野幌49 【TEL899-3336】	(平成18年4月から実施)
	勤医協菊水こどもデイサービスセンター 白) 菊水4条1丁目 【TEL823-9272】	(平成19年11月から実施)
	東雁来すこやかこどもデイサービスセンター 東) 東雁来10条1丁目 【TEL790-2030】	(平成28年4月から実施)
	真駒内駐屯地こどもデイサービスセンター 南) 真駒内17番地 【TEL581-1501】	(令和4年4月から実施)

対象児童	次のいずれにも該当する児童 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内在住の生後5か月～小学校6年生まで</li> <li>・ 病気のため集団保育が困難で、かつ、かかりつけ医療機関の医師が当該事業の利用について差し支えないと認めていること。</li> <li>・ 保護者が仕事の都合、傷病、事故、出産又は冠婚葬祭などやむを得ない理由によって家庭で保育できないこと。</li> </ul>
定員	各4名/日
利用日	月～土曜日（ただし、国民の祝日、年末年始は除く。）
利用時間	午前8時～午後6時
利用料 （日額）	生活保護・市民税非課税世帯 0円 所得税非課税世帯 1,500円 それ以外の世帯 3,000円 } + 給食代300円
運営費	委託料及び利用料

⑧ 実費徴収に係る補足給付事業

- ア 生活保護世帯等の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する。
- イ 低所得者世帯等の子どもが、私学助成幼稚園にて特定子ども・子育て支援を受けた場合において、副食材料費の一部を補助する。

	令和4年度（決算）	令和5年度（決算）	令和6年度（予算）
対象人数	1,348人	1,319人	1,269人
補助額	24,308千円	24,584千円	23,000千円

⑨ 認可外保育施設等利用給付事業

令和元年10月から開始した、幼児教育・保育無償化に伴い新設された保護者向けの給付制度である。施設等利用給付認定を受けて、給付の対象となる認可外保育施設等を利用した場合、保護者が一度施設へ支払った利用料を、後日札幌市から還付する方法で給付を行っている。

ア 給付対象児童

3～5歳児クラス…保育の必要性（家庭において必要な保育を受けることが困難である理由）があるもの。

0～2歳児クラス…保育の必要性があり、かつ、市民税非課税世帯に属しているもの。

イ 対象人数及び支給額

	令和5年度（決算）	令和6年度（予算）
対象人数	9,550人	10,022人
支給額	576,830千円	596,986千円

### 3 その他の事業

#### (1) 休日保育事業

日曜・祝日に勤務する就労形態の保護者の増加もあり、多様な保育サービスの充実が求められ、平成14年10月から事業を開始した。現在は、公立3、私立8の合計11施設にて実施。

実施施設	札幌市北区保育・子育て支援センター（北区：保育所）	定員20名
	札幌市豊平区保育・子育て支援センター（豊平区：保育所）	定員20名
	札幌市西区保育・子育て支援センター（西区：保育所）	定員20名
	元町にこにこ保育園（東区：保育所）	定員15名
	青葉興正こども園（厚別区：認定こども園）	定員6名
	北一条すずらん認定こども園（中央区：認定こども園）	定員15名
	ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園（豊平区：小規模A）	定員9名
	にこまるえん東白石（白石区：小規模A）	定員6名
	にこまるえん南郷（白石区：小規模A）	定員6名
	にこまるえん白石（白石区：保育所）	定員13名
おーるまいてい中央保育室（中央区：小規模A）	定員6名	
対象児童	既に認可保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用しており、保護者の勤務等の理由により日曜・祝日に常態的に保育を必要とする児童（生後5か月から就学前まで。ただし、小規模事業所A型の施設は2歳児まで。）	
利用時間	午前8時～午後7時（12月29日～翌年1月3日は休園） ※ 青葉興正こども園は、午前9時～午後5時 ※ 保育短時間認定の児童の場合は、各園が定める利用時間（8時間）	

#### (2) 夜間保育事業

夜間の保育を必要とする児童のため、昭和58年4月から実施している。現在は、指定管理者制度による3施設（札幌市しせいかん保育園、札幌市二十四軒南保育園及び札幌市大通保育園）で実施しており、開所時間は8時から24時までとなっている（札幌市しせいかん保育園のみ8時から22時まで）。

#### (3) 障がい児保育事業

保育を必要とする心身に障がいを有する児童のうち、集団生活が可能かつ通所可能な児童に対し、当該児童の福祉の増進を図るため、その障がいの種類及び程度に応じ、指導計画に基づく保育を実施し、成長発達を促進するなど、障がい児保育を実施している。また、障がい児の集団保育が適切に行われるよう巡回指導を実施し、保育者（必要に応じて保護者）に対して指導・助言を行っている。

区分	内容
対象児童	保育を必要とする集団生活が可能でかつ日々通所できると認められる児童
受託体制	障がい児保育について知識経験等を有する保育士の配置

【主な障がい種別受託実績】 ( )内の数値は重複障がいを含んだ数

年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年	
	重度	中・軽度	重度	中・軽度	重度	中・軽度	重度	中・軽度	重度	中・軽度
精神（発達）遅滞 ダウン症	84(164)		89(115)		117(90)		144(133)		139(155)	
	14	70	10	79	24	93	32	112	34	105
言語（発達）遅滞	16		14		15		10		21	
	0	16	1	13	0	15	1	9	1	20
運動機能障がい	47		52		50		45		64	

### VI-2-3 その他の事業

	15	32	18	34	22	28	24	21	31	33
聴覚障がい	14		12		11		12		12	
	1	13	1	11	0	11	0	12	0	12
視覚障がい	0		2		3		1		0	
	0	0	1	1	1	2	0	1	0	0
内部疾患	11		11		6		9		10	
	6	5	3	8	1	5	3	6	2	8
情緒障がい	3		0		0		0		0	
	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
ASD・ADHD等	227		245		266		297		337	
	7	220	10	235	8	258	7	290	12	325
計	402		425		468		518		583	
	43	359	44	381	56	412	67	451	80	503

#### 【巡回指導実績】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回回数	388回	222回	222回	336回	443回
月平均	32.3回	18.5回	18.5回	28回	36.9回
対象保育所	201か所	222か所	210か所	220か所	219か所

〈参考〉各年度の特別児童扶養手当対象者

(単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計	25	20	19	18	13

#### (4) 食物アレルギー児保育事業

食物アレルギーを有する児童に、適切かつ安全に給食を提供するため、その状態に応じた個別食の提供を実施する私立認可保育所等に対し、実施に必要な食材費、人件費などの一部補助を平成20年度から実施している。

また、平成26年3月に作成し、令和2年10月に改訂した「札幌市保育所等における食物アレルギー対応マニュアル」を認可保育所等に配布し、食物アレルギーへの対応について広く理解を求めている。

#### (5) 認可外保育施設への指導

児童福祉法の規定による設置認可を受けていない保育施設に対して、立入調査を行い、設備・運営・保育内容について指導を行うとともに、本市主催の研修会等を実施している。

#### 【認可外保育施設立入調査実績】

(単位：回)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ベビーホテル	33	29	30	26	22	21
一般認可外	35	35	39	28	32	28
合計	68	64	69	54	54	49

#### 【事業所内保育施設立入調査実績】

(単位：回)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
企業主導型	151	145	149	156	157	157
一般事業所内	13	20	21	18	17	16

病院内	43	46	43	38	36	36
店舗等	4	3	0	1	0	0
合計	206	214	213	213	210	209

※令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため聞き取り調査数を含む

#### (6) 絵本基金「子ども未来文庫」事業

企業や市民等から絵本の寄贈を受ける絵本基金「子ども未来文庫」事業を平成20年9月に創設。寄贈を受けた絵本は、札幌市所管の子育て支援施設、札幌市立保育所などにおいて活用する。令和5年度の寄贈は、個人で2件・93冊。企業、団体で12件・972冊。

#### (7) さっぽろ親子絵本ふれあい事業

【予算・決算】 (千円)

	令和5年度決算見込み	令和6年度予算
さっぽろ親子絵本ふれあい費	6,605	8,500

乳幼児が絵本にふれることの大切さを子育て家庭に伝えるとともに、絵本を通じて親と子が心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、平成21年10月1日から実施している。乳幼児4か月児健診会場にて絵本1冊の配布と、家庭での絵本の読み聞かせに関する情報発信等を行っている。令和5年度配布実績は、10,161冊。

#### (8) 父親による子育て推進費

【予算・決算】 (千円)

	令和5年度決算見込み	令和6年度予算
父親による子育て推進費	2,620	2,700

父親の積極的な子育てを推進するため、父親の子育て参画に関する意識改革や子育てに取組む意欲を向上させるために父子同室講座を行う。

#### (9) さっぽろ子育てガイド

就学前までの子育て世帯のために、札幌市の取組を中心として、相談窓口やお出かけスポット、保育施設一覧など、札幌市の子育てに関する情報を取りまとめたガイドを作成し、各関係施設等に配布している。

#### (10) さっぽろ市民子育て支援宣言

札幌の子どもたちが健やかに成長することを願い、多くの市民に「自発的に」子育て中の親子を支援する意識の向上を図ることを目的に、平成19年度から実施している。令和5年度までの累計宣言人数は、個人で72,016人。団体で29,339人。企業で54,102人。

#### (11) 札幌市子育て支援推進ネットワーク協議会

札幌市子育て支援推進ネットワーク協議会を開催し、関係団体同士の情報交換や事業の協力などが円滑に行われるよう連携を深めている。

#### (12) こども誰でも通園制度

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づき全国で実施することを見据え、令和6年度は私立認可保育施設等10か所程度で試行的に事業を実施。対象児童は、保育所等に通っていない生後6か月から満2歳までの子どもで、保護者の就労状況に関わらず時間単位(月10時間上限)で保育施設等に通園が可能。

## VI-3 事業及び施策の概要 ～児童相談所～

### 1 相談業務

#### (1) 相談種別と内容

児童相談所では、18歳未満の児童に関するさまざまな問題について、家庭や学校をはじめ、地域住民からの連絡、保健福祉部や警察、家庭裁判所からの通告・送致を受け、相談援助活動を行っている。

相談種別については、養育困難な児童に関する養護相談、虚弱児等に関する保健相談、発達障がい・知的障がい等に関する障がい相談、盗み・家出等に関する非行相談、不登校等の育成相談の5つに大きく分類しており、さらに以下のように細分化している。

種 別	内 容	
養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を停止・喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談	
保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障がい、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談	
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談
	言語発達障がい等相談	構音障がい（※1）、きつ音（※2）、失語等音声や言語の機能障がいのある児童、言語発達遅滞等を有する児童等に関する相談 （言葉の遅れの原因が知的障がい、発達障がい、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに分類する。）
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児に関する相談
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談
	発達障がい相談	発達障がいを有するまたはその疑いのある児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為（※3）等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法（以下、「法」という。）第25条による通告のない児童に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談 （受け付けた時には通告がなくとも、調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についても該当する。）
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、かん黙（※4）、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等、性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不登校相談	学校、幼稚園及び保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談	

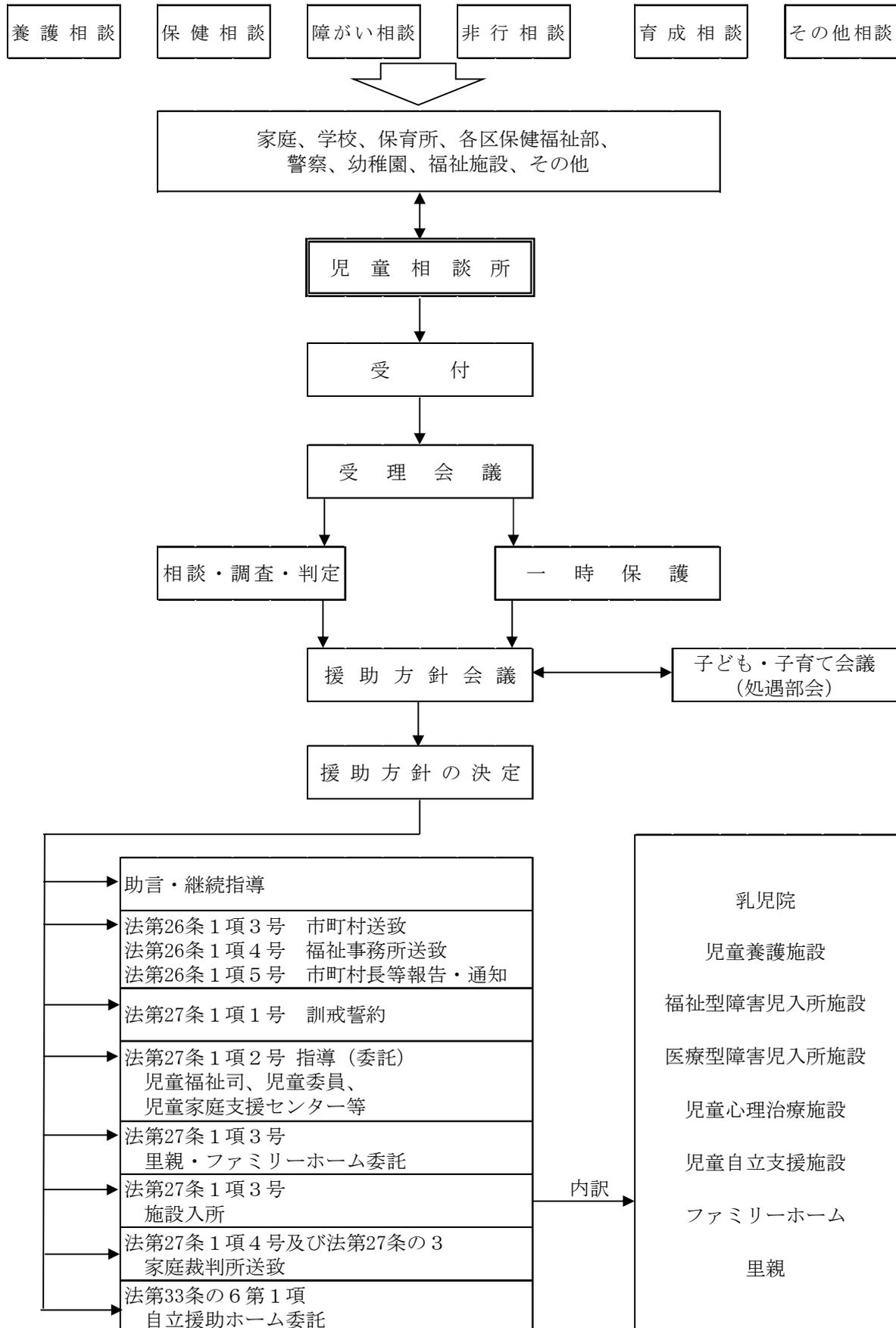
※1 口蓋（がい）裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な問題により正しい発音ができない障がい

※2 短音、音節、若しくは単語を頻回に繰り返したり、長く伸ばすことを特徴とする話し方、又は話のリズミカルな流れを遮る頻回の口ごもりや休止を特徴とする話し方

※3 度重なる家出や深夜徘徊、暴走族や暴力団関係者など不道徳な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱など、将来刑罰法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動のこと。

※4 言語機能を用いる十分な能力があるにもかかわらず、言語を用いない状態。例えば、家では話せるのに、学校では全く話さないなど。

(2) 相談の流れと関係機関



(3) 受理件数及び措置件数

【年度別受理件数】

(単位：件)

種別 年度	養護相談		保健 相談	障がい相談						小 計
	児童 虐待 相談	その 他の 相談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 が い 相 談	言 語 発 達 障 が い 等 相 談	重 症 心 身 障 が い 相 談	知 的 障 が い 相 談	発 達 障 が い 相 談	
元年度	2,401	2,214	1	285	2	42	43	1,775	367	7,130
2年度	2,562	2,476	1	245	1	10	36	1,179	375	6,885
3年度	2,402	2,178	0	225	0	7	34	1,786	494	7,126
4年度	2,229	1,939	1	287	0	2	31	1,815	486	6,790
5年度	2,627	1,780	0	268	0	0	34	2,028	377	7,114

種別 年度	非行相談		育成相談				その 他の 相談	小 計	合 計
	ぐ く 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談			
元年度	82	38	367	55	0	14	767	1,323	8,453
2年度	116	36	378	36	0	18	987	1,571	8,456
3年度	91	54	357	41	1	14	988	1,546	8,672
4年度	79	47	271	36	1	10	1,113	1,557	8,347
5年度	62	43	274	22	0	11	1,033	1,445	8,559

【年度別措置件数】

(単位：件)

種別 年度	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター 指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	保健福祉部送致又は通知 (知的障がい者福祉司・社 会福祉主事指導を含む)	訓戒・誓約	小 計
	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん								
元年度	5,504	1,122	17	188	0	9	1	9	73	3	6,926
2年度	4,930	1,226	5	233	0	29	1	3	68	5	6,500
3年度	5,317	1,166	6	211	0	37	1	0	83	6	6,827
4年度	5,161	893	9	213	0	40	2	0	84	1	6,403
5年度	5,573	886	7	153	1	13	1	1	110	1	6,746

種別 年度	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致 法第27条第1項 第4号による	障害児施設等への 利用契約	その他	小計	合計
	入所	通所	計							
元年度	143	0	143	1	57	1	186	1,139	1,527	8,453
2年度	119	3	122	0	58	4	272	1,500	1,956	8,456
3年度	159	0	159	0	68	5	231	1,382	1,845	8,672
4年度	95	0	95	0	62	2	285	1,500	1,944	8,347
5年度	123	0	123	0	72	3	269	1,346	1,690	8,559

#### (4) 児童虐待

児童虐待は、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳未満の者）の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為であり、児童の人権侵害に当たるものである。児童虐待の防止等に関する法律第2条により、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育の怠慢・拒否等）及び心理的虐待の4つに分類・定義されている。

児童相談所における令和5年度の児童虐待認定件数は2,627件で、前年度（2,229件）に比べて398件（17.8%）の増となった。面前DVなどの心理的虐待が、他の身体的虐待、性的虐待及びネグレクトを大きく上回っている。

##### ① 認定状況

###### ア 相談の内容別

心理的虐待の割合が最も高く、全体の5割以上を占めている。

（単位：件）

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計	増減率
3年度	505 (21.0%)	25 (1.0%)	543 (22.6%)	1,329 (55.3%)	2,402 (100%)	-6.2%
4年度	520 (23.3%)	24 (1.1%)	444 (19.9%)	1,241 (55.7%)	2,229 (100%)	-7.2%
5年度	663 (25.2%)	39 (1.5%)	576 (21.9%)	1,349 (51.4%)	2,627 (100%)	17.8%

※端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。

###### イ 主な虐待者

令和5年度は、父によるものが49.1%、母によるものが48.8%だった。

（単位：件）

	父		母		その他	合計
	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親		
3年度	1,042 (43.4%)	215 (9.0%)	1,072 (44.6%)	14 (0.6%)	59 (2.5%)	2,402 (100%)
4年度	1,037 (46.5%)	200 (9.0%)	924 (41.5%)	8 (0.4%)	60 (2.7%)	2,229 (100%)
5年度	1,060 (40.4%)	228 (8.7%)	1,266 (48.2%)	17 (0.6%)	56 (2.1%)	2,627 (100%)

VI-3-1 相談業務

ウ 処遇種別

処遇別では、在宅指導が9割を超えている。在宅指導には助言指導、継続指導、児童福祉司指導等が含まれる。

(単位：件)

	在宅指導	施設入所	里親委託	合計	一時保護入所者数(うち委託分)
3年度	2,308	75	19	2,402	328(167)
4年度	2,166	37	26	2,229	360(188)
5年度	2,504	85	38	2,627	388(209)

エ 主な虐待者と虐待種別

主たる虐待者別に令和5年度の虐待種別をみると、実父による虐待では心理的虐待が最も多く、実母による虐待では、心理的虐待とネグレクトが多い。

	父		母		その他	合計
	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親		
身体的虐待	234	87	313	11	18	663
性的虐待	16	11	6	0	6	39
心理的虐待	719	113	493	6	18	1349
ネグレクト	91	17	454	0	14	576

② 児童虐待の通告受付状況

ア 通告受付件数

令和5年度の虐待通告件数は1,800件であり、前年度から増加した。

	通告件数	増減率
3年度	1,845	-11.2%
4年度	1,574	-14.7%
5年度	1,800	+14.4%

※通告件数は世帯単位で計上

イ 通告経路

令和5年度は、警察からの通告が972件と最も多く、近隣住民からは431件と2番目に多い。この2つの経路で、全体の8割近くを占めている。

	家族			親族	児童本人	近隣知人	福祉事務所等	保健センター	保育所等	医療機関	学校等	警察	その他	合計
	父	母	その他											
3年度	12	15	4	22	20	564	22	8	35	23	119	958	43	1,845
4年度	8	11	6	14	17	412	14	24	47	10	68	902	41	1,574
5年度	19	16	4	33	18	431	8	34	54	24	159	972	28	1,800

※通告件数は世帯単位で計上

③ 児童虐待の相談・対応体制の強化

ア 児童及び虐待した親に対するカウンセリング等を実施している。

また、平成18年度以降、「ペアレントトレーニング」、「ビデオ子育て支援法」等

の手法を順次導入し、ケア強化を図っている（（５）家族支援事業参照）。

イ 調査機能を緊急対応担当課、支援機能を相談判定一課・二課・三課に分離して、業務を行っている。

児童虐待通告に係る初期対応等は、緊急対応担当部長・課長、調査担当課長（北海道警察派遣）以下、調査担当係長7名、児童福祉司等14名、児童虐待対応支援員（会計年度任用職員）2名、休日夜間児童虐待対応支援員（会計年度任用職員）8名体制で行っている。

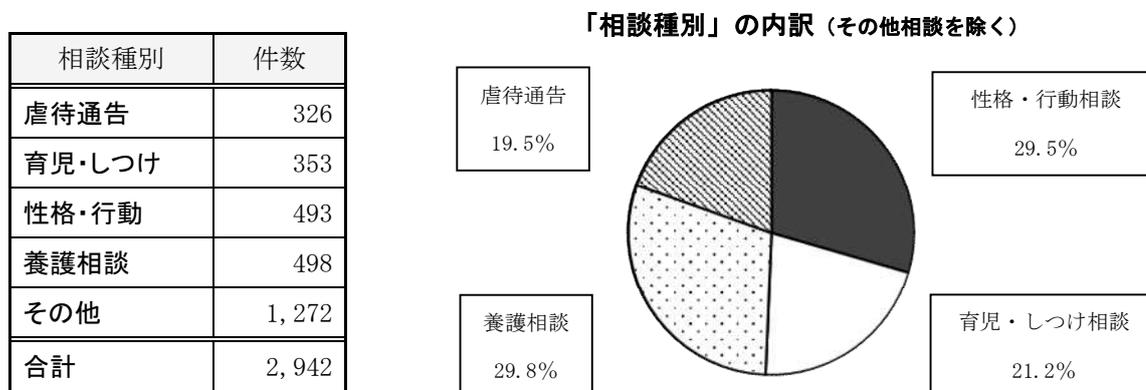
ウ 通告から原則として48時間以内に児童の安全を確認するため、イの体制に加え、平成20年度から市内2か所、令和2年度からは1か所の児童家庭支援センターに夜間・休日の初期調査を委託し、夜間・休日の職員の勤務体制強化も含め、調査機能を維持している。

また、平成23年度から児童相談所内に電話による「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を開設し、夜間・休日に専門の電話相談員が常駐して、365日24時間体制で運用している。

#### 【子ども安心ホットラインの相談状況（相談種別内訳）】

令和5年度中に電話相談員が対応した相談件数は、2,942件。うち、「その他相談」を除いた件数は1,670件である。

（単位：件）



#### 【子ども安心ホットラインの相談状況（曜日別内訳）】

1週間のうち、電話相談員が最も多く応じた曜日は土曜日で、次いで日曜日であった。

曜日	月	火	水	木	金	土	日
件数	219	222	204	195	223	314	293

※その他を除いた相談種別の内訳

#### 【子ども安心ホットラインの相談状況（時間帯別内訳）】

日中時間帯以外（16時～4時）で1,197件対応しており、児童相談所の閉庁時間にも多くの相談が入っている。

時間帯	0時～4時	4時～8時	8時～12時	12時～16時	16時～20時	20時～0時
件数	94	89	197	187	560	543

※その他を除いた相談種別の内訳

④ 児童虐待関係予防・防止機関等との連携強化

ア 札幌市要保護児童対策地域協議会の設置

平成20年3月、従来の札幌市児童虐待予防・防止連絡会議を再編成し、札幌市要保護児童対策地域協議会を設置した（令和6年4月現在、50機関・団体で構成）。

また、地域における関係機関の連携及び情報共有を図るため、おおむね年3回、各区で係長レベルの実務者会議を開催している（平成23年度に「児童虐待対応サポートチーム」を改組し、児童相談所から各区健康・子ども課主催に変更）。

イ 各区要保護児童対策地域協議会との連携

平成21年度に各区に要保護児童対策地域協議会を設置し、実務者会議、個別ケース検討会議を通じて関係機関との連携を図っている。

ウ 札幌市オレンジリボン地域協力員の設置

民生委員・児童委員や主任児童委員などの各種委員、児童関係施設職員や一般市民を対象に児童虐待に関する研修を行い、受講者を「札幌市オレンジリボン地域協力員」として登録し、児童虐待の発見・通報、情報提供や見守り等の活動を展開している。

登録者（研修受講者）数は、令和6年3月末現在で20,684名。フォローアップ研修も実施し、協力員の意識啓発に努めている。

エ 各区「家庭児童相談室」の設置

平成22年度から、各区の保健福祉部健康・子ども課に担当職員を配置して連携を図っており、平成23年度からは係長職を加え子どもの福祉に関する身近な相談窓口として「家庭児童相談室」を設置している。

平成28年度、各区に担当職員1名を、令和2年度から4年度にかけて各区に家庭児童相談員1名と児童人口の多い6区（中央、北、東、白石、豊平及び西）に担当職員2名を増員し、各区4～6名体制としている。

⑤ 児童虐待防止、早期発見・早期対応に向けた啓発活動の強化

ア 地下鉄広告の実施や市内公共施設へのポスター掲出

イ 札幌市とボランティアによる街頭啓発

オレンジリボン入りティッシュの配布を実施

ウ 講演会の実施

エ 街頭大型ビジョンを活用した相談機関の案内

オ 市職員のオレンジリボン着用推進

カ 相談機関案内チラシ配布及びパネル・ポスター展示

キ 警察と児童相談所による児童虐待対応合同研修の実施

ク 各区における児童虐待防止推進月間に啓発活動の実施

ケ 医療機関向けの説明会を実施

コ 民間企業と連携した児童虐待を防止する取組の実施

## (5) 家族支援事業

平成18年度から子育てに不安を抱えていたり、不適切な養育を行っている保護者に対してペアレントトレーニング等の支援を行ってきた。令和2年度は、従来の保護者支援を見直して家族支援事業として整理した。本事業は児童の家族に家族支援プログラムを実施し適切な養育方法を習得できるよう支援することで、児童虐待の防止及び家族再統合を図ることを目的としている。令和5年度は、9世帯12名に対して家族支援プログラムを実施した。

※ペアレントトレーニング：子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的に身につけられる教育的なスキルを保護者に身に付けてもらうことで、虐待の予防を図る。

### 【家族支援プログラム実施数】

	世帯数	実人数	実施回数
令和3年度	7世帯	9人	16回
令和4年度	10世帯	14人	18回
令和5年度	9世帯	12人	20回

## (6) メンタルフレンド事業

平成3年4月に厚生省が定めた「ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル事業」のひとつである「ふれあい心の友訪問援助事業」として、平成9年7月から実施しているものであり、さまざまな社会的不適応を示し、家庭にひきこもりがちな児童等を対象に、児童相談所が行う訪問指導の一環として行っている。児童との遊びやふれあいの中で、その児童の自主性や社会性などの伸長を援助することをねらいとしている。

児童の兄又は姉の世代に相当するボランティア学生を「メンタルフレンド」としておおむね週1回派遣することとし、引き続き登録者の確保を進めていく。

### 【令和5年度実施状況】

メンタルフレンド登録者数	8名
派遣対象児童数	8名
派遣回数	延べ157回

## (7) 里親・里子の状況

### ① 里親制度の意義

児童憲章には、「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。」と定められているが、児童福祉法では、社会が家庭に替わる養育環境を与える「社会的養護」の担い手として、児童福祉施設と並び里親制度を用意している。

里親制度は、家庭での養育に欠ける児童を、登録を受けた里親が自宅で養育し、児童の健全な育成を図るものであり、養育里親・養子縁組里親・専門里親・親族里親の4種類がある。

わが国における近年の社会的養護体制の方向性は「より家庭的な環境での養育」であるが、里親制度は、この方向性に最も即した処遇形態であり、特に人間形成の基盤が確立する乳幼児期に有効といわれている。

② 里親・里子の現状

札幌市では、令和5年度末で452組が里親登録している。その内、実際に児童を委託している里親は151組で、委託率は33.4%である。

また、里親等への委託児童数（ファミリーホームへの委託数を含む。）は令和5年度末で284人である。同時点の乳児院・児童養護施設への入所児童数は441人（乳児院：16人、児童養護施設：425人）であり、措置に占める里親等委託率は39.2%となっている。

③ 里親制度の拡充

児童福祉法では、里親制度の広報啓発等による里親の新規開拓から、子どもと里親とのマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援まで、一貫した里親支援を児童相談所の業務として位置付けている。

札幌市においても、里親制度等普及促進やリクルート・研修・トレーニングなど包括的な里親支援を行うフォスタリング事業や、里親経験者による里親訪問等支援事業（里親家庭訪問支援、里親サロンなど）等を実施するとともに、市内全ての乳児院及び児童養護施設に「里親支援専門相談員」を配置し、施設機能を生かした里親支援を行っている。こうした里親支援策を通じ、さらなる制度拡充や委託の推進・安定化を図っている。

また、札幌市の登録里親で組織する「特定非営利活動法人札幌市里親会」の活動を支援し、里親同士の自助活動に協力している。この里親会では、札幌市の里親支援事業の一部を受託するほか、研修事業・優良里親の表彰等事業など、里親による自助活動・自主的活動の促進に努めている。

なお、一定以上の養育経験を持つ里親等を養育者として、自宅で5～6人の子どもを養育する「小規模住居型児童養育事業（通称ファミリーホーム）」を平成22年度から開始している。里親同様、家庭養護の一形態ながら、里親と施設の中間的な性格を持つ制度であり、令和5年度末で市内に16事業所が設置され、78人の児童が入所している。

## 【里親・里子の推移】

(各年度末現在)

区分	年度	平成元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録里親数(単位:組)		262	301	330	411	452
養育里親(専門里親を除く。)		193	224	249	320	352
養育里親(専門里親)		26	29	27	28	32
養子縁組里親		32	37	42	50	55
親族里親		11	11	12	13	13
委託里親数(単位:組)		119 ※1	130 ※1	135	140 ※1	151 ※1
札幌児相からの委託		115	124	130	135	146
他児相からの委託		6	8	5	8	7
ファミリーホーム市内事業所数		11	12	14	15	16
里親委託児童数		168	173	186	194	206
市内里親への委託		154	160	169	175	187
市外里親への委託		14	13	17	19	19
ファミリーホーム委託児童数		56	59	64	70	78
市内事業所への委託		53	56	60	66	71
市外事業所への委託		3	3	4	4	7

※1 札幌児相と他児相から同じ里親に委託しているため合計数は一致しない。

## (8) 児童家庭支援センター(児童福祉法第44条の2)

児童家庭支援センターは、地域における、子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる児童相談所機能を補完する施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談、緊急時の訪問相談や児童相談所と連携した一時保護の実施等を行っている。

より身近な地域の中で、子育て中の地域住民が気軽に相談できる重要な窓口となっており、問題が深刻化する前に対応できることから虐待などの防止にもつながっている。

令和6年4月現在、市内には興正こども家庭支援センター(北区)、羊ヶ丘児童家庭支援センター(豊平区)、札幌南こども家庭支援センター(南区)、札幌乳児院児童家庭支援センター(白石区)、はくよう児童家庭支援センター(西区)、なんそうえん子ども家庭支援センター(中央区)の6か所がある。

また、夜間及び休日等における児童虐待通告への初期調査について、令和6年度は興正こども家庭支援センターに業務委託している。

VI-3-1 相談業務

【令和5年度相談援助状況】

A 相談件数

相談延件数 4月～3月

種別 相談援助 形態	養護相談			保 健 相 談	心 身 障 害 相 談	非行相談			育成相談					子 ど も の 対 人 関 係 相 談	D V 相 談	そ の 他 の 相 談	合 計
	虐 待 相 談	養 護 相 談	小 計			ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	養 育 相 談	小 計				
<b>興正子ども家庭支援センター（平成12年4月設置）</b>																	
電話相談	278	795	1,073	3	20	1	1	2	361	101	12	538	1,012	2	6	31	2,149
来所相談	61	190	251	0	8	0	0	0	95	81	1	108	285	0	3	7	554
訪問相談	61	62	123	0	9	0	0	0	147	16	2	84	249	0	0	2	383
心理療法等	6	84	90	0	2	0	0	0	44	1	0	49	94	0	0	0	186
メール相談	30	23	53	0	2	1	0	1	109	87	0	38	234	0	1	1	292
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	0	0	0	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	436	1,154	1,590	3	41	2	1	3	756	287	15	819	1,877	2	10	41	3,567
<b>羊ヶ丘児童家庭支援センター（平成17年4月設置）</b>																	
電話相談	8	643	651	17	0	0	0	0	38	20	2	33	93	14	0	141	916
来所相談	0	131	131	7	0	0	0	0	6	1	0	7	14	0	0	0	152
訪問相談	0	0	0	7	0	0	0	0	1	1	0	5	7	0	0	0	14
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
メール相談	0	3	3	6	0	1	0	1	3	8	0	9	20	0	0	1	31
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	8	777	785	37	0	1	0	1	49	30	2	54	135	14	0	142	1,114
<b>札幌南子ども家庭支援センター（平成22年4月設置）</b>																	
電話相談	10	397	407	0	0	0	0	0	85	25	1	46	157	3	0	16	583
来所相談	6	78	84	0	0	0	0	0	4	1	0	10	15	0	0	0	99
訪問相談	2	6	8	0	0	0	0	0	15	3	0	5	23	0	0	0	31
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
メール相談	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	19	481	500	0	0	0	0	0	104	29	1	61	195	3	0	16	714

【令和5年度相談援助状況】

A 相談件数

相談延件数 4月～3月

種別 相談援助 形態	養護相談			保 健 相 談	心 身 障 害 相 談	非行相談			育成相談					子 ど も の 対 人 関 係 相 談	D V 相 談	そ の 他 の 相 談	合 計
	虐 待 相 談	養 護 相 談	小 計			ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	養 育 相 談	小 計				
<b>札幌乳児院児童家庭支援センター（平成23年1月設置）</b>																	
電話相談	3	800	803	34	1	0	0	0	13	19	5	181	218	2	0	29	1,087
来所相談	1	41	42	1	0	0	0	0	0	6	0	4	10	0	0	0	53
訪問相談	1	108	109	4	0	0	0	0	1	2	0	30	33	1	1	0	148
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3
メール相談	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	4
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
小 計	5	953	958	39	1	0	0	0	17	27	5	218	267	3	1	29	1,298
<b>はくよう児童家庭支援センター（令和3年4月設置）</b>																	
電話相談	56	683	739	0	96	0	0	0	10	11	0	6	27	0	0	51	913
来所相談	5	10	15	0	4	0	0	0	1	15	0	1	17	0	0	6	42
訪問相談	1	38	39	0	51	0	0	0	10	4	0	10	24	0	0	20	134
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
メール相談	0	9	9	0	21	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	25	56
手紙相談	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	62	742	804	0	172	0	0	0	21	31	0	17	69	0	0	103	1,148
<b>なんそうえん児童家庭支援センター（令和5年4月設置）</b>																	
電話相談	56	412	468	2	3	5	0	5	61	13	0	6	80	2	1	140	701
来所相談	1	73	74	1	1	1	0	1	55	2	0	6	63	0	1	32	173
訪問相談	9	14	23	1	0	0	0	0	19	5	0	1	25	0	1	17	67
心理療法等	0	0	0	0	0	0	0	0	79	0	0	0	79	0	0	1	80
メール相談	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	2
手紙相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	66	499	565	4	4	6	0	6	215	20	0	13	248	2	3	191	1,023
合 計	596	4,606	5,202	83	218	9	1	10	1,162	424	23	1,182	2,791	24	14	522	8,864

## 2 判定業務

## (1) 診断及び検査の状況（判定数及び相談種別の判定状況）

令和5年度の判定件数は2,987件(表1)で、令和4年度より90件増加している。養護相談が594件で令和4年度より18件増加、非行相談が31件で令和4年度より4件減少している。また、障がい相談が令和4年度より103件増加している。全相談件数8,559件に対する判定率は34.9%となっている。

表1 相談種別判定件数の推移

(単位：件)

相談種別 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護相談	705	741	623	576	594
保健相談	0	0	0	0	0
障がい相談	2,006	1,361	2,084	2,102	2,205
肢体不自由	12	7	5	1	6
視覚障がい	0	0	0	0	0
言語発達障がい等	38	8	7	2	0
重症心身障がい	25	18	23	14	14
知的障がい	1,606	1,004	1,600	1,642	1,850
発達障がい	325	324	449	443	335
非行相談	47	71	62	35	31
ぐ犯行為等	38	61	43	25	20
触法行為等	9	10	19	10	11
健全育成相談	216	213	201	181	156
性格行動	202	196	183	161	147
不登校	11	13	14	17	8
適性	0	0	1	0	0
しつけ	3	4	3	3	1
その他の相談	6	2	2	3	1
合 計	2,980	2,388	2,972	2,897	2,987

表2 諸証明用途別交付状況 (単位：件)

用途	年度	令和4年度			令和5年度		
		新	再	計	新	再	計
療育手帳		651	1,108	1,759	720	992	1,712
特別児童扶養手当 ：認定診断書		2	1	3	1	0	1
特別児童扶養手当 ：参考用検査結果		101	29	130	180	104	284
障害児福祉手当 ：認定診断書		31	15	46	54	15	69
障害児福祉手当 ：参考用検査結果		9	4	13	14	9	23
障がい児保育		1	0	1	1	1	2
幼稚園判定書		3	1	4	2	3	5
同胞の保育所入所		0	0	0	0	0	0
税控除		0	0	0	0	0	0
高等養護学校受験		11	0	11	4	0	4
就職		0	0	0	0	0	0
1歳6か月児精密検診		0	0	0	0	0	0
3歳児精密検診		0	0	0	0	0	0
5歳児精密検診		0	0	0	0	0	0
その他（その他の精密検診、通園証明、支援費等含む）		121	35	156	139	36	175
合計		930	1,193	2,123	1,115	1,160	2,275

表3 心理学的検査（推移） (単位：件)

年度	内容	知能検査 ※1	発達検査 ※2	人格検査 ※3	その他 ※4	合計
令和元年度		1,977	474	331	1,076	3,858
令和2年度		1,409	353	333	1,073	3,168
令和3年度		2,018	417	255	1,034	3,724
令和4年度		2,021	441	252	912	3,626
令和5年度		2,106	451	306	308	3,171

※1 田中ビネー式、鈴木ビネー式、WISC-Vなど

※2 遠城寺式など

※3 PFスタディ、Y-G、ロールシャッハなど

※4 面接、行動観察、プレイなど

(2) 通所指導・心理療法の状況

令和5年度の通所指導数（2回以上）は705件で、指導回数別では5回以内の者が317件で約45%を占めている。これらのケースについては診断・指導方針を示したうえで幼稚園・保育所や学校などの機関と連携を取りながら、経過観察を続けていくものが多い。6回以上の指導を行ったケースは388件で、そのうち10回以上の長期にわたるものは232件である。これらのケースは長期の心理治療・療育指導を必要とするもので、主に被虐待児・非行児・性格行動相談の児童などが対象となっている。

平成13年度から、被虐待児の保護者や、強い育児不安を持つ保護者に対して、児童福祉司による指導に並行して、必要に応じて精神科医によるカウンセリングを行っている。しかしながら、必ずしもカウンセリングに参加した全てのケースが継続して精神科医との面接を望むわけではない。参加の意思を表明しながらも実際には来所に至らない場合も少なからずある。令和5年度のカウンセリングの件数は0件であるが、実質的に保護者へのカウンセリングでありながら子どもの診察としてカウントされているケースもある。

表1 通所指導回数内訳（推移） (単位：件)

年度 \ 回数	2	3～5	6～9	10以上	合計
令和元年度	102	279	217	172	770
令和2年度	162	229	188	170	749
令和3年度	165	176	142	194	677
令和4年度	178	163	140	175	656
令和5年度	149	168	156	232	705

表2 長期個別通所指導小・中学生等の状況（6回以上） (単位：人)

区分 \ 種別	心身障がい		養護	非行	不登校	性格行動	その他	合計
	小学生	男	0	46	0	1	20	0
	女	0	44	0	0	5	4	53
	計	0	90	0	1	25	4	120
中学生以上	男	0	40	11	2	31	0	84
	女	0	55	3	0	12	1	71
	計	0	95	14	2	43	1	155
合計	男	0	86	11	3	51	0	151
	女	0	99	3	0	17	5	124
	計	0	185	14	3	68	5	275

表3 カウンセリング来所件数

(単位：人)

	1回	2～5回	6回以上	合計(件)	累計(回)
令和3年度	1	0	0	1	1
令和4年度	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0

### 3 一時保護業務

児童相談所では、児童の心身の健全な成長・育成にとって望ましくない環境から児童を保護するため、一時保護業務を行っている。一時保護児童の相談種別は養護、ぐ犯、触法、不登校、性格行動、知的障がい、その他の諸事情に分類され、また、児童の処遇の種類は児童福祉施設入所、里親委託、他の児童相談所等関係機関への移送、家庭引取、その他（就職、施設復帰、その他）に分類される。

一時保護は緊急保護、アセスメント、短期入所指導の必要がある場合に行われる。緊急保護は遺棄や家出、虐待や放任等、保護者の欠如や養育・監護能力の脆弱により健全な育成が阻害される危険があり緊急の保護を必要とする場合、アセスメントは適切かつ具体的な援助方針を定めるために一時保護による十分な行動観察や生活指導等を行う必要がある場合、短期入所指導は短期間の心理療法やカウンセリング、生活指導等が有効である場合で諸条件により他の方法による援助が困難又は不相当であると判断される場合にそれぞれ行われる。

一時保護は一時保護所にて行う場合（所内一時保護）のほか、児童養護施設や里親等に一時保護を委託する場合（委託一時保護）もある。

#### 【一時保護の概況】

令和3年11月に仮設の一時保護所を開設して定員を70名に拡充しており、一時保護所在所児童が定員を超過した日数は18日と20日を下回った。

所内一時保護児童の延日数が18,765日（前年比1,488日増）に増加したほか、所内一時保護児童の1人平均在所日数は41.4日（前年比2.4日増）と40日を上回った。また、委託一時保護児童の延日数は24,159日（前年比6,349日増）に増加したほか、委託一時保護児童の1人平均委託日数は38.8日（前年比9.7日増）に長期化しており、前年度までと比べて一時保護を解除するまでに要する期間が長期化する傾向が見られている。

#### 【所内一時保護児童数の推移（年度中に退所した児童）】

年度\区分	延人員（人）	延日数（日）	1日平均在所児童数（人）	1人平均在所日数（日）	在所児童が定員を超えた日数（日）
令和元年度	458	16,356	44.7	35.7	189
令和2年度	459	17,982	49.3	39.2	117
令和3年度	494	17,286	47.4	35.0	12
令和4年度	443	17,277	47.3	39.0	0
令和5年度	453	18,765	51.4	41.4	18

#### 【委託一時保護児童数の推移（年度中に解除した児童）】

年度\区分	延人員（人）	延日数（日）	1日平均委託児童数（人）	1人平均委託日数（日）
令和元年度	513	11,717	32.0	22.8
令和2年度	541	11,787	32.3	21.8
令和3年度	514	13,054	35.7	25.4
令和4年度	611	17,810	48.8	29.1
令和5年度	622	24,159	66.2	38.8

#### 4 家庭児童相談室

平成 22 年度から各区の健康・子ども課に家庭児童相談員（会計年度任用職員）を配置し、平成 23 年度からは係長職を加えた 2 名体制で「家庭児童相談室」を設置している。

平成 28 年度、各区に担当職員 1 名を、令和 2 年度から 4 年度にかけて各区に家庭児童相談員 1 名と児童人口の多い 6 区（中央、北、東、白石、豊平及び西）に担当職員 2 名を増員し、各区 4～6 名体制としている。

家庭児童相談室は、児童相談所とともに児童虐待通報・通告の受理及び初期調査を行うほか、子どもの福祉に関する身近な相談窓口として養育相談等の電話・来所相談を受け、必要に応じて家庭訪問、学校訪問等を実施し、関係機関と連携をとりながら支援活動を行っている。

また、要保護児童等を複数の関係機関等で協議・支援する場である区要保護児童対策地域協議会の事務局として、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を運営している。

国が各市町村に設置を求めている「子ども家庭総合支援拠点」については、支援拠点の中核的機能を果たしている家庭児童相談室に、国が示す職員配置基準を満たす人員数を配置したことから、令和 4 年度より各区保健センターに子ども家庭総合支援拠点としての機能を位置付けた。

令和 4 年度に児童福祉法及び母子保健法が改正され、これまで、各区保健センターは「子ども家庭総合支援拠点」とともに、「子育て世代包括支援センター」（妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する拠点）に位置付けてきたが、令和 6 年 4 月から、それぞれの設立の意義や機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援を担う「こども家庭センター」の設置に努めることとなった。札幌市においても、令和 6 年 4 月から、これまで「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」として位置付けてきた各区保健センターを「こども家庭センター」として位置付けている。

※表 1、表 2 について、前年度以前からの継続支援ケース数は含まない。

VI-3-4 家庭児童相談室

表1 内容別相談

(単位：件)

種 別	養護相談		保 健 相 談	障がい相談						非行相談	
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 が い 相 談	言 語 発 達 障 が い 等 相 談	重 症 心 身 障 が い 相 談	知 的 障 が い 相 談	発 達 障 が い 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談
令和4年度	254	4,199	15	1	0	19	1	20	76	7	3
令和5年度	543	4,851	15	1	0	33	1	8	50	9	4

種 別	育成相談				そ の 他 の 相 談	合 計	（うち、いじめ相談）	（うち、児童売春等）
	性 格 行 動 等 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談				
令和4年度	205	270	25	45	65	5,205	0	0
令和5年度	229	246	16	54	71	6,131	0	0

表2 年齢別相談

(単位：件)

年 齢	0 歳 ～ 6 歳	7 歳 ～ 12 歳	13 歳 ～ 15 歳	16 歳 ～ 17 歳	18 歳 ～	合 計
令和4年度	3,034	1,510	507	141	13	5,205
令和5年度	3,631	1,763	542	189	6	6,131

表3 要保護児童対策地域協議会実務者会議取扱件数（延べ数）

区	令和5年度							
	児童相談所				家庭児童相談室			
	新規		継続		新規		継続	
	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数
中央区	51	67	165	220	208	275	546	906
北区	46	62	172	279	177	226	678	1,312
東区	68	96	159	241	174	244	478	859
白石区	57	84	118	170	183	228	616	1,090
厚別区	12	12	54	76	59	90	289	466
豊平区	23	29	66	87	157	247	605	1,034
清田区	14	18	34	52	66	96	201	328
南区	16	22	73	101	95	160	300	505
西区	29	35	162	228	81	149	454	897
手稲区	21	28	43	58	81	120	147	234
合計	337	453	1,046	1,512	1,281	1,835	4,314	7,631

表4 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議開催回数（延べ数）

区	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	開催回数	検討事例数	開催回数	検討事例数	開催回数	検討事例数
中央区	51	88	60	78	101	141
北区	61	111	80	136	90	137
東区	96	170	70	129	69	136
白石区	71	121	90	124	76	133
厚別区	23	28	25	39	32	46
豊平区	70	135	114	178	80	129
清田区	36	84	32	52	32	72
南区	45	56	34	66	29	50
西区	65	99	67	119	87	151
手稲区	36	53	25	43	25	42
合計	554	945	597	964	621	1,037

5 療育指導業務

(1) 先天性障がい児早期療育事業（こやぎの広場）（H7年度～）

本事業は、ダウン症などの先天性障がいのある乳幼児への超早期療育を目的として実施しており、週に1度、児童福祉総合センターにおいて保育士・心理療法士が子どもの心身の発達を支援するとともに、育児全般に必要な情報提供等を行っている。

① 登録状況（令和5年度）（単位：人）

年間登録数	延べ出席数	年齢構成	
		0歳	19
34	302	1歳	14
		2歳	1

② 主たる疾患

ダウン症候群(21トリソミー) : 33人  
その他 : 1人

(2) 発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぼ・こども広場）（H9年度～）

本事業は、児童福祉総合センターのほか、区保健センターや児童会館等の地域を会場として、保育士・心理療法士が小集団での遊びを通して子どもの発達を促し、保護者の悩みや相談に応じることを目的として実施している。また、子どもの適切な進路をとるにも考えるとともに、保護者に対し必要な情報の提供も行っている。

各区保健センターから乳幼児健診後に紹介され、来所につながっている。

① 保健センターなどにおける療育支援事業（月1回 11会場 38グループ）（単位：人）

区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
紹介状受理数	87	58	81	89	30	70	41	40	54	10	560
実登録数	91	80	107	100	40	96	52	46	80	15	707
年間延べ出席数	261	201	206	336	141	263	144	133	210	63	1,958

② 児童会館などにおける療育支援事業（週1回 15会場 18グループ）（単位：人）

会場	所内さっぼ (児童福祉総合センター)	外さっぼ (児童会館・区民センター等)	計
実登録数	33	259	292
年間延べ出席数	408	2,755	3,163

③ さっぼ・こども広場での発達検査所見（単位：人）

自閉症スペクトラム障がい	33
知的障がい	19
注意欠陥多動性障がい	9
言語遅滞	6
その他	29
計	96

※発達検査所見について～

- ・発達検査は保護者の希望により、医師の診断前に実施。よって、所見は疑いや傾向を含む。
- ・複数の所見の場合は、主となる傾向で分類。
- ・その他には、境界線級知能等が含まれる。

④ ペアレント・プログラム参加者内訳（申込受付時点での子どもの年齢）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1期A			4				4
1期B		1	3	1			5
2期A		6					6
2期B		4	2				6
計	0	11	9	1			21

※ペアレント・プログラム：「札幌市家族支援事業」で実施している「家族支援プログラム」の一つ

※対象者：1期は週1在籍者、2期は週1に加え月1在籍者も対象とした。

## 6 児童福祉対策事業（各施設については「VII 施設一覧（138 ページ～）」を参照）

### (1) 乳児院

乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

令和6年4月現在、市内に1施設、定員40名、措置34名。

また、子育て短期支援事業として、児童の保護者が、社会的理由（疾病、出産、看護、事故、災害、転勤、出張等）、身体的理由及び精神的理由（育児疲れ、育児不安）により家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を一時的に預かり、養育の支援を行っている。

### (2) 児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上保護を要する児童を入所させて養護し、併せて自立を支援することを目的とする施設。原則として、18歳に達するまで在所することができる（児童の自立のため特に必要がある場合には20歳に達するまで）。

令和6年4月現在、市内に5施設、定員合計210名、措置186名。

また、乳児院と同様に子育て短期支援事業を行っている。

### (3) 地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア

現に児童養護施設（本体施設）を運営している法人の支援の下、地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立を促進することを目的とする施設。

令和6年4月現在、地域小規模児童養護施設は市内に15施設、定員合計90名、措置87名。分園型小規模グループケアは3か所（定員及び措置人数は本体施設に含む）。

### (4) 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的としている。

令和6年4月現在、市内に1施設、定員28名（入所：23名、通所：5名）、措置4名。

### (5) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

家庭で養育できない事情にある18歳未満の要保護児童を少人数（定員5名又は6名）で家庭的な環境の下で養育し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援していく。

令和6年4月現在、市内に17か所、定員合計101名、措置76名。

(6) 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

義務教育を修了し、児童養護施設等を退所した 15～20 歳未満の児童等（定員 5～20 人）に暮らしの場を与え、その中で相談を受けたり生活指導を行ったり、あるいは就業の援助等を行い、社会的自立を促進することを目的としている。

令和 6 年 4 月現在、市内に 14 か所、定員合計 93 名、措置 44 名。

【札幌市内児童養護施設等の定員と児童措置数】 (単位:人)

施設種別	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	定員	児童措置数	定員	児童措置数	定員	児童措置数
児童養護施設	228	210	215	188	210	170
乳児院	40	23	40	18	40	20
地域小規模児童養護施設	78	56	90	68	90	83
児童心理治療施設	23	3	23	6	23	4
ファミリーホーム	95	60	95	64	101	61
自立援助ホーム	57	23	64	33	93	31
合計	521	375	527	377	557	369

【札幌市外児童養護施設等の児童措置数】 (単位:人)

施設種別	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	児童措置数	児童措置数	児童措置数
児童養護施設	147	117	145
地域小規模児童養護施設	19	13	21
児童心理治療施設	0	2	3
ファミリーホーム	4	3	9
自立援助ホーム	4	14	7
児童自立支援施設	0	2	2
合計	174	151	187

※各年度、4月1日時点

※児童措置数は、札幌市児童相談所が措置した人数

- (7) 母子生活支援施設
  - (8) 助産施設
  - (9) 児童厚生施設
- } 57 ページ参照
- } 29 ページ参照

## 1 子どもの権利救済機関の制度

### (1) 制度の趣旨

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「条例」という。）」に規定する子どもの権利救済委員制度として、いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的として平成21年4月に開設設置された公的第三者機関である。子どもやその保護者等からの相談に応じるほか、救済の申立てや救済委員の自己の発意に基づき、調査、調整、是正措置の勧告や制度改善に向けた意見の公表を行う権限を有している。

これらの権限に法的拘束力はないが、専門的見地に立ち、下記の基本姿勢に基づいて、行政からの独立性が尊重された立場で子どもを支援し、何が子どもにとって最善の利益であるかを関係者が共有し相互に理解できるよう、必要に応じて関係機関等に働きかけを行いながら、権利の侵害を受けた子どもの救済を図っていく。

#### 【子どもの権利救済機関の基本姿勢】

- ・「子どもの最善の利益」を判断の基準にします。
- ・子どもの話をよく聴いて、子どもの気持ちに寄り添います。
- ・子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援します。

### (2) 運営体制

#### 【組織】

救済委員 (2名)	人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた見識を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する（6年4月現在、大学教授及び弁護士）
調査員 (3名)	児童福祉、臨床心理、人権、教育等に専門的知識を有する者
相談員 (7名)	相談又は指導等の経験を有し、子どもの権利保障の推進に熱意を有する者
事務局 (4名)	事務局長（子ども育成部長兼務）、事務局次長（子どもの権利推進課長兼務）、係長及び担当職員

#### 【相談・救済の対象】

札幌市内に住む子どもの悩み、又は市内の学校や施設などで起きた子どもの悩みについて相談を受けている（原則18歳未満。ただし、高校生等の場合は18歳又は19歳も可）。

申立ては、原因となった事実があった日から3年を経過していないものが対象となる。

#### 【開設時間】

（月）～（金）10：00～20：00、（土）10：00～16：00（日曜日・祝日・年末年始は休み）

#### 【受付方法】

- ・電話（子ども専用の通話料無料電話：0120-66-3783 大人用：011-211-3783）
- ・メール（assist@city.sapporo.jp）
- ・面談（下記の設置場所にて実施）
- ・無料通信アプリ「LINE」

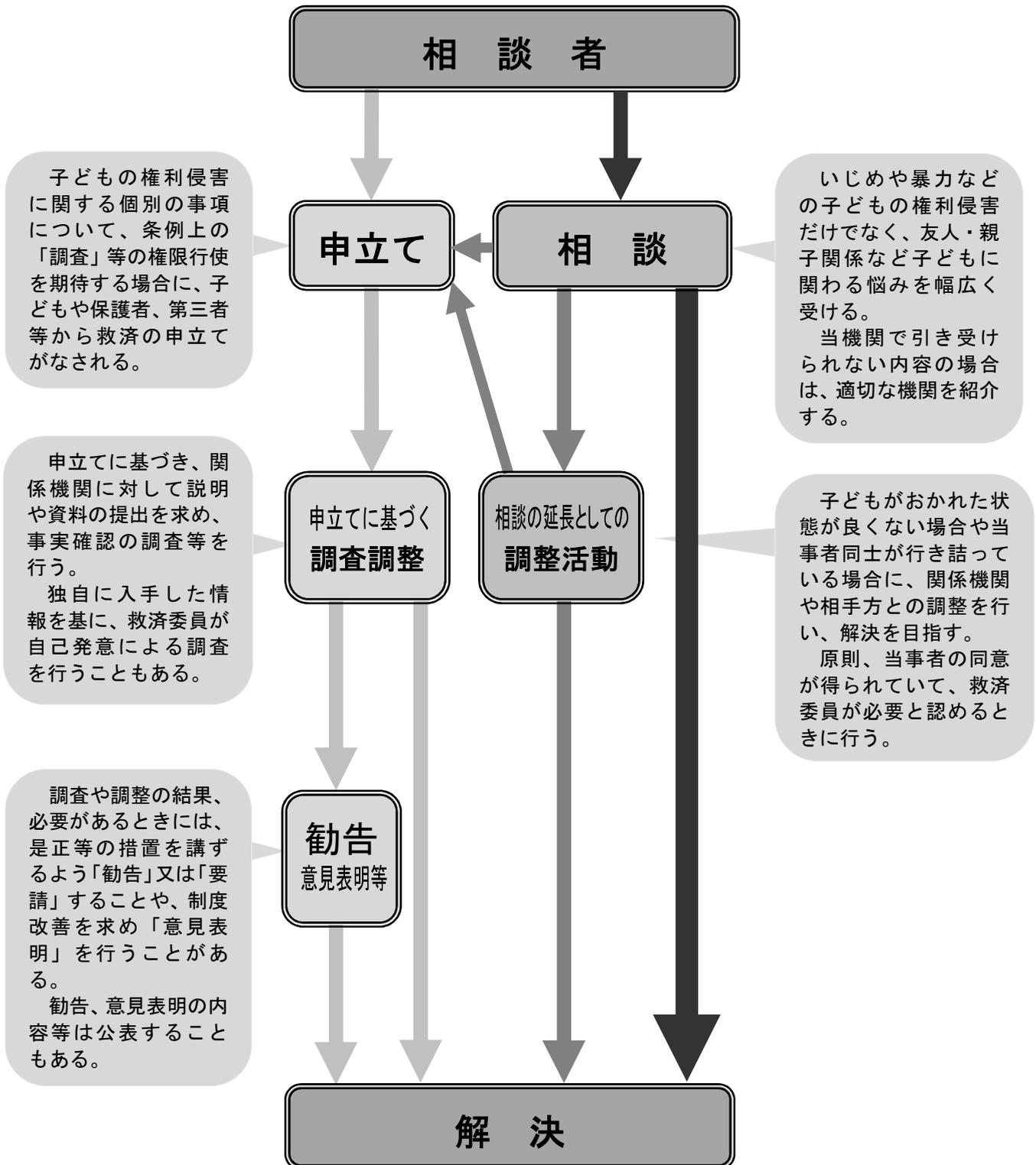
#### 【設置場所】

札幌市子ども未来局子どもの権利救済事務局（電話：211-2946 Fax：211-2948）

中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階

(3) 相談・救済の流れ

子どもアシストセンターでは、子どものさまざまな悩みについて相談を受けるところから始まる。相談だけで解決に至らない場合などは、救済の申立てを行うことができ、必要に応じて、関係機関に対する調査などが行われるほか、勧告や意見表明が発せられる場合がある。



※ 図中の矢印は通常想定される流れを示したものであり、事案の状況や特性によってさまざまな流れが考えられる。

## 2 相談・救済の申立て

### (1) 相談活動（令和5年度実績）

#### 【相談件数】

年 度	実件数	延べ件数
令和5年度	1,144件	3,238件
令和4年度	1,136件	2,705件

#### 【相談方法（※）】

区 分	電 話	Eメール	面 談	その他（※）	LINE	合計
実件数	456件	85件	5件	0件	598件	1,144件
延べ件数	1,125件	317件	98件	6件	1,692件	3,238件

※実件数は初回相談の際の相談方法を計上している。

※相談方法は、随時電話から面談、メールから電話等へ移行することがある。※「その他」：手紙など

#### 【相談者内訳（実件数）】

子ども本人	母親	父親	親族	学校	その他（※）	合計
776件	270件	40件	24件	5件	29件	1,144件

※「その他」：近隣住民、同級生の保護者など

#### 【相談者子ども本人の内訳（実件数）】

小学生	中学生	高校生	不明	その他（※）	合計
303件	295件	102件	70件	6件	776件

※「その他」：その他学生、無職少年、成人など

#### 【相談対象者内訳（実件数）】

未就学	小学生	中学生	高校生	不明	その他（※）	合計
24件	502件	373件	155件	78件	12件	1,144件

※「その他」：その他学生、有職少年、無職少年、成人など

#### 【相談内容内訳（延べ件数）】

家庭生活	学校生活	性格行動	身体的問題	対人関係	その他	合計
554件	1,498件	566件	28件	132件	460件	3,238件

※「その他」：施設生活、不良行為など

### (2) 調整活動

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることも多くある。このため、申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。

「調整活動」は、主に調査員が担当して行っており、関係機関への「事実確認」や児童相談所への「虐待通告」、問題解決のための「協力要請」や「話し合い」などさまざまな内容、程度を含んでいる。令和5年度は、24件の案件について実施した。

### (3) 救済の申立て

救済の申立て対象は、子どもの権利侵害の個別救済としている。解決のために必要なときは調査や調整を行うが、相手を諷めたり白黒つけたりするためではなく、何が子どもにとって最善

## VI-4-2 相談・救済の申立て

であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的としている。

令和5年度は、救済の申立てがなく、条例に規定する「救済委員の自己発意の調査」、「勧告」、「意見表明」、「是正等の要請」は行っていない。

### 3 広報・啓発

	項目	備考	令和5年度実績
配布物	子ども用相談カード	【対象】全小学生、全中学生、全高校生	195,040枚/回 (年2回)
	施設貼付用ステッカー	【対象】小中学生、高校生、大人 ※令和5年度は障がい児施設へ配布	—
	大人用相談カード	【対象】主に大人（ドラッグストアの市内店舗、各区役所等の公共機関、各区の社会福祉協議会）	—
	広報誌「あしすと通信」	【対象】全小中学生の保護者、高校、公共施設等	165,000枚/回 (年2回)
	PRチラシ	【対象】主に大人（出前講座・イベント時に配布）	—
出前講座	あしすと出前講座	【対象】家庭教育学級、青少年関係団体等	3回実施
	あしすと子ども出前講座	【対象】児童会館を利用する子ども	19回実施
	あしすと出前授業	【対象】小中学生	1回実施
その他	大人向けポスター	【対象】主に大人（地下鉄掲示板に貼付）	—
	SNS広告の配信（LINE等）	【対象】中学生、高校生	年2回配信

※このほか、ホームページへのコラム掲載、サッポロスマイル市政PRコーナーへの映像CMの放映などにより広報・啓発を行っている。

### 4 関係機関との連携

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、個別の特性に配慮しながら問題の解決や改善を図っていくため、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議（当センターを含む官民22機関が参加）」を開催している。

令和5年度は、9月に各機関の活動報告等に関する情報交換を行うとともに、品川救済委員が「子どもアドボカシーの現状と相談機関として求められる対応について」講義し、参加機関に学びの機会を提供。

また、令和6年3月には、顔の見える関係性づくりを更に一歩進めるとともに、各機関の特性や実務的な考えを共有して具体的な協働につなげるため、初めての試みとして事例検討を行った。品川救済委員がファシリテーターを務め、16歳の不登校に悩む女子からの「生きていることが辛い」といった相談など、二つの事例について、各機関がそれぞれどのように対応するか実践的な意見が交わされた。

## Ⅶ 施設一覧（令和6年7月1日現在）

### 1 認可保育所

施設・事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	認可年月日
札幌市中央区保育・子育て支援センター	064-0807	中央区南7条西13丁目	511-1155	120	R5.4.1
駒島保育所	060-0031	中央区北1条東8丁目	251-9398	90	S30.4.1
円山北町保育園	064-0825	中央区北5条西27丁目	611-4991	60	S45.7.1
山鼻華園保育園	064-0918	中央区南18条西11丁目	563-6624	110	S51.2.1
幌南華園保育園	064-0923	中央区南23条西10丁目	551-7511	90	S53.11.1
さより保育園	064-0804	中央区南4条西15丁目	561-9696	60	S59.3.1
札幌市大通保育園	060-0041	中央区大通東4丁目	222-6112	60	S62.1.1
札幌市しせいかん保育園	060-0063	中央区南3条西7丁目	204-9560	120	H16.4.1
つくしの子共同保育所	060-0004	中央区北4条西14丁目	281-2945	60	H17.4.1
吉田学園くりの木保育園	060-0011	中央区北11条西17丁目	676-8332	120	H22.4.1
こうさい保育園	064-0912	中央区南12条西16丁目	520-8008	90	H24.4.1
アートチャイルドケア札幌桑園	060-0005	中央区北5条西12丁目	231-0125	60	H26.4.1
アスク桑園保育園	060-0008	中央区北8条西18丁目	640-5828	60	H26.4.1
ちゃいれつく北7条西保育園	060-0007	中央区北7条西22丁目	215-9188	60	H27.4.1
札幌時計台雲母保育園	060-0001	中央区北1条西2丁目	218-3868	60	H27.4.1
札幌ハイジ保育園苗穂保育ルーム	060-0033	中央区北3条東13丁目	219-0808	60	H28.4.1
こどもプラザ青い鳥	060-0009	中央区北9条西23丁目	642-3878	40	H28.4.1
ニチキッズ大通西18丁目保育園	060-0042	中央区大通西18丁目	633-7121	40	H28.4.1
ピッコロ子ども倶楽部円山園	064-0820	中央区大通西26丁目	590-0848	40	H28.7.1
アートチャイルドケア札幌山鼻	064-0919	中央区南19条西12丁目	206-1230	60	H29.4.1
太陽の子札幌中央保育園	060-0004	中央区北4条西16丁目	590-0697	60	H29.4.1
札幌円山公園雲母保育園	064-0824	中央区北4条西23丁目	633-7002	60	H30.4.1
札幌こども保育園	060-0042	中央区大通西9丁目	272-8891	40	H30.4.1
ニチキッズ南まるやま保育園	064-0809	中央区南9条西23丁目	530-5310	50	H31.4.1
NOVAインターナショナルスクール	060-0053	中央区南3条東2丁目	804-4655	110	H31.4.1
伏見保育園	064-0942	中央区伏見1丁目	215-1632	90	R3.4.1
山鼻ひまわり保育園	064-0919	中央区南19条西7丁目	522-9618	50	R3.4.1
光塩大通り保育園	060-0042	中央区大通西14丁目	590-5225	60	R4.4.1
木育こどもの家宮の森保育園	064-0951	中央区宮の森1条15丁目	688-6612	40	R4.4.1
にこまるえん円山	064-0821	中央区北1条西23丁目	676-9911	40	R5.4.1
札幌くじら保育園	064-0927	中央区南27条西11丁目	596-6363	60	R6.4.1
札幌市新川保育園	001-0921	北区新川1条5丁目	761-7962	120	S40.12.1
札幌市新琴似保育園	001-0908	北区新琴似8条3丁目	761-4853	90	S40.12.1
札幌市北区保育・子育て支援センター	001-0025	北区北25条西3丁目	757-5380	120	H24.4.1
あいの里協働保育園	002-8091	北区南あいの里5丁目	770-5300	60	H24.4.1
ドリームキッズ保育園	002-8041	北区東茨戸1条1丁目	788-3065	60	H25.4.1
アートチャイルドケア札幌百合が原	002-8081	北区百合が原1丁目	748-1230	80	H25.4.1
新琴似南保育園	001-0902	北区新琴似2条6丁目	768-5050	90	H26.4.1
愛和えるむ保育園	060-0808	北区北8条西3丁目	736-5243	90	S47.12.1
幌北ゆりかご保育園	001-0018	北区北18条西7丁目	746-3301	90	S48.10.1
札幌はこぶね保育園	060-0807	北区北7条西6丁目	737-3535	60	S59.2.1
はぐくみ保育園	001-0026	北区北26条西3丁目	756-6742	70	H15.4.1
子どもの園保育園	060-0811	北区北11条西5丁目	706-4588	60	H17.4.1
アートチャイルドケア新琴似	001-0908	北区新琴似8条1丁目	708-0789	60	H22.9.30
つばさ保育園	002-8029	北区篠路9条1丁目	771-5511	50	H24.8.1
アスク新琴似保育園	001-0907	北区新琴似7条2丁目	769-8680	60	H27.4.1
アートチャイルドケア北大前	001-0012	北区北12条西4丁目	728-3555	20	H27.4.1
スクルドエンジェル保育園新琴似園	001-0912	北区新琴似12条12丁目	839-1887	30	H28.4.1
ニチキッズさっぽろ保育園	060-0809	北区北9条西3丁目	700-0111	50	H30.4.1
あいの里第2協働保育園	002-8071	北区あいの里1条6丁目	792-1152	60	R2.4.1

## VII 施設一覽

施設・事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	認可年月日
ピッコロ子ども倶楽部北大前保育所	001-0015	北区北15条西5丁目	790-7957	90	R2.4.1
新川ひまわり保育園	001-0028	北区北28条西14丁目	738-2222	60	R2.6.1
新陽保育園	001-0026	北区北26条西15丁目	788-6400	40	R3.4.1
アイグラン保育園北陽	001-0030	北区北30条西4丁目	769-9917	60	R3.4.1
S. T. ナーサリーSCHOOL新川西	001-0932	北区新川西2条7丁目	299-8170	60	R3.4.1
アイグラン保育園拓北	002-8067	北区拓北7条5丁目	594-8741	60	R4.4.1
元気っ子保育園・屯田南	002-0853	北区屯田3条5丁目	792-1677	90	R4.4.1
屯田南保育園	002-0851	北区屯田1条1丁目	790-7735	40	R4.4.1
札幌市東区保育・子育て支援センター	060-0909	東区北9条東7丁目	711-7801	120	S28.6.1
札幌市みかほ保育園	065-0019	東区北19条東5丁目	711-8913	110	S31.12.1
札幌苗保育園	007-0807	東区東苗穂7条3丁目	783-7711	70	H22.4.1
元町にっこ保育園	065-0023	東区北23条東16丁目	782-2551	90	H23.4.1
札幌北保育園	007-0030	東区東雁来10条4丁目	791-8822	90	H25.12.1
ちゃいれつく北8条東保育園	065-0008	東区北8条東19丁目	769-9933	60	H26.12.1
苗穂保育園	065-0007	東区北7条東18丁目	711-4973	90	S23.12.23
札幌第2福ちゃん保育園	065-0018	東区北18条東16丁目	781-5578	90	S53.2.17
札幌厚成福祉会第二保育所	007-0805	東区東苗穂5条3丁目	781-6428	90	S43.11.1
明園保育園	065-0023	東区北23条東14丁目	751-9354	120	S47.9.1
はらっぱ保育園	065-0027	東区北27条東6丁目	751-8593	110	S48.4.1
元町保育園	065-0027	東区北27条東19丁目	781-6332	60	S49.6.1
モエレはとポッポ保育園	007-0812	東区東苗穂12条1丁目	790-2531	90	S50.12.1
光星はとポッポ保育園	065-0015	東区北15条東7丁目	742-4876	90	S56.11.1
栄町あおぞら保育園	007-0843	東区北43条東16丁目	789-6230	60	H15.4.1
勤医協ぼぶら保育園	007-0869	東区伏古9条2丁目	782-9429	90	H15.4.1
愛和新穂保育園	065-0009	東区北9条東11丁目	722-8996	110	H17.7.1
アートチャイルドケア札幌元町	065-0026	東区北26条東12丁目	722-0123	90	H27.4.1
札幌麻生雲母保育園	007-0843	東区北43条東1丁目	733-0123	60	H29.4.1
もえれ保育園	007-0031	東区東雁来11条3丁目	790-3715	80	H31.4.1
栄南保育園	007-0834	東区北34条東23丁目	792-6696	40	R2.4.1
NOVA バイリンガル札幌東雁来保育園	007-0030	東区東雁来10条1丁目	769-0471	60	R6.4.1
札幌市青葉保育園	003-0805	白石区菊水5条2丁目	811-2933	100	S24.3.1
札幌市白石区保育・子育て支援センター	003-0022	白石区南郷通1丁目	861-1910	120	H22.4.1
札幌市東札幌保育園	003-0003	白石区東札幌3条3丁目	811-1552	90	S38.11.1
札幌市東白石保育園	003-0023	白石区南郷通8丁目	861-7062	90	S40.9.1
札幌市菊水乳児保育園	003-0805	白石区菊水5条1丁目	821-0013	30	S45.9.1
東札幌かすたねっと保育園	003-0004	白石区東札幌4条4丁目	837-1525	70	H26.4.1
札幌愛隣館第二保育園	003-0029	白石区平和通8丁目	864-0762	130	S41.9.1
菊水元町保育園	003-0825	白石区菊水元町5条2丁目	873-9888	120	S47.2.1
南郷保育園	003-0021	白石区栄通6丁目	851-5878	120	S50.10.1
東白石雪ん子保育園	003-0026	白石区本通14丁目	864-8871	80	S52.11.1
こぶし保育園	003-0852	白石区川北2条1丁目	875-7167	60	H16.4.1
北郷こぶし保育園	003-0832	白石区北郷2条10丁目	876-0474	90	H27.4.1
アスク白石保育園	003-0027	白石区本通8丁目	868-1150	60	H27.4.1
ポピンズナーサリースクール札幌白石	003-0022	白石区南郷通14丁目	374-4143	60	H27.4.1
大藤子ども園	003-0023	白石区南郷通18丁目	864-3737	60	H27.4.1
ピッコロ子ども倶楽部東札幌園	003-0001	白石区東札幌1条2丁目	812-7000	40	H27.4.1
太陽の子札幌白石保育園	003-0027	白石区本通4丁目	374-5847	60	H28.4.1
米里保育園	003-0874	白石区米里4条1丁目	871-8337	20	H28.4.1
ニチキッズしろいし保育園	003-0003	白石区東札幌3条5丁目	820-7551	50	H29.10.1
南郷通たかだ保育園	003-0023	白石区南郷通18丁目	376-5911	40	H30.4.1
にこまるえん白石	003-0002	白石区東札幌2条5丁目	850-9686	40	R2.4.1
札幌市厚別区保育・子育て支援センター	004-0051	厚別区厚別中央1条6丁目	887-8165	60	H31.4.1

施設・事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	認可年月日
まごころ保育園	004-0039	厚別区厚別町上野幌822番地	891-7511	60	H24.4.1
ひばりが丘保育園	004-0052	厚別区厚別中央2条4丁目	891-1811	150	S45.8.1
もみじ台北保育園	004-0014	厚別区もみじ台北4丁目	897-0461	100	S48.11.1
厚別共栄保育園	004-0022	厚別区厚別南1丁目	891-9470	120	S50.2.1
もみじ台南保育園	004-0012	厚別区もみじ台南6丁目	897-7311	60	S51.4.1
札幌協働保育園	004-0013	厚別区もみじ台西6丁目	897-5033	100	S53.12.1
厚別こま草保育園	004-0053	厚別区厚別中央3条4丁目	891-5541	120	S57.3.1
新さっぽろとまと保育園	004-0002	厚別区厚別東2条3丁目	897-8693	60	H16.4.1
きつずばーく厚別保育園	004-0064	厚別区厚別西4条2丁目	807-0708	40	R3.4.1
札幌市豊平区保育・子育て支援センター	062-0051	豊平区月寒東1条4丁目	851-3945	120	H18.4.1
札幌市美園保育園	062-0005	豊平区美園5条7丁目	831-6890	120	S30.5.1
札幌第1福ちゃん保育園	062-0901	豊平区豊平1条13丁目	811-7403	90	S53.2.17
西岡保育園	062-0022	豊平区月寒西2条10丁目	851-6358	100	S42.12.1
札幌愛隣館東山保育園	062-0934	豊平区平岸4条11丁目	822-4208	150	S45.1.1
札幌愛隣館りんご保育園	062-0934	豊平区平岸4条1丁目	811-7372	120	S49.4.1
子どもの家保育園	062-0934	豊平区平岸4条9丁目	841-0232	60	S50.9.1
中の島興正保育園	062-0922	豊平区中の島2条1丁目	831-1600	60	S55.4.1
吉田学園やしの木保育園	062-0931	豊平区平岸1条15丁目	813-8400	120	H25.4.1
ピッコロ子ども倶楽部月寒園	062-0055	豊平区月寒東5条10丁目	856-8110	40	H27.4.1
ピッコロ子ども倶楽部福住園	062-0051	豊平区月寒東1条15丁目	376-5222	40	H28.4.1
乳幼児保育クラブぞうさん	062-0936	豊平区平岸6条13丁目	833-1225	60	H28.4.1
スクルドエンジェル保育園月寒園	062-0025	豊平区月寒西5条10丁目	376-5790	40	H29.4.1
月寒じゅんのめ保育園	062-0053	豊平区月寒東3条11丁目	858-3330	60	H31.4.1
きゃんばす平岸保育園	062-0936	豊平区平岸6条14丁目	376-1263	80	R2.4.1
札幌北野保育園	004-0867	清田区北野7条4丁目	882-2850	90	S52.11.1
さわやか保育園	004-0876	清田区平岡6条2丁目	883-3422	60	S59.3.1
ラブクローバーの保育園 札幌清田	004-0847	清田区清田7条2丁目	887-5566	40	H31.4.1
認可保育園L i n d o	004-0847	清田区清田7条4丁目	887-8407	40	R3.4.1
ラブクローバーの保育園札幌北野	004-0861	清田区北野1条1丁目	888-3301	40	R3.4.1
ちゅうわ清田保育園	004-0841	清田区清田1条4丁目	375-1510	40	R3.4.1
緑ヶ丘保育園	004-0805	清田区里塚緑ヶ丘6丁目	398-3466	60	R4.4.1
真駒内保育園	005-0016	南区真駒内南町1丁目	581-0005	130	S42.11.1
大地の杜保育園	005-0801	南区川沿1条1丁目	572-0251	60	S57.4.1
遊・W i n g	005-0018	南区真駒内曙町3丁目	585-2830	60	H15.4.1
くまの子保育園	005-0822	南区南沢2条3丁目	578-5133	60	H16.4.1
藤ヶ丘保育園	061-2284	南区藤野4条5丁目	593-3567	60	H16.4.1
ルンビニー保育園	005-0809	南区川沿9条2丁目	572-8877	60	H17.4.1
こどもみらい保育園常盤園	005-0852	南区常盤2条2丁目	211-6941	60	H31.4.1
ちびっこの杜保育園	005-0004	南区澄川4条2丁目	374-5015	32	R3.4.1
木育こどもの家南の沢保育園	005-0825	南区南沢5条3丁目	596-7665	40	R3.4.1
札幌市西区保育・子育て支援センター	063-0803	西区二十四軒3条5丁目	621-1496	120	H18.4.1
札幌市山の手保育園	063-0004	西区山の手4条8丁目	611-4477	150	S41.10.1
発寒ひかり保育園	063-0825	西区発寒5条6丁目	661-1445	130	S44.3.31
西発寒保育園	063-0829	西区発寒9条11丁目	661-8464	90	S46.1.1
発寒たんぼ保育園	063-0831	西区発寒11条5丁目	661-1594	120	H4.4.1
西野中央保育園	063-0034	西区西野4条3丁目	661-5397	120	S51.10.1
八軒星の子保育園	063-0844	西区八軒4条西5丁目	641-0232	80	S53.12.1
札幌市二十四軒南保育園	063-0801	西区二十四軒1条4丁目	631-8616	90	S58.4.1
こぐま保育園	063-0804	西区二十四軒4条6丁目	621-0517	60	H15.4.1
吉田学園さくら保育園	063-0847	西区八軒7条西2丁目	622-3331	120	H18.7.1
発寒おおぞら保育園	063-0834	西区発寒14条2丁目	676-5177	90	H23.4.1
アートチャイルドケア琴似	063-0814	西区琴似4条1丁目	613-0123	50	H24.4.1

## Ⅶ 施設一覧

施設・事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	認可年月日
アートチャイルドケア札幌八軒	063-0866	西区八軒6条東3丁目	707-0126	60	H26.4.1
発寒そらいろ保育園	063-0828	西区発寒8条1丁目	676-7650	90	H27.4.1
アートチャイルドケア札幌二十四軒	063-0801	西区二十四軒1条4丁目	614-0123	60	H27.4.1
ことに保育園	063-0804	西区二十四軒4条3丁目	640-3715	90	H27.4.1
西野ふれ愛保育園	063-0031	西区西野1条2丁目	666-7117	60	H27.4.1
札幌宮の沢雲母保育園	063-0051	西区宮の沢1条4丁目	668-6350	60	H28.4.1
発寒もりのわ保育園	063-0825	西区発寒5条8丁目	668-8808	30	H28.4.1
琴似にじのいろ保育園	063-0813	西区琴似3条4丁目	633-2600	40	H29.8.1
ピッコロ子ども倶楽部発寒南駅前園	063-0061	西区西町北6丁目	676-7228	50	H30.4.1
山の手にじのいろ保育園	063-0002	西区山の手2条7丁目	633-5700	40	H30.10.1
平和にじのいろ保育園	063-0023	西区平和3条6丁目	668-7100	60	R2.4.1
ちゅうわ発寒保育園	063-0829	西区発寒9条1丁目	663-1077	40	R2.8.1
ピッコロ子ども倶楽部福井保育園	063-0012	西区福井4丁目	624-7020	90	R4.4.1
ラブクローバーの保育園札幌西野	063-0038	西区西野8条5丁目	665-5959	40	R4.4.1
札幌市手稲区保育・子育て支援センター	006-0023	手稲区手稲本町3条2丁目	681-3160	120	H18.4.1
新発寒たんぼ保育園	006-0806	手稲区新発寒6条4丁目	686-0560	90	H4.4.1
宮の沢さくら保育園	006-0004	手稲区西宮の沢4条1丁目	663-8118	90	S55.2.1
さより第2保育園	006-0011	手稲区富丘1条5丁目	691-8801	80	H16.4.1
つくし保育園	006-0012	手稲区富丘2条4丁目	695-8661	80	H22.4.1
札幌北陽保育園	006-0860	手稲区手稲山口5丁目1-1	215-8711	90	H23.4.1
あすかぜ保育園	006-0861	手稲区明日風3丁目	676-4340	60	H26.4.1
手稲桃の花保育園	006-0022	手稲区手稲本町2条4丁目	213-8741	35	H30.4.1
富丘バオバブ保育園	006-0012	手稲区富丘2条2丁目	686-8082	40	R5.4.1
スター保育園前田園	006-0816	手稲区前田6条1丁目	300-3311	60	R4.4.1
手稲中央さら〜れ保育園	006-0013	手稲区富丘3条5丁目	213-8212	40	R5.4.1
ラブクローバーのほいくえん新発寒	006-0812	手稲区前田2条2丁目	215-5300	60	R6.4.1

## 2 幼稚園（施設型給付）

施設・事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	認可年月日
札幌市立中央幼稚園	060-0002	中央区北2条西1丁目	251-6700	90	H27.4.1
こひつじ幼稚園	064-0916	中央区南16条西1丁目	561-5040	95	H27.4.1
めばえ幼稚園	064-0912	中央区南12条西1丁目	561-0485	80	H29.4.1
札幌円山幼稚園	064-0822	中央区北2条西2丁目	631-5208	245	H29.4.1
札幌大谷第二幼稚園	064-0820	中央区大通西2丁目	621-6764	120	H30.4.1
ひかり幼稚園	064-0921	中央区南21条西1丁目	563-1425	75	H30.4.1
札幌いづみ幼稚園	064-0917	中央区南17条西9丁目	511-1974	105	H30.4.1
宮の森幼稚園	064-0958	中央区宮の森9番地7	621-2651	90	R3.4.1
札幌市立白楊幼稚園	001-0024	北区北24条西7丁目	736-0764	90	H27.4.1
藤幼稚園	001-0016	北区北16条西3丁目	747-0301	90	H29.4.1
新琴似育英幼稚園	001-0907	北区新琴似7条1丁目	761-2588	210	H30.4.1
札幌三育幼稚園	001-0035	北区北35条西2丁目	716-9632	45	H31.4.1
札幌市立ひがしなえぼ幼稚園	007-0804	東区東苗穂4条2丁目	782-8640	90	H27.4.1
天使幼稚園	065-0011	東区北11条東2丁目	742-3110	90	H28.4.1
あゆみ幼稚園	007-0867	東区伏古7条5丁目	782-6661	230	H28.4.1
あゆみ第二幼稚園	007-0869	東区伏古9条3丁目	783-6006	270	H28.4.1
札幌大谷大学附属幼稚園	065-0016	東区北16条東8丁目	711-5888	200	H30.4.1
札幌幼稚園	065-0024	東区北24条東18丁目	781-6331	350	H30.4.1
北栄幼稚園	065-0031	東区北31条東9丁目	731-4968	180	R6.4.1
札幌市立きくすいもとまち幼稚園	003-0826	白石区菊水元町6丁目	873-2285	90	H27.4.1
しろいし幼稚園	003-0028	白石区平和通1丁目	861-4426	150	H28.4.1
札幌白樺幼稚園	003-0023	白石区南郷通18丁目	864-2623	390	H30.4.1

施設・事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	認可年月日
札幌市立中央幼稚園	060-0002	中央区北2条西1丁目	251-6700	90	H27.4.1
こひつじ幼稚園	064-0916	中央区南16条西1丁目	561-5040	95	H27.4.1
めばえ幼稚園	064-0912	中央区南12条西1丁目	561-0485	80	H29.4.1
札幌円山幼稚園	064-0822	中央区北2条西2丁目	631-5208	245	H29.4.1
札幌大谷第二幼稚園	064-0820	中央区大通西2丁目	621-6764	120	H30.4.1
ひかり幼稚園	064-0921	中央区南21条西1丁目	563-1425	75	H30.4.1
札幌いづみ幼稚園	064-0917	中央区南17条西9丁目	511-1974	105	H30.4.1
宮の森幼稚園	064-0958	中央区宮の森904番地7	621-2651	90	R3.4.1
札幌市立白楊幼稚園	001-0024	北区北24条西7丁目	736-0764	90	H27.4.1
藤幼稚園	001-0016	北区北16条西3丁目	747-0301	90	H29.4.1
新琴似育英幼稚園	001-0907	北区新琴似7条13丁目	761-2588	210	H30.4.1
札幌三育幼稚園	001-0035	北区北35条西2丁目	716-9632	45	H31.4.1
札幌市立ひがしなえぼ幼稚園	007-0804	東区東苗穂4条2丁目	782-8640	90	H27.4.1
天使幼稚園	065-0011	東区北11条東2丁目	742-3110	90	H28.4.1
あゆみ幼稚園	007-0867	東区伏古7条5丁目	782-6661	230	H28.4.1
あゆみ第二幼稚園	007-0869	東区伏古9条3丁目	783-6006	270	H28.4.1
札幌大谷大学附属幼稚園	065-0016	東区北16条東8丁目	711-5888	200	H30.4.1
札幌幼稚園	065-0024	東区北24条東18丁目	781-6331	350	H30.4.1
北栄幼稚園	065-0031	東区北31条東9丁目	731-4968	180	R6.4.1
札幌市立きくすいもとまち幼稚園	003-0826	白石区菊水元町6条1丁目	873-2285	90	H27.4.1
しろいし幼稚園	003-0028	白石区平和通1丁目	861-4426	150	H28.4.1
札幌白樺幼稚園	003-0023	白石区南郷通18丁目	864-2623	390	H30.4.1
本郷幼稚園	003-0024	白石区本郷通6丁目	861-6211	420	H30.4.1
札幌市立あつべつきた幼稚園	004-0073	厚別区厚別北3条3丁目	895-0523	90	H27.4.1
札幌みづほ幼稚園	004-0011	厚別区もみじ台東2丁目	897-0025	60	H27.4.1
厚別幼稚園	004-0053	厚別区厚別中央3条3丁目	891-2290	90	H31.4.1
札幌市立かっこう幼稚園	062-0053	豊平区月寒東3条7丁目	852-1230	90	H27.4.1
美晴幼稚園	062-0022	豊平区月寒西2条7丁目	851-5058	90	H27.4.1
札幌若葉幼稚園	062-0052	豊平区月寒東2条18丁目	851-8888	300	H29.4.1
札幌第一幼稚園	062-0911	豊平区旭町7丁目	811-4181	290	H31.4.1
西岡ふたば幼稚園	062-0034	豊平区西岡4条10丁目	854-4660	150	H31.4.1
ふくずみ幼稚園	062-0042	豊平区福住2条6丁目	854-3951	120	R2.4.1
つきさむ幼稚園	062-0052	豊平区月寒東2条1丁目	855-4161	180	R2.4.1
幌南学園幼稚園	062-0021	豊平区月寒西1条3丁目	851-6373	150	R5.4.1
清田幼稚園	004-0841	清田区清田1条2丁目	881-2453	180	H30.4.1
札幌市立もいわ幼稚園	005-0818	南区川沿18条2丁目	571-5850	90	H27.4.1
真駒内聖母幼稚園	005-0012	南区真駒内上町4丁目	581-0745	70	H27.4.1
札幌みすまい幼稚園	061-2262	南区簾舞2条4丁目	596-3966	100	H28.4.1
札幌梅香幼稚園	061-2282	南区藤野2条7丁目	592-2455	35	H28.4.1
森の幼稚園	005-0849	南区石山1132-1	591-8254	75	H29.4.1
真駒内幼稚園	005-0018	南区真駒内曙町3丁目	581-0084	150	H30.4.1
藤ヶ丘幼稚園	061-2284	南区藤野4条5丁目	591-0234	60	H30.4.1
札幌わかさ幼稚園	005-0034	南区南34条西10丁目	582-2111	105	H31.4.1
もなみ幼稚園	005-0809	南区川沿9条2丁目	572-1855	120	H31.4.1
第2もなみ幼稚園	005-0802	南区川沿2条3丁目	571-1161	75	H31.4.1
札幌市立はまなす幼稚園	063-0826	西区発寒6条12丁目	666-9477	90	H27.4.1
あづま幼稚園	063-0836	西区発寒16条4丁目	661-7090	300	H29.4.1
西野札幌幼稚園	063-0033	西区西野3条2丁目	661-2094	270	H30.4.1
琴似中央幼稚園	063-0849	西区八軒9条西2丁目	621-5878	80	R4.4.1
平和幼稚園	063-0023	西区平和3条8丁目	662-5251	400	R6.4.1
札幌市立手稲中央幼稚園	006-0022	手稲区手稲本町2条5丁目	681-2298	90	H27.4.1

Ⅶ 施設一覧

3 幼保連携型認定こども園

施設・事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	認可年月日
認定こども園大谷オアシス保育園	064-0820	中央区大通西2 1 丁目	621-9888	69	H31. 4. 1
認定こども園カトリック聖園こどもの家	060-0031	中央区北1 条東6 丁目	221-3493	150	H26. 10. 1
認定こども園札幌ルーテル幼稚園	064-0809	中央区南9 条西2 1 丁目	561-6031	125	R4. 4. 1
認定こども園桑園幼稚園	060-0007	中央区北7 条西1 3 丁目	231-2966	90	R5. 4. 1
認定こども園幌西そらいろ保育園	064-0809	中央区南9 条西2 0 丁目	563-2233	105	R3. 4. 1
認定こども園札幌大谷幼稚園	064-0807	中央区南7 条西7 丁目	511-3838	180	H29. 4. 1
認定こども園宮の森メープル保育園	064-0954	中央区宮の森4 条1 0 丁目	792-6003	75	R3. 4. 1
認定こども園屯田すずらん	002-0856	北区屯田6 条4 丁目	775-8080	102	R4. 4. 1
しんことに清香こども園	001-0911	北区新琴似1 1 条5 丁目	761-0308	105	H30. 4. 1
屯田おおふじ子ども園	002-0858	北区屯田8 条7 丁目	775-2511	170	R4. 4. 1
新川西さくらこ認定こども園	001-0931	北区新川西1 条4 丁目	763-3905	79	H31. 4. 1
こども園ソレイユ	002-8063	北区拓北3 条2 丁目	776-3939	135	H27. 4. 1
創成札幌こども園	001-0015	北区北1 5 条西1 丁目	736-5245	105	R2. 4. 1
認定こども園太陽こころ幼稚園	002-0859	北区屯田9 条3 丁目	776-7774	195	H24. 8. 1
認定こども園こうほく	001-0912	北区新琴似1 2 条1 0 丁目	761-4134	370	H26. 5. 1
認定こども園ひまわり	002-8066	北区拓北6 条2 丁目	771-7216	205	H26. 4. 1
認定こども園はなぞの	001-0921	北区新川1 条2 丁目	790-7530	280	H30. 4. 1
認定こども園あいの里	002-8074	北区あいの里4 条6 丁目	778-7272	300	H28. 4. 1
認定こども園麻生明星幼稚園	001-0045	北区麻生町4 丁目	716-3880	115	R4. 4. 1
認定こども園茨戸メリー幼稚園	002-8043	北区東茨戸3 7-3	774-2767	120	R5. 4. 1
あいの里大藤幼稚園	002-8073	北区あいの里3 条3 丁目	778-2911	300	H29. 4. 1
認定こども園メルシー学院	002-0855	北区屯田5 条9 丁目	792-8680	105	H31. 4. 1
認定こども園太平あざさ保育園	002-8004	北区太平4 条3 丁目	776-5000	120	H31. 4. 1
幼保連携型認定こども園Cinq Perles 幼稚園	002-8027	北区篠路7 条6 丁目	771-4044	230	R3. 4. 1
認定こども園こころ篠路保育園	002-8026	北区篠路6 条4 丁目	594-8033	69	R5. 4. 1
幼保連携型認定こども園さつぼろ夢	007-0836	東区北3 6 条東1 7 丁目	783-9614	135	H28. 4. 1
幼保連携型認定こども園しらゆき夢	007-0846	東区北4 6 条東1 4 丁目	731-9614	105	H28. 4. 1
認定こども園札幌愛珠	007-0838	東区北3 8 条東9 丁目	721-2253	155	H25. 4. 1
幼保連携型認定こども園さつなえのもり	007-0808	東区東苗穂8 条3 丁目	791-3703	310	H26. 4. 1
幼保連携型認定こども園おかだまのもり	007-0837	東区北3 7 条東2 7 丁目	783-2233	310	H28. 4. 1
認定こども園聖ミカエル幼稚園	065-0019	東区北1 9 条東3 丁目	731-8705	105	R4. 4. 1
幼保連携型認定こども園せいめいのもり	065-0010	東区北1 0 条東1 4 丁目	721-6750	300	H28. 4. 1
幼保連携型認定こども園ふしこ幼稚園	065-0041	東区本町1 条5 丁目	781-1691	290	H30. 4. 1
幼保連携型認定こども園もえれのもり	007-0811	東区東苗穂1 1 条2 丁目	790-1080	105	H30. 4. 1
認定こども園栄光幼稚園	007-0844	東区北4 4 条東2 丁目	731-4681	225	R2. 4. 1
幼保連携型認定こども園東苗穂スパークル園	007-0812	東区東苗穂1 2 条4 丁目	776-6276	105	R2. 4. 1
友愛北白石認定こども園	003-0872	白石区米里2 条4 丁目	875-0180	100	H30. 4. 1
飛翔認定こども園	003-0001	白石区東札幌1 条4 丁目	820-8880	100	H30. 4. 1
認定こども園菊水すずらん	003-0801	白石区菊水1 条3 丁目	811-5714	142	R4. 4. 1
北郷ピノキオ認定こども園	003-0832	白石区北郷2 条6 丁目	871-7014	139	H29. 4. 1
双葉こども園	003-0021	白石区栄通1 5 丁目	851-7463	105	H31. 4. 1
認定こども園北都	003-0834	白石区北郷4 条1 1 丁目	874-9382	105	H28. 4. 1
認定こども園北郷すずらん	003-0837	白石区北郷7 条3 丁目	879-1717	100	H31. 4. 1
東橋いちい認定こども園	003-0808	白石区菊水8 条2 丁目	837-7211	135	H24. 4. 1
認定こども園幌東	003-0025	白石区本郷通3 丁目	864-6246	240	H26. 4. 1
菊水いちい認定こども園	003-0821	白石区菊水元町1 条1 丁目	873-8001	210	H26. 4. 1
認定こども園北郷あゆみ幼稚園	003-0833	白石区北郷3 条3 丁目	876-6200	170	H29. 4. 1
北都幼稚園	003-0869	白石区川下7 4 9 番地5 5	875-6661	404	H29. 4. 1
認定こども園ピッコリーノ学院	003-0831	白石区北郷1 条6 丁目	376-1181	105	H31. 4. 1
幼保連携型認定こども園南郷札幌幼稚園	003-0021	白石区栄通9 丁目	851-7022	200	R5. 4. 1

施設・事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	認可年月日
幼保連携型認定こども園北郷札幌幼稚園	003-0834	白石区北郷4条5丁目	873-3551	240	R3. 4. 1
認定こども園厚別さくら木保育園	004-0003	厚別区厚別東3条1丁目	898-6200	105	H28. 4. 1
認定こども園いちい幼稚園・保育園	004-0013	厚別区もみじ台西5丁目	897-1311	180	H22. 6. 1
認定こども園新さっぽろ幼稚園・保育園	004-0032	厚別区上野幌1条2丁目	894-6160	330	H25. 4. 1
認定こども園おおやち	004-0041	厚別区大谷地東3丁目	891-0111	125	H26. 4. 1
認定こども園北光幼稚園	004-0021	厚別区青葉町7丁目	891-3190	90	R5. 4. 1
幼保連携型認定こども園ひばりが丘明星幼稚園	004-0052	厚別区厚別中央2条4丁目	891-2617	130	H29. 4. 1
認定こども園桜台いちい幼稚園・保育園	004-0068	厚別区厚別西6 1 1 - 5 2 0	895-3331	230	H28. 4. 1
認定こども園第2あつべつ幼稚園	004-0063	厚別区厚別西3条4丁目	892-2086	100	R3. 4. 1
さっぽろこども園	062-0906	豊平区豊平6条3丁目	811-4991	145	H30. 4. 1
東月寒にれこども園	062-0053	豊平区月寒東3条1 6 丁目	853-6644	135	H31. 4. 1
にれ第2こども園	062-0055	豊平区月寒東5条1 6 丁目	851-3525	135	H31. 4. 1
こども園・ひかりのこ さっぽろ	062-0054	豊平区月寒東4条9丁目	851-1855	111	H28. 4. 1
認定こども園まなび	062-0033	豊平区西岡3条5丁目	853-1231	165	H23. 4. 1
認定こども園しのめ	062-0051	豊平区月寒東1条2丁目	851-4536	60	R3. 7. 1
認定こども園札幌ゆたか幼稚園	062-0904	豊平区豊平4条3丁目	822-8686	165	R4. 4. 1
認定こども園ひらぎし幼稚園	062-0933	豊平区平岸3条1 2 丁目	811-0946	270	R2. 4. 1
認定こども園月寒そらいろ保育園	062-0024	豊平区月寒西4条6丁目	595-8312	120	R3. 4. 1
こりっつ認定こども園	062-0031	豊平区西岡1条7丁目	374-5282	105	R3. 6. 1
札幌市立認定こども園にじいろ	004-0832	清田区真栄2条1丁目	883-3345	115	H21. 4. 1
花山認定こども園	004-0805	清田区里塚緑ヶ丘3丁目	886-0415	125	H30. 4. 1
アルプス認定こども園	004-0874	清田区平岡4条3丁目	886-8011	115	H28. 4. 1
認定こども園からまつ保育園	004-0802	清田区里塚2条2丁目	889-3000	89	H30. 4. 1
認定こども園北野しらかば幼稚園・保育園	004-0865	清田区北野5条2丁目	881-8686	402	H26. 12. 1
認定こども園ひかり	004-0846	清田区清田6条3丁目	882-3536	185	R4. 4. 1
認定こども園つみき	004-0801	清田区里塚1条1丁目	884-5756	185	R3. 4. 1
札幌国際大学付属認定こども園	004-0844	清田区清田4条2丁目	881-3611	180	R3. 4. 1
認定こども園藻岩そらいろ保育園	005-0030	南区南3 0 条西8丁目	582-1581	99	R6. 4. 1
幼保連携型認定こども園澄川ひろのぶ保育園	005-0002	南区澄川2条1丁目	831-6006	135	H30. 4. 1
認定こども園そらいろ	005-0006	南区澄川6条1 1 丁目	588-1152	185	H24. 4. 1
認定こども園まこまない明星幼稚園	005-0015	南区真駒内泉町2丁目	583-0336	75	R4. 4. 1
光塩学園女子短期大学附属認定こども園	005-0012	南区真駒内上町3丁目	581-6533	205	H30. 4. 1
幼保連携型認定こども園ときわみなみのこどもえん	005-0861	南区真駒内3 8 0 番 1 8	591-0123	168	R3. 4. 1
認定こども園宮の沢すずらん	063-0051	西区宮の沢1条2丁目	662-8181	102	R5. 4. 1
発寒にこりんこども園	063-0825	西区発寒5条3丁目	661-2927	275	H26. 4. 1
認定こども園琴似教会幼稚園	063-0842	西区八軒2条西1丁目	631-4898	120	R4. 4. 1
認定こども園西野そらいろ保育園	063-0034	西区西野4条7丁目	667-3345	105	R3. 4. 1
認定こども園平和あすみ保育園	063-0022	西区平和2条4丁目	676-9727	99	R6. 4. 1
幼保連携型認定こども園幸明幼稚園	063-0847	西区八軒6条西7丁目	621-1960	104	R3. 10. 1
認定こども園西町さつき保育園	063-0062	西区西町南1 9 丁目	662-9930	105	R3. 4. 1
認定こども園にしの	063-0039	西区西野9条5丁目	668-8881	105	R5. 4. 1
まえだ認定こども園	006-0815	手稲区前田5条7丁目	681-5310	105	H30. 4. 1
星置ピノキオ認定こども園	006-0851	手稲区星置1条1丁目	686-8377	100	H29. 4. 1
ていねあすなろ認定こども園	006-0835	手稲区曙5条3丁目	691-2346	92	H30. 4. 1
認定こども園まつばの杜	006-0805	手稲区新発寒5条9丁目	695-7421	290	H31. 4. 1
手稲やまなみ子ども園	006-0032	手稲区稲穂2条5丁目	695-8073	140	R4. 4. 1
認定こども園ほしおきガーデン星の子幼稚園	006-0853	手稲区星置3条8丁目	683-1675	255	H31. 4. 1
幼保連携型認定こども園山王幼稚園	006-0839	手稲区曙9条1丁目	683-2877	300	H31. 4. 1
認定こども園まえだ幼稚園	006-0829	手稲区手稲前田5 5 5 - 3	682-1181	321	R5. 4. 1
認定こども園おおぞら幼稚園	006-0818	手稲区前田8条1 0 丁目	682-0220	467	R4. 4. 1
しんはつさむライラックこども園	006-0801	手稲区新発寒1条1丁目	215-5269	105	R5. 4. 1

## VII 施設一覧

### 4 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

施設・事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	認可年月日
認定こども園さゆり幼稚園	064-0824	中央区北4条西23丁目	631-6973	65	R5.4.1
認定こども園つぼみ幼稚園	064-0807	中央区南7条西25丁目	561-7534	95	H29.4.1
幼稚園型認定こども園大通幼稚園	060-0042	中央区大通西16丁目	621-3371	230	R4.4.1
札幌認定こども園	060-0051	中央区南1条東7丁目	251-1555	66	H29.4.1
救世軍桑園保育所	060-0005	中央区北5条西14丁目	221-6630	99	R6.4.1
認定こども園愛育保育園	064-0807	中央区南7条西18丁目	551-3247	99	R6.4.1
旭ヶ丘保育園	064-0913	中央区南13条西23丁目	551-8588	175	R5.4.1
山鼻保育園	064-0912	中央区南12条西8丁目	511-4612	96	R6.4.1
たかさごスクール大通公園	060-0041	中央区大通東2丁目	215-0944	105	R5.4.1
認定こども園啓明ともいき保育園	064-0914	中央区南14条西18丁目	561-5151	99	R6.4.1
認定こども園北一条すずらん保育園	060-0031	中央区北1条東10丁目	213-1448	70	R5.4.1
宮の森ライラックこども園	064-0953	中央区宮の森3条3丁目	699-5899	66	R6.4.1
認定こども園マミーボック	060-0052	中央区南2条東1丁目	207-8888	84	H26.6.1
認定こども園百合が原幼稚園	002-8081	北区百合が原11丁目	772-2334	460	R6.4.1
認定こども園札幌北幼稚園	001-0033	北区北33条西11丁目	726-3412	300	R2.4.1
そうせい幼稚園	001-0924	北区新川4条13丁目	763-0720	150	R6.4.1
認定こども園新琴似幼稚園	001-0908	北区新琴似8条3丁目	761-9298	260	H28.4.1
認定こども園つよし幼稚園	002-0853	北区屯田3条3丁目	771-4123	120	H29.4.1
麻生保育園	001-0039	北区北39条西3丁目	716-9252	135	R5.4.1
屯田保育園	002-0855	北区屯田5条6丁目	772-1151	110	R6.4.1
認定こども園篠路中央保育園	002-8022	北区篠路2条9丁目	771-2117	110	R5.4.1
篠路高洋保育園	002-8023	北区篠路3条6丁目	772-0050	105	R4.4.1
三和新琴似保育園	001-0906	北区新琴似6条12丁目	761-5252	115	R4.4.1
太平保育園	002-8011	北区太平11条1丁目	772-1450	135	R5.4.1
あかつき篠路保育園	002-8021	北区篠路1条6丁目	772-3003	135	R4.4.1
札幌北保育園	001-0032	北区北32条西9丁目	758-5455	135	R4.4.1
札幌こぼと保育園	001-0911	北区新琴似11条15丁目	762-9561	105	R4.4.1
幌北中央保育園	001-0020	北区北20条西3丁目	716-1841	115	H31.4.1
新川北保育園	001-0924	北区新川4条11丁目	763-3585	105	R5.4.1
あいの里保育園	002-8072	北区あいの里2条2丁目	778-1088	105	R5.4.1
風の子保育園	002-8081	北区百合が原4丁目	774-0484	66	R5.4.1
新琴似中央保育園	001-0905	北区新琴似5条3丁目	788-8688	85	R4.4.1
屯田桃の花こども園	002-0859	北区屯田9条3丁目	776-0087	100	R2.4.1
認定こども園あいの里せせらぎ保育園	002-8073	北区あいの里3条7丁目	299-3783	99	R4.4.1
札幌未来保育園	002-0859	北区屯田9条10丁目	774-3612	105	R3.4.1
エンジェル保育園	001-0036	北区北36条西2丁目	790-8187	90	R3.4.1
きずな麻生保育園	001-0910	北区新琴似10条1丁目	709-7311	46	R5.4.1
認定こども園しずく保育園	001-0024	北区北24条西15丁目	737-8000	70	H31.4.1
こすもす認定こども園	001-0924	北区新川4条17丁目	214-1313	46	R5.4.1
白楊みどり保育園	001-0025	北区北25条西6丁目	768-8418	75	R5.4.1
もみの木にいな認定こども園	001-0910	北区新琴似10条3丁目	374-6956	49	R5.4.1
認定こども園おーるまいてい屯田園	002-0856	北区屯田6条10丁目	788-6635	44	R6.4.1
認定こども園新川西コグマ保育園	001-0933	北区新川西3条5丁目	764-2000	70	R4.4.1
きずな北保育園	001-0028	北区北28条西5丁目	709-1015	46	R4.4.1
保育所型札幌北はぐはぐ認定こども園	001-0029	北区北29条西10丁目	768-8003	44	R6.4.1
認定こども園英伸幼稚学院	001-0912	北区新琴似12条16丁目	764-2423	82	H27.4.1
開成いちい認定こども園	065-0021	東区北21条東23丁目	788-3961	100	R2.4.1
麻生むつみこども園	007-0838	東区北38条東1丁目	788-3303	105	R4.4.1
北栄保育園	007-0835	東区北35条東5丁目	731-5304	135	R5.4.1
認定こども園元町杉の子保育園	065-0014	東区北14条東16丁目	781-4477	100	R4.4.1

施設・事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	認可年月日
認定こども園東苗穂保育園	065-0042	東区本町2条6丁目	781-8389	105	R3. 4. 1
日の丸保育園	007-0840	東区北40条東9丁目	751-0409	105	R4. 4. 1
保育所型認定こども園丘珠ひばり保育園	007-0880	東区丘珠町593番地49	781-6680	109	R5. 4. 1
認定こども園こころのさと保育園	065-0019	東区北19条東6丁目	711-1667	55	R6. 4. 1
北栄みどり保育園	065-0032	東区北32条東13丁目	752-2221	175	R5. 4. 1
丘珠マスカット保育園	007-0836	東区北36条東29丁目	783-0723	95	R2. 4. 1
元町みどり保育園	065-0027	東区北27条東22丁目	783-0011	185	R5. 4. 1
認定こども園栄保育園	007-0847	東区北47条東7丁目	751-7333	125	R5. 4. 1
札幌フラワー保育園	065-0018	東区北18条東6丁目	741-5492	145	R5. 4. 1
伏古かしわ保育園	007-0864	東区伏古4条4丁目	782-9130	105	H31. 4. 1
北栄マスカット保育園	065-0030	東区北30条東9丁目	731-0120	105	R2. 4. 1
栄町マスカット保育園	007-0837	東区北37条東14丁目	748-7875	75	R2. 4. 1
認定こども園本町保育園	065-0041	東区本町1条6丁目	785-8834	70	R3. 4. 1
認定こども園中沼保育園	007-0890	東区中沼町72-7	790-4545	50	R3. 4. 1
認定こども園かりき保育園	007-0033	東区東雁来13条2丁目	791-1115	99	R6. 4. 1
開成みどり保育園	007-0867	東区伏古7条2丁目	780-2251	105	R5. 4. 1
光星友愛認定こども園	065-0012	東区北12条東9丁目	712-8883	100	H30. 4. 1
認定こども園おひさまさっぽろ東保育園	007-0841	東区北41条東6丁目	768-7831	72	R5. 4. 1
まことさつなえこども園	007-0815	東区東苗穂15条1丁目	299-9367	44	R6. 4. 1
まことさっぽろこども園	065-0042	東区本町2条2丁目	788-3616	55	R6. 4. 1
認定こども園かすたねつと	007-0842	東区北42条東15丁目	733-5303	66	H19. 11. 1
認定こども園菊水元町第二保育園	003-0829	白石区菊水元町9条2丁目	598-7771	100	R4. 4. 1
柏葉保育園	003-0023	白石区南郷通15丁目	864-1260	125	R5. 4. 1
保育所型認定こども園白石中央保育園	003-0013	白石区中央3条5丁目	861-5178	175	R4. 4. 1
北の星東札幌保育園	003-0002	白石区東札幌2条6丁目	823-9204	135	R5. 4. 1
北白石こども園	003-0832	白石区北郷2条3丁目	874-8222	125	R5. 4. 1
認定こども園大谷地たかだ保育園	003-0021	白石区栄通19丁目	853-1801	175	R6. 4. 1
こども園まこと	003-0808	白石区菊水8条3丁目	841-0942	125	R5. 4. 1
北の星白石保育園	003-0026	白石区本通1丁目	862-6383	135	R5. 4. 1
保育所型認定こども園東川下ポッポ保育園	003-0863	白石区川下3条5丁目	871-3629	135	R3. 4. 1
保育所型認定こども園救世軍菊水上町保育園	003-0813	白石区菊水上町3条2丁目	821-2879	105	R5. 4. 1
認定こども園白石うさこ保育園	003-0029	白石区平和通17丁目	863-0462	105	R5. 4. 1
認定こども園虹の森カトリック幼稚園	004-0003	厚別区厚別東3条4丁目	897-3722	80	R5. 4. 1
認定こども園もみじ幼稚園	004-0014	厚別区もみじ台北5丁目	897-2709	180	H28. 4. 1
認定こども園札幌あおぼ幼稚園	004-0073	厚別区厚別北3条5丁目	893-6121	80	H29. 4. 1
青葉興正こども園	004-0021	厚別区青葉町2丁目	891-5202	154	R6. 4. 1
厚別西認定こども園	004-0064	厚別区厚別西4条4丁目	802-3115	100	R4. 4. 1
認定こども園札幌わんぱく館	004-0055	厚別区厚別中央5条6丁目	896-1893	70	R4. 4. 1
厚別もえぎこども園	004-0005	厚別区厚別東5条7丁目	876-8788	69	R5. 4. 1
ひばりが丘あすなろ認定こども園	004-0022	厚別区厚別南1丁目	375-9835	36	R4. 4. 1
認定こども園なかのしま幼稚園	062-0922	豊平区中の島2条2丁目	821-7414	290	H29. 4. 1
認定こども園札幌白ゆり幼稚園	062-0935	豊平区平岸5条9丁目	811-0544	250	R6. 4. 1
認定こども園札幌愛隣館	062-0904	豊平区豊平4条3丁目	821-5905	174	R6. 4. 1
認定こども園みのり保育園	062-0052	豊平区月寒東2条11丁目	851-0982	115	R4. 4. 1
認定こども園中の島保育園	062-0922	豊平区中の島2条9丁目	841-1646	125	R4. 4. 1
東月寒認定こども園	062-0051	豊平区月寒東1条19丁目	851-7249	135	R4. 4. 1
認定こども園羊丘藤保育園	062-0041	豊平区福住1条3丁目	851-1238	110	R5. 4. 1
西岡高台こども園	062-0034	豊平区西岡4条12丁目	583-1001	142	R5. 4. 1
福住保育園	062-0042	豊平区福住2条9丁目	852-6611	105	R5. 4. 1
平岸興正こども園	062-0931	豊平区平岸1条11丁目	824-2100	135	R5. 4. 1
認定こども園中の島スマイル	062-0931	豊平区平岸1条2丁目	832-2288	125	R2. 4. 1
平岸友愛認定こども園	062-0932	豊平区平岸2条6丁目	374-5670	80	H30. 4. 1

## Ⅶ 施設一覧

施設・事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	認可年月日
認定こども園月寒西わんぱく保育園	062-0021	豊平区月寒西1条11丁目	858-1890	66	R5.4.1
認定こども園とよひら保育園	062-0903	豊平区豊平3条11丁目	826-6618	105	R4.4.1
認定こども園札幌きたの幼稚園	004-0866	清田区北野6条5丁目	881-0202	210	R4.4.1
認定こども園清田保育園	004-0871	清田区平岡1条2丁目	881-0329	175	R5.4.1
認定こども園札幌南清田保育園	004-0845	清田区清田5条2丁目	882-0505	66	R6.4.1
認定こども園札幌あさひ保育園	004-0813	清田区美しが丘3条2丁目	881-0606	110	R6.4.1
認定こども園札幌真栄東保育園	004-0835	清田区真栄5条5丁目	884-0909	55	R6.4.1
認定こども園札幌杉の子保育園	004-0864	清田区北野4条3丁目	887-3111	105	R5.4.1
認定こども園定山溪保育園	061-2302	南区定山溪温泉東3丁目	598-3448	35	R4.4.1
認定こども園澄川保育園	005-0005	南区澄川5条5丁目	821-0471	125	R4.4.1
認定こども園札幌石山保育園	005-0841	南区石山1条4丁目	591-6934	135	H31.4.1
もいわ中央こども園	005-0806	南区川沿6条3丁目	571-1905	160	H31.4.1
認定こども園まこまないみどりまち保育園	005-0013	南区真駒内緑町3丁目	582-1521	165	R6.4.1
琴似あやめ保育園	063-0812	西区琴似2条2丁目	631-8560	105	R5.4.1
八軒太陽の子保育園	063-0863	西区八軒3条東4丁目	621-9024	135	R4.4.1
手稲東保育園	063-0062	西区西町南13丁目	662-4204	175	R5.4.1
発寒保育園	063-0823	西区発寒3条1丁目	661-3997	105	R5.4.1
認定こども園西野保育園	063-0037	西区西野7条2丁目	663-3333	150	H31.4.1
二十四軒保育園	063-0803	西区二十四軒3条7丁目	643-9030	85	R5.4.1
西野あおい保育園	063-0037	西区西野7条8丁目	667-5454	105	R4.4.1
宮の沢桃の花こども園	063-0053	西区宮の沢3条3丁目	662-0087	100	R5.4.1
認定こども園発寒わんぱく保育園	063-0826	西区発寒6条14丁目	590-1890	130	R4.4.1
たかさごスクール宮の沢	063-0052	西区宮の沢2条5丁目	688-5218	105	R5.4.1
認定こども園かがやき	063-0847	西区八軒7条西11丁目	618-2288	115	H27.4.1
認定こども園森のタータン保育園宮の沢	063-0051	西区宮の沢1条1丁目	666-2077	85	R5.4.1
札幌西友愛認定こども園	063-0801	西区二十四軒1条7丁目	676-6762	70	H30.4.1
認定こども園山の手あすみ保育園	063-0002	西区山の手2条4丁目	688-7933	99	R6.4.1
認定こども園いなほガーデン星の子幼稚園	006-0032	手稲区稲穂2条5丁目	683-1611	150	R4.4.1
あかつき山口保育園	006-0841	手稲区曙1条1丁目	682-2472	175	R4.4.1
手稲曙保育園	006-0832	手稲区曙2条1丁目	683-0363	175	R5.4.1
前田中央保育園	006-0818	手稲区前田8条12丁目	681-0010	105	R4.4.1
稲穂中央保育園	006-0034	手稲区稲穂4条7丁目	522-8300	51	R4.4.1
認定こども園新発寒みつばち保育園	006-0804	手稲区新発寒4条1丁目	688-8192	43	R6.4.1
認定こども園手稲みつばち保育園	006-0814	手稲区前田4条13丁目	688-9137	44	R6.4.1
認定こども園手稲札幌アカデミー	006-0823	手稲区前田13条10丁目	685-7328	95	H31.4.1

## 5 小規模保育事業A型

施設・事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	認可年月日
たからの杜円山保育園	064-0825	中央区北5条西27丁目	688-5635	12	H27.4.1
さら〜れ保育園	064-0806	中央区南6条西23丁目	206-4354	12	H27.4.1
保育園ころん	064-0915	中央区南15条西13丁目	200-9886	11	H27.4.1
こどもプラザ青い鳥円山園	064-0822	中央区北2条西24丁目	213-7630	19	H27.4.1
びっころきっず円山公園	064-0802	中央区南2条西25丁目	615-0012	12	H27.4.1
伏見すみれ保育園	064-0914	中央区南14条西16丁目	511-5553	12	H27.4.1
カトリック聖園てんしのおうち	060-0032	中央区北2条東7丁目	213-0403	19	H29.4.1
おーるまいてい円山保育室	064-0801	中央区南1条西24丁目	688-6705	12	H27.4.1
札幌モンテッソーリこどもの家	064-0820	中央区大通西20丁目	558-7068	12	H28.4.1
保育室ばすてる	064-0953	中央区宮の森3条8丁目	213-7229	10	H27.4.1
びっころきっず中島公園	064-0811	中央区南11条西8丁目	215-1165	12	H28.4.1
山鼻にじのいろ保育園	064-0916	中央区南16条西7丁目	596-0416	19	H28.4.1
もりのなかま保育園札幌山鼻園	064-0915	中央区南15条西11丁目	205-0602	12	H28.4.1

施設・事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	認可年月日
スクルドエンジェル保育園北円山園	064-0826	中央区北6条西26丁目	215-4415	15	H28.4.1
ひまわり保育園	060-0042	中央区大通西13丁目	596-6415	12	H30.4.1
おーるまいてい中央保育室	060-0062	中央区南2条西10丁目	200-0072	12	H30.4.1
S. T. ナーサリーSCHOOL山鼻南	064-0923	中央区南23条西15丁目	211-4564	19	H31.4.1
保育園キッズランド札幌こうさい園	064-0915	中央区南15条西18丁目	596-7616	19	H31.4.1
第2ひまわり保育園	060-0042	中央区大通西13丁目	208-2288	12	H31.4.1
小規模保育所夢ふうせん	064-0915	中央区南15条西19丁目	211-0880	19	R2.1.6
スター保育園南2条園	060-0062	中央区南2条西13丁目	205-0304	12	R2.4.1
スター保育園西屯田通園	064-0806	中央区南6条西12丁目	596-0404	12	R3.4.1
アンジェロ保育園	001-0035	北区北35条西2丁目	757-3100	12	H27.4.1
新琴似にじのいろ保育園	001-0905	北区新琴似5条2丁目	765-1611	19	H27.4.1
美友希保育園	001-0908	北区新琴似8条1丁目	737-8026	19	H27.4.1
パンピ保育園	001-0022	北区北22条西4丁目	214-0205	12	H27.4.1
北24条はぐはぐ乳児保育園	001-0025	北区北25条西4丁目	788-3425	19	H28.4.1
太平桜の花保育園	002-8010	北区太平10条5丁目	214-0807	19	H28.4.1
麻生アンジェロ保育園	001-0037	北区北37条西4丁目	776-6002	19	H29.4.1
オリオン	002-8091	北区南あいの里5丁目	769-0286	12	H30.4.1
木育こどもの家屯田園	002-0856	北区屯田6条7丁目	775-1940	19	H30.4.1
きずな新琴似保育園	001-0911	北区新琴似11条4丁目	769-5550	12	H30.4.1
木育こどもの家新川園	001-0923	北区新川3条7丁目	763-6335	19	H31.4.1
あいあい保育園	065-0011	東区北11条東3丁目	214-9789	12	H27.4.1
びっころきっず元町	065-0021	東区北21条東20丁目	780-5567	12	H27.4.1
びくとりー保育園	065-0014	東区北14条東13丁目	743-6136	12	H30.4.1
あうら乳児保育園	065-0030	東区北30条東7丁目	722-0505	12	R4.4.1
すこやか保育園北海道	065-0011	東区北11条東6丁目	214-1915	19	H30.4.1
おりーぶべりー保育園	007-0812	東区東苗穂12条3丁目	374-6762	19	H30.4.1
栄町みつばち保育園	007-0839	東区北39条東19丁目	792-6575	19	H31.4.1
あうら元町乳児保育園	065-0025	東区北25条東12丁目	712-2000	12	R4.4.1
苗穂みらいのたね	065-0012	東区北12条東12丁目	792-5580	19	H31.4.1
こくあ彩保育園	007-0843	東区北43条東9丁目	792-8009	19	H31.4.1
カシオペア	065-0023	東区北23条東2丁目	748-7666	19	H31.4.1
あんあん乳児保育園環状通東ルーム	065-0016	東区北16条東15丁目	748-3715	19	H31.4.1
北7条はな保育園	065-0007	東区北7条東8丁目	788-2284	12	R2.4.1
びっころきっず白石駅前	003-0004	白石区東札幌4条6丁目	862-2550	19	H27.4.1
保育室すまいる	003-0022	白石区南郷通13丁目	598-1336	10	H27.4.1
びっころきっず東札幌	003-0002	白石区東札幌2条5丁目	831-8817	19	H27.4.1
大藤子ども園ほんごう館	003-0024	白石区本郷通7丁目	861-1018	19	H29.4.1
大藤子ども園しらかば館	003-0023	白石区南郷通18丁目	860-4747	19	H30.4.1
にこまるえん東白石	003-0024	白石区本郷通9丁目	799-1565	19	H30.4.1
保育ママだんだん	003-0025	白石区本郷通8丁目	861-0320	12	H30.4.1
白石よつば保育園	003-0027	白石区本通1丁目	807-4007	12	H31.4.1
にこまるえん南郷	003-0024	白石区本郷通8丁目	867-9770	19	H31.4.1
もりのなかま保育園菊水元町園	003-0826	白石区菊水元町6条2丁目	807-4581	12	H31.4.1
ちゅうわ南郷保育園	003-0021	白石区栄通19丁目	826-6274	19	H31.4.1
木育こどもの家白石園	003-0029	白石区平和通3丁目	598-9393	19	R2.4.1
サクラ保育園厚別西	004-0062	厚別区厚別西2条4丁目	887-9801	19	R2.4.1
はぐくみ園厚別	004-0022	厚別区厚別南2丁目	896-8993	19	R3.4.1
みんなのナーサリー	004-0022	厚別区厚別南5丁目	807-5306	19	R3.4.1
サクラ保育園上野幌	004-0033	厚別区上野幌3条4丁目	376-0373	19	R3.4.1
ひばりが丘あんさんぶる保育園	004-0053	厚別区厚別中央3条2丁目	887-9682	19	R3.4.1
厚別西クレヨン保育園	004-0063	厚別区厚別西3条3丁目	802-7208	19	R3.4.1
ちびっこ保育るーむ札幌ドーム前園	062-0051	豊平区月寒東1条15丁目	851-6000	19	H27.4.1

## Ⅶ 施設一覧

施設・事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	認可年月日
ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園	062-0933	豊平区平岸3条5丁目	824-5288	12	R2.4.1
太陽こころナーサリー平岸	062-0933	豊平区平岸3条4丁目	799-4466	19	H27.4.1
あんあん保育園平岸ルーム	062-0932	豊平区平岸2条9丁目	807-4824	19	H27.4.1
美晴の家保育園	062-0936	豊平区平岸6条17丁目	818-0380	19	H28.4.1
ナーサリーゆめの木	062-0003	豊平区美園3条4丁目	876-9377	19	H28.4.1
ペガサス	062-0922	豊平区中の島2条3丁目	827-7787	19	H29.4.1
札幌じけい保育園	062-0911	豊平区旭町7丁目	799-0202	19	H29.4.1
美園よつば保育園	062-0007	豊平区美園7条5丁目	850-9360	19	H30.4.1
平岸オレンジ保育園	062-0932	豊平区平岸2条6丁目	827-9200	12	H30.4.1
えとわーる保育園	062-0003	豊平区美園3条7丁目	799-4433	12	H30.4.1
レーベン美園保育園	062-0008	豊平区美園8条3丁目	818-3620	19	H31.4.1
あんあん保育園福住ルーム	062-0041	豊平区福住1条6丁目	376-1825	19	H31.4.1
はるにれ保育園	062-0922	豊平区中の島2条7丁目	376-5648	19	H31.4.1
とよひらる〜む	062-0903	豊平区豊平3条12丁目	827-9215	19	H31.4.1
さくらいろ保育園	062-0908	豊平区豊平8条12丁目	376-5410	19	R2.4.1
豊園よつば保育園	062-0002	豊平区美園2条6丁目	827-8824	19	R2.4.1
西岡くりの木保育園	062-0031	豊平区西岡1条8丁目	598-6042	19	R2.4.1
ひまわりsun保育園	062-0932	豊平区平岸2条11丁目	841-5437	7	R2.4.1
さくら乳児保育園	004-0872	清田区平岡2条5丁目	378-9133	19	H27.4.1
よつば保育園	004-0842	清田区清田2条1丁目	839-1115	19	H28.4.1
いちご乳児保育園	004-0871	清田区平岡1条2丁目	882-8433	19	H28.4.1
くるみ乳児保育園	004-0872	清田区平岡2条1丁目	802-7737	19	H30.4.1
まんまる保育園	004-0805	清田区里塚緑ヶ丘6丁目	802-5815	19	R2.4.1
小規模保育園mirea	004-0865	清田区北野5条3丁目	398-7168	19	R2.4.1
札幌市南区保育・子育て支援センター	005-0014	南区真駒内幸町2丁目	215-1736	19	H27.4.1
ひろのぶ乳児保育園	005-0003	南区澄川3条1丁目	867-0088	19	H29.4.1
ふじのバンビーニ保育園	061-2284	南区藤野4条11丁目	596-2208	19	R2.4.1
りとるkid'sクラブ自衛隊前ルーム	005-0004	南区澄川4条7丁目	374-4757	19	R2.4.1
ふれ愛澄川南保育園	005-0006	南区澄川6条12丁目	211-4152	19	R2.4.1
木育こどもの家藤野園	061-2283	南区藤野3条2丁目	596-7676	19	R2.4.1
澄川いちご保育園	005-0005	南区澄川5条3丁目	812-1555	19	R3.4.1
澄川まんまる保育園	005-0003	南区澄川3条4丁目	818-0015	19	R3.4.1
S. T. ナーサリーSCHOOL藤野	061-2283	南区藤野3条4丁目	212-1045	19	R3.4.1
ころころ保育園	063-0804	西区二十四軒4条2丁目	215-6053	19	H27.4.1
森のタータン保育園コピス	063-0826	西区発寒6条9丁目	676-6815	19	H27.4.1
山の手ちびっこ保育園	063-0003	西区山の手3条4丁目	676-6808	12	H27.4.1
こどもプラザ青い鳥宮の沢園	063-0826	西区発寒6条9丁目	590-1146	19	H27.4.1
西町にじのいろ保育園	063-0061	西区西町北15丁目	215-4516	19	H27.4.1
はぐはぐ乳児保育園	063-0062	西区西町南10丁目	688-6095	19	H27.4.1
八軒あじさい保育園	063-0864	西区八軒4条東1丁目	624-5220	19	H28.4.1
西野にじのいろ保育園	063-0038	西区西野8条8丁目	688-6712	19	H28.4.1
発寒みらいのたね	063-0832	西区発寒12条4丁目	676-6065	19	H28.4.1
こぐまハウス	063-0804	西区二十四軒4条6丁目	640-1800	19	H28.4.1
森のタータン保育園マール	063-0823	西区発寒3条6丁目	664-6766	12	H28.4.1
宮の沢みらいのたね	063-0827	西区発寒7条14丁目	676-6160	19	H30.4.1
発寒にじのいろ保育園	063-0822	西区発寒2条5丁目	669-3330	19	H30.4.1
S. T. ナーサリーSCHOOL八軒	063-0845	西区八軒5条西2丁目	688-7860	19	H31.4.1
すまいる保育園	063-0038	西区西野8条3丁目	676-7721	19	R4.4.1
ぴっころきっず手稲駅前	006-0021	手稲区手稲本町1条4丁目	691-5215	19	H27.4.1
手稲あじさい保育園	006-0022	手稲区手稲本町2条2丁目	695-4150	19	H27.4.1
第2手稲あじさい保育園	006-0022	手稲区手稲本町2条2丁目	691-0111	12	H27.4.1
たからの杜星置保育園	006-0851	手稲区星置1条3丁目	685-1777	19	H28.4.1

施設・事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	認可年月日
さら〜れ保育園富丘園	006-0011	手稲区富丘1条4丁目	699-6326	19	H28.4.1
キラキラ乳児保育園	006-0806	手稲区新発寒6条2丁目	664-7565	12	H27.4.1
さら〜れ保育園前田園	006-0816	手稲区前田6条15丁目	215-5801	19	H30.4.1
S. T. ナーサリー SCHOOL 手稲前田	006-0816	手稲区前田6条16丁目	688-9190	19	R2.4.1

## 6 家庭的保育事業

施設・事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	認可年月日
保育ママぐりぐら	007-0850	東区北50条東9丁目	748-5556	5	H29.4.1
保育ママたんぼぼ	007-0835	東区北35条東28丁目	784-5520	5	R3.4.1
保育ママおひさま	004-0847	清田区清田7条1丁目	885-8588	5	H27.4.1
保育ママつぼみ	005-0034	南区南34条西9丁目	588-5615	5	H27.4.1
保育るーむひなたぼっこ	063-0844	西区八軒4条西4丁目	614-8761	5	H27.4.1
保育室ベリーベリー	006-0817	手稲区前田7条7丁目	694-2770	5	H29.4.1

## 7 事業所内保育事業

施設・事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	認可年月日
コープさっぽろ保育園aurinko	065-0018	東区北18条東18丁目	214-1942	13	H27.4.1
HeartKids 保育園ハートセンター	007-0849	東区北49条東16丁目	776-7222	5	R1.11.1
じゅんのめ保育園	003-0021	白石区栄通3丁目	855-5000	14	H27.4.1
こどもクラブしらかば	062-0053	豊平区月寒東3条18丁目	799-1444	12	H27.4.1
札幌ドリーム保育園	062-0912	豊平区水車町1丁目	811-2848	6	H29.4.1
もなみの里保育園	005-0841	南区石山1条1丁目	588-7781	4	H27.4.1
真駒内駐屯地庁内託児所	005-0008	南区真駒内17	583-0090	7	H29.4.1
さくらんぼ保育園	063-0837	西区発寒17条3丁目	662-2121	7	H27.4.1
八軒西もみじ保育園	063-0847	西区八軒7条西11丁目	688-6168	6	H28.4.1
発寒コグマ保育園	063-0833	西区発寒13条4丁目	671-5151	4	H29.8.1
レーベンそらまめ琴似保育園	063-0842	西区八軒2条西4丁目	624-5012	9	R3.2.1

Ⅶ 施設一覽

8 児童会館

会館名	所在地・電話	開館年月	(児童クラブ)	敷地面積㎡	建物面積㎡	施設の主な内容(面積㎡)				備考
中島児童会館	〒064-0931 中央区中島公園1-1 (511-3397)	S24.7 (S33.10移築) (S60.2改築)	H5.4	中島公園敷地	鉄筋コンクリート2階建 1階 459.20 2階 298.25 計 757.45	体育室 (132.10) 図書室 (41.10) クラブ室 (83.30) 集会室 (42.20) 工作室 (85.80) 事務室 (44.40) その他 (328.55)				こぐま座と併設
円山児童会館	〒064-0821 中央区北1西23 (621-0325)	S38.5 (H6.3改築)	H6.5	(1,915.57) うち児童会館 398.46	鉄筋コンクリート2階建 (977.49) うち児童会館 1階 475.30	体育室 (183.00) 図書室 (44.17) プレイルーム (86.90) クラブ室 (40.04) 事務室 (35.54) その他 (85.65)				円山まちづくりセンター・円山会館と併設
山鼻児童会館	〒064-0924 中央区南24西13 (561-6220)	S44.11 (H4.3移築)	H4.3	2,494.16	鉄筋コンクリート一部2階建 (1248.97) うち児童会館 1階 673.23	体育室 (317.39) 図書室 (40.20) プレイルーム (94.20) クラブ室 (59.86) 事務室 (46.20) その他 (115.38)				H4.3に移築、山鼻福祉センターと併設
緑丘児童会館	〒064-0810 中央区南10西23 (562-1283)	S58.12	H3.4	1,200.00	木造モルタル平屋建 494.10	体育室 (178.20) 図書室 (34.02) 遊戯室 (58.32) 集会室 (56.70) 事務室 (34.02) その他 (132.84)				
宮の森児童会館	〒064-0952 中央区宮の森2-5 (641-9710)	S60.3	H25.4	342.33	鉄筋コンクリート3階建 (612.82) うち児童会館 1階 62.79 2階 78.71 3階 190.94 計 332.44	体育室 (90.20) 図書室 (34.32) クラブ室 (30.36) 事務室 (11.88) その他 (165.68)				宮の森会館と併設
桑園児童会館	〒060-0007 中央区北7西15 (641-7008)	S61.3	H3.4	(1,041.29) うち児童会館 624.80	鉄筋コンクリート2階建 (770.34) うち児童会館 1階 254.77 2階 225.38 計 480.15	体育室 (180.00) 図書室 (43.80) プレイルーム (72.00) 工作室 (45.00) 事務室 (27.50) その他 (111.85)				桑園まちづくりセンター・桑園ふれあいセンターと併設
中央児童会館	〒060-0041 中央区大通東6 (788-8641)	S63.4 (R3.10移築)	R3.10	中央小学校敷地	鉄筋コンクリート一部5階建 うち児童会館 1階 447.65	多目的ホール (150.00) プレイルーム (65.89) 集会室 (43.16) クラブ室 (56.68) 事務室 (48.19) その他 (83.73)				中央小学校、東北・東まちづくりセンター、東北・東地区会館と併設
幌西児童会館	〒064-0914 中央区南14西16 (563-2263)	H1.1	H7.4	824.78	木造サイディング平屋建 一部鉄骨造 482.70	体育室 (189.50) 図書室 (40.30) プレイルーム (61.20) クラブ室 (47.40) 事務室 (34.20) その他 (110.10)				
円山西町児童会館	〒064-0944 中央区円山西町8 (611-1980)	H7.3	H7.4	円山公園敷地	鉄筋コンクリート一部2階建 1階 381.09 2階 99.71 計 480.80	体育室 (174.00) 図書室 (38.19) プレイルーム (84.65) クラブ室 (41.44) 事務室 (39.33) その他 (103.19)				
山鼻かしわ児童会館	〒064-0915 中央区南15西8 (533-0622)	H8.12	H9.4	981.03	木造平屋建 480.23	体育室 (188.26) 図書室 (36.45) プレイルーム (92.10) クラブ室 (42.12) 事務室 (41.31) その他 (79.99)				
二条はるにれ児童会館	〒064-0062 中央区南2西15 (252-7283)	H29.4	H29.4	二条小学校敷地	鉄筋コンクリート4階建 10364.51 うち児童会館 1階 315.34	プレイルーム (78.11) 集会室 (61.46) クラブ室 (45.45) その他 (96.68) 事務室 (33.64)				二条小学校・大通・西まちづくりセンター・大通・西会館と併設
新琴似児童会館	〒001-0911 北区新琴似11-7 (761-7501)	S48.12 (H3.8増築)	H3.3	2,000.01	木造モルタル平屋建 476.28	体育室 (194.40) 図書室 (48.60) プレイルーム (77.76) クラブ室 (47.38) 事務室 (38.88) その他 (69.26)				
篠路児童会館	〒002-8024 北区篠路4-9 (772-9292)	S53.12 (H13.1増築) (H28.3移築)	S53.12	篠路小学校敷地	児童会館部分 1階 350.37	プレイルーム (101.25) 集会室 (50.16) クラブ室 (48.49) その他 (105.08) 事務室 (45.39)				H28.3に移築 篠路小学校と併設
新川児童会館	〒001-0924 北区新川4-11 (764-3664)	S55.12 (H6.12増築)	H7.4	1,042.00	木造モルタル一部2階建 1階 405.00 2階 32.40 計 437.40	体育室 (155.52) 図書室 (29.16) プレイルーム (72.09) クラブ室 (34.02) 工作室 (32.40) 事務室 (32.40) その他 (81.81)				
屯田児童会館	〒002-0855 北区屯田5-6 (772-7130)	S57.11	H2.4	1,541.88	木造モルタル一部2階建 1階 451.98 2階 44.55 計 496.53	体育室 (169.29) 図書室 (36.45) 遊戯室 (58.32) クラブ室 (36.45) 集会室 (42.50) 事務室 (36.45) その他 (117.07)				
太平児童会館	〒002-8008 北区太平8-7 (771-6324)	S61.2	H5.4	1,151.00	鉄骨平屋建 (645.55) うち児童会館 420.18	体育室 (180.00) 図書室 (36.20) プレイルーム (71.00) 工作室 (24.00) 事務室 (24.75) その他 (84.23)				太平百合が原まちづくりセンター・太平百合が原地区会館と併設
麻生児童会館	〒001-0039 北区北39西5 (757-0185)	S61.11	H27.4	725.91	鉄筋コンクリート2階建 (2319.51) うち児童会館 1階 858.88	体育室 (209.00) 図書室 (83.90) プレイルーム (69.07) 工作室 (77.25) 事務室 (47.11) その他 (372.55)				北老人福祉センター・麻生まちづくりセンター・麻生地区会館と併設
新琴似西児童会館	〒001-0909 北区新琴似9-13 (762-6632)	S61.12	H2.4	995.82	木造サイディング一部鉄骨平屋建 487.80	体育室 (180.00) 図書室 (40.00) プレイルーム (72.00) 工作室 (47.00) ホール (20.00) 事務室 (40.00) その他 (88.80)				
篠路西児童会館	〒002-8026 北区篠路6-4 (771-2191)	H1.1	H1.3	1,253.65	木造サイディング平屋建 495.54 うち児童会館	体育室 (196.00) 図書室 (38.90) プレイルーム (84.20) クラブ室 (48.00) 事務室 (34.00) その他 (94.40)				
新川中央児童会館	〒001-0923 北区新川3-3 (762-8433)	H2.2	H5.4	1,241.27	木造サイディング平屋建 491.11	体育室 (188.00) 図書室 (41.00) プレイルーム (97.00) クラブ室 (48.00) 事務室 (41.00) その他 (76.00)				

会館名	所在地・電話	開館年月	(児童クラブ)		敷地面積㎡	建物面積㎡	施設の主な内容(面積㎡)				備考
幌北 児童会館	〒001-0017 北区北17西6 (727-6225)	H3.3	H3.3		710.07	鉄筋コンクリート一部2階建 1階 383.20 2階 108.05 計 491.25	体育室 (174.00) プレイルーム (85.49) 事務室 (37.20)	図書室 (43.20) クラブ室 (43.20) その他 (108.16)			
エルム の森 児童会館	〒001-0027 北区北27西14 (737-3974)	H4.12 (R3.4移築)	H5.4			新陽小学校 敷地 児童会館部分 1階 461.16	多目的ホール (147.45) プレイルーム (85.99) 事務室 (39.47)	集会室 (38.60) クラブ室 (44.50) その他 (105.15)	新陽小学校と併 設		
光陽 児童会館	〒001-0905 北区新琴似5-11 (765-6141)	H5.12 (R6.4移築)	H6.4			光陽小学校 敷地 児童会館部分 1階 449.90	多目的ホール (124.30) プレイルーム (88.64) 事務室 (28.35)	集会室 (52.19) クラブ室 (47.90) その他 (108.52)	光陽小学校と併 設		
百合が原 児童会館	〒002-8081 北区百合が原9 (774-2050)	H7.3	H7.4		957.00	鉄筋コンクリート一部2階建 1階 384.31 2階 95.93 計 480.24	体育室 (176.55) プレイルーム (81.20) 事務室 (40.60)	図書室 (40.60) クラブ室 (40.60) その他 (100.69)			
あいの里 児童会館	〒002-8071 北区あいの里1-3 (778-3755)	H8.3	H8.4		1,236.15	木造平屋建 480.63	体育室 (188.26) プレイルーム (87.24) 事務室 (40.50)	図書室 (41.31) クラブ室 (44.55) その他 (78.77)			
あいの里 ひがし 児童会館	〒002-8073 北区あいの里3-7 (778-2358)	H10.12	H11.4		1,298.25	木造平屋建 485.34	体育室 (186.30) クラブ室 (61.04) 事務室 (84.62)	プレイルーム (110.57) 事務室 (42.81)	プレイルーム面積に 図書コーナー含む		
屯田北 児童会館	〒002-0858 北区屯田8-7 (788-8122)	H18.3	H18.3		1,200.01	木造一部鉄骨平屋建 481.58	体育室 (174.00) プレイルーム (43.06) 事務室 (15.94)	図書室 (42.42) クラブ室 (62.73) その他 (143.43)	クラブ室には、調理 室(32.71)、音楽室 (30.02)としての設 備あり		
新生 児童会館	〒060-0908 東区北8東7 (711-1339)	S35.12 (S60.12改築)	H8.4		602.25	鉄骨2階建 1階 362.45 2階 125.69 計 488.14	体育室 (172.00) プレイルーム (45.00) ホール (39.00) その他 (97.01)	図書室 (55.75) 工作室 (43.75) 事務室 (35.63)			
ひのまる 児童会館	〒007-0838 東区北38東9 (752-1551)	S49.12 (H3.8増築) (R2.4改築)	H3.8		1,926.00	木造モルタル平屋建 510.11	体育室 (182.18) 遊戯室 (81.15) 事務室 (38.09)	集会室 (46.37) クラブ室 (57.97) その他 (104.35)			
伏古 児童会館	〒007-0870 東区伏古10-3 (782-5620)	S52.11	H26.4		1,037.00	木造モルタル平屋建 398.52	体育室 (184.68) クラブ室 (32.40) 事務室 (19.44)	遊戯室 (76.14) その他 (85.86)	遊戯室面積に図 書コーナー含む		
札幌 児童会館	〒007-0809 東区東苗穂9-3 (791-5200)	S59.12	S59.12		1,251.43	木造モルタル平屋建 494.82	体育室 (169.29) プレイルーム (48.60) 事務室 (36.45)	図書室 (46.17) 集会室 (36.45) その他 (157.86)			
元町 児童会館	〒065-0021 東区北21東18 (784-6664)	S61.12	H2.4		1,227.22	鉄骨平屋建 485.81	体育室 (170.00) プレイルーム (74.00) ホール (15.00) その他 (88.81)	図書室 (55.00) 工作室 (44.00) 事務室 (39.00)			
丘珠 たから 児童会館	〒007-0835 東区北35条東23 (784-8095)	H1.2	H1.3		1,303.07	木造サイディング平屋建 475.25	体育室 (187.70) プレイルーム (93.96) 事務室 (34.02)	図書室 (38.88) クラブ室 (50.62) その他 (70.07)			
栄西 児童会館	〒007-0846 東区北46東5 (752-8363)	H2.1	H4.4		1,325.00	木造サイディング平屋建 481.54	体育室 (196.00) プレイルーム (62.00) 事務室 (41.00)	図書室 (38.00) クラブ室 (47.00) その他 (97.54)			
北光 児童会館	〒065-0018 東区北18東5 (753-6353)	H3.4	H3.4	(1,500.02) うち児童会館 660.00		鉄筋コンクリート一部鉄骨 2階建 (1163.11) うち児童会館 1階 480.88	体育室 (180.00) プレイルーム (82.16) 事務室 (44.16)	図書室 (39.86) クラブ室 (40.20) その他 (94.50)	北光会館・北光 まちづくりセン ター・おとしより憩 いの家と併設		
東苗穂 児童会館	〒007-0805 東区東苗穂5-2 (786-3191)	H5.12	H6.4		1,344.60	木造平屋建 480.52	体育室 (188.26) プレイルーム (90.48) 事務室 (40.09)	図書室 (40.09) クラブ室 (43.33) その他 (78.27)			
北栄 児童会館	〒065-0030 東区北30東6 (711-3755)	H8.3	H8.4		1,066.35	木造平屋建 480.22	体育室 (188.26) プレイルーム (88.68) 事務室 (39.69)	図書室 (39.48) クラブ室 (44.55) その他 (79.56)			
丘珠 ひばり 児童会館	〒007-0884 東区北丘珠4-1 (785-6137)	H8.12	H9.4		1,246.90	木造平屋建 479.22	体育室 (188.26) プレイルーム (85.62) 事務室 (41.31)	図書室 (38.48) クラブ室 (43.74) その他 (81.81)			
元町南 児童会館	〒065-0016 東区北16東16 (785-6148)	H8.12	H9.4		1,080.00	木造平屋建 480.32	体育室 (188.26) プレイルーム (85.92) 事務室 (40.09)	図書室 (42.12) クラブ室 (42.12) その他 (81.81)			
東雁来 児童会館	〒007-0034 東区東雁来14-2 (214-9215)	H29.12	H29.12		1,591.00	鉄筋コンクリート2階建 1階 480.00 2階 291.00 計 771.00	体育室 (180.00) 遊戯室 (30.00) 事務室 (54.00) 交流室 (140.00)	クラブ室1 (54.00) クラブ室2 (30.00) クラブ室3 (70.00) その他 (213.00)	クラブ室2には、 調理室機能、ク ラブ室3には防音 機能あり。交流 室は地域との交 流にも使用		
栄西小 はんのき 児童会館	〒007-0839 東区北39東4 (768-8883)	H30.8	H30.8			栄西小学校 敷地 鉄筋コンクリート3階建 8503.17 うち児童会館 1階 296.86	プレイルーム (70.98) 集会室 (36.00) 事務室 (46.60)	クラブ室 (62.80) その他 (80.48)	栄西小学校・栄 西まちづくりセン ター・栄西会館と 併設		
苗穂・本町 児童会館	〒065-0042 東区本町2条7丁目 (768-8667)	S58.12 (R5.4移築)	H2.4			本町小学校 敷地 児童会館部分 1階 450.58	多目的ホール (150.40) プレイルーム (101.40) 事務室 (30.10)	集会室 (37.80) クラブ室 (45.10) その他 (85.78)	本町小学校と併 設		
元町北 ボブラ 児童会館	〒065-0031 東区北31東14 (214-1246)	R6.4	R6.4			元町北小学校 敷地 鉄筋コンクリート4階建 8712.14 うち児童会館 1階 456.87	プレイルーム (102.27) 集会室 (26.57) 事務室 (40.02) その他 (111.33)	クラブ室 (26.68) 多目的ホール (150.00)	元町北小学校、 元町北地域会 議室と併設		

Ⅶ 施設一覧

会館名	所在地・電話	開館年月	(児童クラブ)	敷地面積㎡	建物面積㎡	施設の主な内容(面積㎡)	備考
北郷 児童会館	〒003-0834 白石区北郷4-5 (871-2770)	S47.12 (H3.8増築) (H21.3移築)	H3.8	北郷小学 敷地 (16,151.00)	児童会館部分 1階 460.39	体育室 (184.72) クラブ室 (45.79) プレイルーム (95.24) その他 (99.96) 事務室 (34.98)	H21.3に移築、 北郷小学校と併 設
菊水 やよい 児童会館	〒003-0801 白石区菊水1-4 (841-5150)	S50.11 (H1.7増築)	H1.3	1,185.00	木造モルタル平屋建 498.55	体育室 (174.96) 図書室 (61.39) プレイルーム (36.72) クラブ室 (41.58) 事務室 (40.41) その他 (101.65) 和室 (51.84)	
東札幌 児童会館	〒003-0005 白石区東札幌5-3 (822-5811)	S59.3	H7.4	1,269.37	木造モルタル一部2階建 1階 470.80 2階 29.16 計 499.96	体育室 (173.34) 図書室 (29.16) 集会室 (37.26) 体験学習室 (42.12) 事務室 (34.02) その他 (184.06)	
北東白石 児童会館	〒003-0863 白石区川下3-5 (875-1311)	S63.2	H1.4	1,526.02	木造サイディング平屋建 493.29	体育室 (196.02) 図書室 (34.02) 遊戯室・ホール (93.96) 工作室 (43.74) 事務室 (34.02) その他 (91.53)	
東白石 児童会館	〒003-0026 白石区本通14南 (863-8833)	S63.3 (R2.1移築)	H5.4	東白石小学 敷地	児童会館部分 1階 453.88	多目的ホール (142.16) 集会室 (41.59) 遊戯室 (71.98) クラブ室 (78.91) 事務室 (39.39) その他 (79.85)	東白石小学校と 併設
菊水元町 児童会館	〒003-0828 白石区菊水元町8-2 (873-1610)	H1.1	H4.4	1,309.37	木造サイディング平屋建 484.98	体育室 (196.00) 図書室 (35.20) プレイルーム (82.20) クラブ室 (45.00) 事務室 (38.10) その他 (88.50)	
柏丘 児童会館	〒003-0029 白石区平和通8北 (865-7520)	H2.12	H3.4	1,200.02	木造平屋建 485.39	体育室 (188.32) 図書室 (41.31) プレイルーム (100.84) クラブ室 (43.74) 事務室 (41.31) その他 (69.87)	
栄通 児童会館	〒003-0021 白石区栄通6 (853-5706)	H4.12	H5.4	1,640.22	木造平屋建 482.86	体育室 (188.26) 図書室 (42.93) プレイルーム (94.94) クラブ室 (40.90) 事務室 (40.10) その他 (75.73)	
川北 児童会館	〒003-0854 白石区川北4-1 (872-0002)	H13.2	H13.4	1,200.27	木造平屋建 479.52	体育室 (186.30) 図書室 (26.73) プレイルーム (83.77) クラブ室 (53.46) 事務室 (41.96) その他 (87.30)	
もみじ台 児童会館	〒004-0013 厚別区もみじ台西6 (897-0775)	S55.12 (H8.1増築)	H8.4	1,539.00	木造モルタル一部2階建 1階 399.33 2階 32.40 計 431.73	体育室 (155.52) 読書・集会室 (34.02) 遊戯室 (56.70) クラブ室 (51.84) 事務室 (25.95) その他 (107.73)	
厚別西 児童会館	〒004-0062 厚別区厚別西2-4 (891-7237)	S59.12	H5.4	1,200.02	木造モルタル平屋建 487.21	体育室 (171.31) 図書室 (35.64) プレイルーム (61.84) 集会室 (62.37) 事務室 (38.47) その他 (127.58)	
厚別南 児童会館	〒004-0022 厚別区厚別南1 (894-1710)	S62.3	H4.4	847.45	鉄骨2階建 (900.90) うち児童会館 1階 453.23	体育室 (178.74) 図書室 (62.44) プレイルーム (73.24) 工作室 (20.33) 事務室 (26.90) その他 (101.58)	厚別南まちづく りセンター・厚別南 会館と併設
厚別東 児童会館	〒004-0003 厚別区厚別東3-4 (897-4425)	H2.1	H6.4	1,316.00	木造サイディング平屋建 484.08	体育室 (196.00) 図書室 (36.00) プレイルーム (53.00) クラブ室 (39.00) 事務室 (39.00) その他 (121.08)	
青葉 児童会館	〒004-0021 厚別区青葉町7 (895-9962)	H3.12	H4.4	1,166.30	木造平屋建 482.42	体育室 (186.30) 図書室 (40.01) プレイルーム (86.60) クラブ室 (44.50) 事務室 (40.10) その他 (84.80)	
しなの 児童会館	〒004-0054 厚別区厚別中央4-5 (891-2025)	H4.3	H4.4	1,373.74	木造平屋建 483.27	体育室 (188.26) 図書室 (43.35) プレイルーム (94.94) クラブ室 (43.74) 事務室 (40.09) その他 (72.89)	
上野幌 児童会館	〒004-0032 厚別区上野幌2-4 (895-9749)	H4.12 (H31.4移築)	H5.4	ノボロの丘 小学校敷地	児童会館部分 1階 453.48	プレイルーム (94.09) クラブ室 (62.24) 集会室 (60.70) 小上がり スペース (37.68) 事務室 (50.43) その他 (148.34)	ノボロの丘小学 校と併設
もみじ台 ふれあい 児童会館	〒004-0011 厚別区もみじ台東7 (897-4760)	H6.12	H7.4	1,080.21	木造一部2階建 1階 381.07 2階 99.36 計 480.43	体育室 (188.26) 読書・集会室 (38.07) プレイルーム (69.02) クラブ室 (45.36) 事務室 (39.69) その他 (100.03)	
豊平 児童会館	〒062-0906 豊平区豊平6-7 (811-1376)	S40.11 (S59.3改築)	H6.4	687.60	鉄筋コンクリート一部鉄骨 2階建 (1211.50) うち児童会館 1階 295.83 2階 423.55 計 719.38	体育室 (302.64) 図書室 (55.20) 遊戯室 (74.75) 事務室 (26.27) その他 (260.52)	豊平まちづくりセ ンター・豊平会館 と併設
西岡 児童会館	〒062-0033 豊平区西岡3-6 (852-8113)	S57.3	H6.4	西岡図書館 敷地 (2,800.00)	鉄筋コンクリート2階建 (1514.09) うち児童会館 1階 270.02 2階 138.98 計 409	体育室 (177.73) プレイルーム (45.09) 会議室 (138.98) その他 (47.20)	西岡図書館と併 設
平岸 児童会館	〒062-0933 豊平区平岸3-9 (812-2493)	S57.11	H27.4	1,393.88	木造モルタル一部2階建 1階 554.85 2階 29.16 計 584.01	体育室 (194.40) 図書室 (32.40) 遊戯室 (45.36) 集会室 (58.32) 事務室 (34.02) その他 (146.61) 史料室 (72.90)	郷土史料の展示 室あり
東月寒 児童会館	〒062-0053 豊平区月寒東3-16 (853-9741)	S59.12	H14.4	1,350.10	木造モルタル平屋建 479.52	体育室 (194.40) 図書室 (38.88) プレイルーム (66.42) 集会室 (38.88) 事務室 (38.88) その他 (102.06)	

会館名	所在地・電話	開館年月	敷地面積㎡		建物面積㎡	施設の主な内容(面積㎡)				備考
			(児童クラブ)			体育室	図書室	プレイルーム	その他	
福住 児童会館	〒062-0041 豊平区福住1-1 (855-0350)	S62.1	H14.4	1,163.86	木造モルタル平屋建 480.73 うち児童会館	体育室 (178.20) プレイルーム (69.25) 図書室 (38.88) 作業室 (38.88) 事務室 (38.88) その他 (116.64)				
中の島 児童会館	〒062-0922 豊平区中の島2-3 (811-5215)	S63.4	S63.4	(2500.00) うち児童会館 700.00	鉄筋コンクリート2階建 (1645.09) うち児童会館 1階 466.79	体育室 (202.95) プレイルーム (57.39) 図書室 (36.00) 作業室 (48.00) 事務室 (23.52) その他 (98.93)	豊平老人福祉セ ンターと併設			
美園 児童会館	〒062-0006 豊平区美園6-5 (824-5440)	S63.12	H1.3	まちづくり センター敷地 (723.88)	鉄筋コンクリート2階建 (828.62) うち児童会館 1階 224.73 2階 210.00 計 434.73	体育室 (170.00) プレイルーム (56.00) 図書室 (41.65) クラブ室 (40.00) 事務室 (25.95) その他 (101.13)	美園まちづくりセ ンター・美園会館 と併設			
月寒 児童会館	〒062-0021 豊平区月寒西1-6 (851-6433)	H4.3	H4.4	700.02	鉄筋コンクリート一部2階建 1階 384.19 2階 114.81 計 499.00	体育室 (174.00) プレイルーム (47.00) 図書室 (43.50) クラブ室 (43.50) 事務室 (40.00) その他 (151.00)				
西岡高台 児童会館	〒062-0034 豊平区西岡4-11 (581-5394)	H4.12	H5.4	1,200.01	木造平屋建 471.87	体育室 (186.30) プレイルーム (86.67) 図書室 (39.28) クラブ室 (43.74) 事務室 (40.09) その他 (75.79)				
天神山 児童会館	〒062-0931 豊平区平岸1-19 (816-0388)	H5.12	H6.4	1,439.78	木造平屋建 480.63	体育室 (186.30) プレイルーム (86.26) 図書室 (41.31) クラブ室 (44.55) 事務室 (40.50) その他 (81.71)				
あやめ野 児童会館	〒062-0054 豊平区月寒東4-10 (857-5862)	H8.12	H9.4	1,244.30	木造平屋建 480.94	体育室 (188.26) プレイルーム (94.80) 図書室 (38.04) クラブ室 (40.10) 事務室 (40.09) その他 (79.65)				
羊丘 児童会館	〒062-0051 豊平区月寒東1-16 (876-8022)	R2.1	R2.1	羊丘小学校 敷地	鉄筋コンクリート 8359.89 うち児童会館 1階 462.55	多目的ホール (151.78) 遊戯室 (74.34) 集会所 (64.40) クラブ室 (64.00) 事務室 (37.47) その他 (70.56)	羊丘小学校、東 月寒地域会議 室と併設			
東山 児童会館	〒062-0934 豊平区平岸4-11 (831-6616)	R5.10	R5.10	東山小学校 敷地	児童会館部分 1階 459.41	多目的ホール (137.82) プレイルーム (91.35) 集会所 (48.01) クラブ室 (46.28) 事務室 (32.46) その他 (103.49)	東山小学校と併 設			
清田 児童会館	〒004-0841 清田区清田1-4 (882-2960)	S52.11 (H4.12増築)	S52.11	清田小学校 敷地 (665.23)	木造モルタル平屋建 427.25	体育室 (174.96) 遊戯室 (48.65) 図書室 (34.02) クラブ室 (27.54) 事務室 (33.54) その他 (108.54)				
平岡 児童会館	〒004-0878 清田区平岡8-1 (881-9766)	S61.2	H7.4	1,200.00	鉄骨2階建 (739.62) うち児童会館 1階 404.28	体育室 (170.00) プレイルーム (77.38) 図書室 (22.50) 作業室 (38.25) ホール (36.00) 事務室 (30.00) その他 (30.15)	平岡わかば会館 と併設			
北野 児童会館	〒004-0864 清田区北野4-2 (884-6992)	H2.4	H2.4	1,391.63	木造モルタル平屋建 481.41	体育室 (199.00) プレイルーム (89.00) 図書室 (40.00) クラブ室 (45.00) 事務室 (43.00) その他 (65.41)				
清田中央 児童会館	〒004-0846 清田区清田6-2 (884-9610)	H3.3	H7.4	(1,127.35) うち児童会館 586.22	鉄筋コンクリート一部鉄骨 2階建 (971.03) うち児童会館 502.26	体育室 (189.00) プレイルーム (83.01) 図書室 (43.79) クラブ室 (42.58) 事務室 (36.64) その他 (107.24)	清田中央まちづ くりセンター・清田 中央総合会館と 併設			
里塚 児童会館	〒004-0802 清田区里塚2-3 (881-4822)	H4.3	H4.4	1,364.50	木造平屋建 482.86	体育室 (188.20) プレイルーム (94.90) 図書室 (42.90) クラブ室 (43.70) 事務室 (40.00) その他 (73.16)				
北野台 児童会館	〒004-0864 清田区北野4-5 (882-9640)	H6.12	H7.4	1,405.81	木造平屋建 480.16	体育室 (188.26) プレイルーム (87.91) 図書室 (40.90) クラブ室 (44.55) 事務室 (40.09) その他 (78.45)				
美しが丘 児童会館	〒004-0815 清田区美しが丘5-6 (885-9766)	H7.12	H8.4	1,279.96	木造平屋建 480.29	体育室 (188.26) プレイルーム (88.52) 図書室 (40.09) クラブ室 (43.74) 事務室 (41.31) その他 (78.37)				
平岡 みどり 児童会館	〒004-0882 清田区平岡公園東10 (884-6866)	H12.3	H12.4	1,335.97	木造平屋建 483.54	体育室 (183.30) プレイルーム (87.00) 図書室 (25.75) クラブ室 (55.89) 事務室 (44.55) その他 (84.05)				
澄川 児童会館	〒005-0005 南区澄川5-4 (831-5150)	S54.12 (H5.12増築) (H31.4移築)	H6.4	澄川小学校 敷地	児童会館部分 1階 298.88	プレイルーム (89.39) 集会所 (37.23) 事務室 (41.37) クラブ室 (39.77) その他 (91.12)	澄川小学校と併 設			
藻岩 児童会館	〒005-0808 南区川沿8-2 (571-8616)	S56.12 (H4.12増築)	H4.12	1,050.00	木造モルタル一部2階建 1階 414.53 2階 16.20 計 430.73	体育室 (145.80) 遊戯室 (38.88) 図書室 (38.88) クラブ室 (51.94) 事務室 (35.10) その他 (120.13)				
藤野 児童会館	〒061-2282 南区藤野2-8 (592-1532)	S57.11	S63.8	1,250.35	木造モルタル一部2階建 1階 478.35 2階 20.70 計 499.05	体育室 (149.94) 遊戯室 (97.20) 図書室 (34.02) 集会所 (45.36) 事務室 (34.02) その他 (138.51)				
真駒内 児童会館	〒005-0021 南区真駒内本町3 (584-3336)	S59.3	S63.10	1,200.88	木造モルタル一部2階建 1階 488.02 2階 11.66 計 499.68	体育室 (145.80) 遊戯室 (102.06) 図書室 (32.40) クラブ室 (38.88) 事務室 (32.40) その他 (151.38)				
南の沢 児童会館	〒005-0824 南区南沢4-2 (571-2909)	S63.3	H7.4	1,271.83	木造サイディング平屋建 401.85	体育室 (178.20) 遊戯室・図書コーナー (78.57) 事務室 (34.83) その他 (70.56)				
石山 児童会館	〒005-0841 南区石山1-4 (591-7730)	H2.8 (H31.4移築)	H4.4	石山緑小学校 敷地	鉄筋コンクリート3階建 8126.08 うち児童会館 1階 298.34	プレイルーム (92.42) 事務室 (41.42) 集会所 (64.40) クラブ室 (60.46) その他 (39.64)	石山緑小学校・ 石山まちづくりセ ンター・石山会 館と併設			
常盤 児童会館	〒005-0852 南区常盤2-3 (592-6091)	H4.12 (R3.4移築)	H5.4	芸術の森小学校 敷地	児童会館部分 1階 474.09	多目的ホール (166.16) プレイルーム (72.00) 集会所 (49.82) クラブ室 (66.14) 事務室 (34.85) その他 (85.12)	芸術の森小学校 と併設			

Ⅶ 施設一覽

会館名	所在地・電話	開館年月	(児童クラブ)	敷地面積㎡	建物面積㎡	施設の主な内容(面積㎡)				備考
						体育室	図書室	プレイルーム	クラブ室	
真駒内 五輪 児童会館	〒005-0015 南区真駒内泉町3 (581-1823)	H6.3	H6.4	800.02	鉄筋コンクリート一部2階建 1階 384.89 2階 95.93 計 480.82	体育室 (176.55) プレイルーム (82.47) 事務室 (40.60)	図書室 (40.60) クラブ室 (40.60) その他 (100.00)			
みすまい 児童会館	〒061-2263 南区篠簾3-6 (596-3911)	H9.3	H9.4	(2,106.56) うち児童会館 1,218.26	木造平屋建 (911.76) うち児童会館 461.54	体育室 (188.26) プレイルーム (71.65) 事務室 (41.31)	図書室 (32.40) クラブ室 (34.42) その他 (93.50)		篠簾まちづくりセンター・篠簾地区会館と併設	
手稲東 児童会館	〒063-0061 西区西町北10 (661-7332)	S40.12 (H13.12改築)	S63.8	1,246.00	木造平屋建 478.45	体育室 (186.30) プレイルーム (83.70) 事務室 (42.03)	図書室 (26.73) クラブ室 (53.46) その他 (86.23)			
八軒 児童会館	〒063-0867 西区八軒7東1 (631-7061)	S56.12	S57.4	1,384.66	木造モルタル一部2階建 1階 387.80 2階 16.20 計 404.00	体育室 (162.00) 多目的室 (64.80) その他 (101.06)	集会室 (43.74) 事務室 (32.40)		多目的室面積に 図書コーナー含む	
西野 児童会館	〒063-0037 西区西野7-3 (663-6355)	S57.11	H3.4	1,239.85	木造モルタル一部2階建 1階 475.83 2階 23.85 計 499.68	体育室 (145.80) 遊戯室 (68.04) 集会室 (34.02) その他 (151.38)	図書室 (34.02) クラブ室 (34.02) 事務室 (32.40)			
発寒北 児童会館	〒063-0833 西区発寒13-4 (664-9710)	S60.12	S63.8	1,200.00	木造モルタル平屋建 493.29	体育室 (168.30) プレイルーム (56.70) ホール (48.60) その他 (86.85)	図書室 (43.74) 工作室 (48.50) 事務室 (40.50)			
山の手 児童会館	〒063-0005 西区山の手5-6 (642-0118)	S61.12 (R6.4移築)	H7.4	山の手小学校 敷地内	鉄筋コンクリート3階建 8467.30 児童会館部分 1階 453.36	多目的ホール (142.36) プレイルーム (93.43) 事務室 (32.20)	集会室 (55.23) クラブ室 (54.02) その他 (76.12)		山の手小学校、 山の手まちづくり センターと併設 (R6.8)	
二十四軒 児童会館	〒063-0802 西区二十四軒2-3 (644-4730)	H2.4 (R4.4移築)	H7.4	16,026.70	鉄筋コンクリート3階建 児童会館部分 1階 456.08	多目的ホール (128.51) プレイルーム (62.77) 事務室 (30.93)	集会室 (41.71) クラブ室 (57.64) その他 (134.52)		二十四軒小学 校、二十四軒地 域会議室と併設	
発寒 児童会館	〒063-0825 西区発寒5-7 (666-0206)	H2.12 (R2.4移築)	H2.12	発寒西小学校 敷地	鉄筋コンクリート4階建 (9412.32) うち児童会館 1階 452.97	多目的ホール (145.50) プレイルーム (97.83) 事務室 (34.26)	集会室 (36.61) クラブ室 (57.60) その他 (81.17)		発寒西小学校、 発寒まちづくりセ ンターと併設	
宮の沢 児童会館	〒063-0051 西区宮の沢1-5 (666-5323)	H3.12	H3.12	1,518.03	木造平屋建 482.86	体育室 (188.20) プレイルーム (94.90) 事務室 (40.00)	図書室 (42.90) クラブ室 (43.70) その他 (73.16)			
平和 児童会館	〒063-0021 西区平和1-5 (667-3359)	H4.12	H5.4	1,200.00	木造平屋建 471.76	体育室 (188.26) プレイルーム (90.72) 事務室 (39.69)	図書室 (39.69) クラブ室 (43.74) その他 (69.66)			
八軒北 児童会館	〒063-0848 西区八軒8西6 (644-3643)	H7.12	H8.4	1,137.56	木造平屋建 480.23	体育室 (188.26) プレイルーム (91.70) 事務室 (40.09)	図書室 (40.09) クラブ室 (41.31) その他 (78.78)			
発寒南さくら 児童会館	〒063-0822 西区発寒2条4丁目 (213-9185)	R4.1	R4.1	発寒南小学校 敷地	児童会館部分 1階 457.88	多目的ホール (143.48) プレイルーム (87.53) 事務室 (31.88)	集会室 (44.72) クラブ室 (45.87) その他 (109.07)		発寒南小学校と 併設	
手稲前田 児童会館	〒006-0812 手稲区前田2-12 (682-2070)	S53.12 (R5.7改築)	S53.12	1,170.32	木造サイディング平屋建 486.92	体育室 (182.18) プレイルーム (91.09) 事務室 (38.24)	集会室 (44.72) クラブ室 (40.58) その他 (90.11)		新耐震構造へ 改築	
稲穂 児童会館	〒006-0033 手稲区稲穂3-5 (684-0901)	S60.3	S63.8	1,199.78	木造モルタル一部2階建 1階 459.27 2階 24.30 計 483.57	体育室 (145.80) プレイルーム (63.18) 事務室 (43.11)	図書室 (38.43) 集会室 (33.48) その他 (159.57)			
あけぼの 児童会館	〒006-0839 手稲区曙9-1 (685-4821)	S63.3	H1.4	1,200.02	木造サイディング平屋建 467.13	体育室 (196.02) 遊戯室 (67.93) 事務室 (32.31)	図書室 (39.69) 工作室 (46.17) その他 (85.01)			
富丘 児童会館	〒006-0013 手稲区富丘3-6 (685-9393)	H1.4	H1.4	1,664.20	木造サイディング平屋建 487.35	体育室 (196.02) プレイルーム (70.47) 事務室 (40.40)	図書室 (44.20) クラブ室 (43.20) その他 (93.06)			
西宮の沢 児童会館	〒006-0002 手稲区西宮の沢2-4 (681-6940)	H2.4	H2.4	3,187.08	木造サイディング平屋建 499.86	体育室 (196.00) プレイルーム (71.00) 事務室 (40.00)	図書室 (40.00) クラブ室 (42.00) その他 (109.86)			
いなづみ 児童会館	〒006-0814 手稲区前田4-4 (684-3072)	H2.12	H2.12	1,075.17	木造平屋建 482.16	体育室 (186.30) プレイルーム (89.10) 事務室 (41.31)	図書室 (41.31) クラブ室 (45.36) その他 (78.78)			
前田 しちかば 児童会館	〒006-0818 手稲区前田8-15 (694-2474)	H5.12	H6.4	1,440.00	木造平屋建 480.22	体育室 (186.30) プレイルーム (81.71) 事務室 (40.09)	図書室 (40.09) クラブ室 (43.74) その他 (88.29)			
星置 児童会館	〒006-0852 手稲区星置2-7 (684-4610)	H6.12	H7.4	2,239.78	木造平屋建 474.96	体育室 (188.26) プレイルーム (86.43) 事務室 (38.47)	図書室 (39.28) クラブ室 (43.74) その他 (78.78)			
新発寒 児童会館	〒006-0806 手稲区新発寒6-4 (685-7343)	H7.12	H8.4	1,233.10	木造平屋建 480.03	体育室 (188.26) プレイルーム (86.43) 事務室 (40.50)	図書室 (41.31) クラブ室 (43.74) その他 (79.79)			
金山 児童会館	〒006-0043 手稲区金山3-2 (695-0919)	H9.12	H10.4	1,224.99	木造平屋建 480.23	体育室 (188.26) プレイルーム (85.22) 事務室 (40.09)	図書室 (40.09) クラブ室 (42.93) その他 (83.64)			

注) 児童クラブ開設年月は、札幌市留守家庭児童対策実施要綱施行 (H1.9.30) 前の暫定分も含む。

## 9 ミニ児童会館

会館名	所在地		電話	開設年月	面積㎡	備考
資生館ミニ児童会館	〒060-0063	中央区南3西7	208-5828	H16.4	413.62	R5活動室増設
三角山ミニ児童会館	〒064-0954	中央区宮の森4-11	299-6008	H18.10	64.00	
伏見ミニ児童会館	〒064-0918	中央区南18西15	206-8688	H23.4	64.80	
幌南ミニ児童会館	〒064-0921	中央区南21西5	206-4682	H24.4	129.60	
日新ミニ児童会館	〒060-0008	中央区北8西25	676-4715	H24.4	128.00	
新琴似南ミニ児童会館	〒001-0901	北区新琴似1-3	762-3666	H11.10	128.00	
白楊ミニ児童会館	〒001-0024	北区北24西7	717-5562	H13.10	129.60	
拓北ミニ児童会館	〒002-8072	北区あいの里2-1	299-8868	H18.10	64.80	
新琴似小ミニ児童会館	〒001-0907	北区新琴似7-3	876-8008	H20.4	192.00	R1活動室増設
屯田北小ミニ児童会館	〒002-0859	北区屯田9-3	790-8030	H21.6	96.00	
太平ミニ児童会館	〒002-8021	北区篠路1-2	214-0002	H22.4	66.00	
新琴似西小ミニ児童会館	〒001-0911	北区新琴似11-15	374-7774	H23.4	128.00	
北九条小ミニ児童会館	〒060-0809	北区北9西1	299-1888	H25.4	108.36	
北陽ミニ児童会館	〒001-0031	北区北31西9	788-4131	H25.4	64.80	
屯田西小ミニ児童会館	〒002-0856	北区屯田6-10	214-0715	H26.4	64.00	
鴻城ミニ児童会館	〒002-8073	北区あいの里3-6	299-1524	H27.4	162.00	H29活動室増設
新川ミニ児童会館	〒001-0925	北区新川5-15	374-6845	H27.4	96.00	
和光ミニ児童会館	〒001-0034	北区北34西7	792-0655	H28.4	128.00	
茨戸ミニ児童会館	〒002-8041	北区東茨戸1-2	769-0667	H29.4	64.80	
札幌ミニ児童会館	〒007-0807	東区東苗穂7-2	781-2818	H10.10	129.60	
苗穂ミニ児童会館	〒065-0009	東区北9東13	731-5977	H13.10	194.40	H29活動室増設
中沼小ミニ児童会館	〒007-0890	東区中沼町73-10	790-4733	H17.10	64.80	
北園ミニ児童会館	〒065-0025	東区北25東4	876-8010	H20.4	129.60	
元町ミニ児童会館	〒065-0025	東区北25東17	788-4040	H22.4	130.80	
東光ミニ児童会館	〒065-0042	東区本町2-1	374-7744	H23.4	128.00	
栄小ミニ児童会館	〒007-0842	東区北42東10	594-8153	H24.4	64.80	
栄東小ミニ児童会館	〒007-0846	東区北46東13	788-4171	H25.4	64.00	
札幌小ミニ児童会館	〒007-0861	東区伏古1-2	788-6791	H26.4	129.60	
伏古北小ミニ児童会館	〒007-0871	東区伏古11-1	214-9110	H26.4	61.98	
栄緑小ミニ児童会館	〒007-0851	東区北51東10	792-1043	H27.4	64.92	
菊水小ミニ児童会館	〒003-0822	白石区菊水元町2-3	872-3310	H9.9	128.00	
北白石小ミニ児童会館	〒003-0836	白石区北郷6-3	871-6100	H11.10	142.79	H24中学校と合築し活動室移転
本郷小ミニ児童会館	〒003-0022	白石区南郷通10南	868-4616	H15.10	129.60	
白石小ミニ児童会館	〒003-0027	白石区本通1北	860-3931	H16.10	128.00	
西白石小ミニ児童会館	〒003-0013	白石区中央3-5	860-8318	H17.9	128.00	
南郷小ミニ児童会館	〒003-0024	白石区本郷通4南	868-7557	H17.10	128.00	H25学校改築に伴い活動室移転
大谷地小ミニ児童会館	〒003-0026	白石区本通18南	206-4006	H19.10	129.60	
平和通小ミニ児童会館	〒003-0027	白石区本通15北	826-5586	H19.11	64.00	
東橋小ミニ児童会館	〒003-0808	白石区菊水8-1	876-8011	H20.4	128.00	H24学校増築に伴い活動室移転
上白石小ミニ児童会館	〒003-0811	白石区菊水上町1-3	876-8020	H20.4	160.00	
北都小ミニ児童会館	〒003-0833	白石区北郷3-11	827-9515	H21.4	128.00	
ひばりが丘小ミニ児童会館	〒004-0052	厚別区厚別中央2-4	896-8822	H12.9	130.00	
厚別北小ミニ児童会館	〒004-0072	厚別区厚別北2-3	894-3015	H14.10	65.53	
厚別東小ミニ児童会館	〒004-0004	厚別区厚別東4-8	375-7765	H22.4	130.21	
もみじの丘小ミニ児童会館	〒004-0011	厚別区もみじ台東4	398-8833	H23.4	128.00	
新札幌わかば小ミニ児童会館	〒004-0022	厚別区厚別南7	378-6851	H25.4	129.60	
厚別西小ミニ児童会館	〒004-0063	厚別区厚別西3-1	375-7165	H26.4	192.80	H30活動室増設
大谷地東小ミニ児童会館	〒004-0041	厚別区大谷地東5丁目	375-8717	H27.4	117.74	

## Ⅶ 施設一覧

会館名	所在地	電話	開設年月	面積㎡	備考
西岡ミニ児童会館	〒062-0032 豊平区西岡2-9	854-6660	H13.10	128.00	
あやめ野ミニ児童会館	〒062-0051 豊平区月寒東1-11	850-1081	H16.10	97.20	
東園ミニ児童会館	〒062-0901 豊平区豊平1-12	820-5356	H16.11	110.57	
南月寒ミニ児童会館	〒062-0024 豊平区月寒西4-8	850-1248	H17.9	128.00	H25活動室増設
平岸ミニ児童会館	〒062-0932 豊平区平岸2-14	817-5744	H17.10	128.00	
豊園ミニ児童会館	〒062-0001 豊平区美園1-4	299-5051	H18.10	124.64	
平岸高台ミニ児童会館	〒062-0935 豊平区平岸5-18	299-8686	H18.10	132.31	
旭ミニ児童会館	〒062-0912 豊平区水車町3	206-4118	H19.10	97.20	
みどりミニ児童会館	〒062-0005 豊平区美園5-2	827-8005	H23.4	128.00	R5活動室増設
真栄ミニ児童会館	〒004-0811 清田区美しが丘1-1	882-7946	H14.10	64.00	
三里塚ミニ児童会館	〒004-0802 清田区里塚2-6	398-8388	H21.4	192.00	R4活動室増設
清田緑ミニ児童会館	〒004-0847 清田区清田7-3	802-5522	H22.4	132.31	
美しが丘ミニ児童会館	〒004-0812 清田区美しが丘2-5	376-0041	H22.4	129.12	
平岡中央ミニ児童会館	〒004-0875 清田区平岡5-3	807-7528	H27.4	104.00	
北野平ミニ児童会館	〒004-0862 清田区北野2-3	807-0161	H28.4	64.00	
南ミニ児童会館	〒005-0031 南区南31西9	581-0191	H9.9	128.00	
定山溪ミニ児童会館	〒061-2302 南区定山溪温泉東4	595-3090	H16.12	128.00	
澄川南ミニ児童会館	〒005-0005 南区澄川5-13	299-6605	H18.10	97.20	
藤野南ミニ児童会館	〒061-2284 南区藤野4-6	299-5303	H18.10	112.00	
藻岩北ミニ児童会館	〒005-0802 南区川沿2-3	206-1777	H23.4	68.40	
藤の沢ミニ児童会館	〒005-0849 南区石山528	213-0071	H25.4	132.31	
藻岩南ミニ児童会館	〒005-0818 南区川沿18-2	200-0871	H26.4	129.60	
北の沢ミニ児童会館	〒005-0832 南区北の沢1727	596-6315	H27.4	128.00	
澄川西ミニ児童会館	〒005-0002 南区澄川2-5	595-8316	H27.4	128.00	
西野第二ミニ児童会館	〒063-0038 西区西野8-7	671-0205	H10.10	128.00	
発寒ミニ児童会館	〒063-0830 西区発寒10-4	669-1218	H15.10	120.90	
西園ミニ児童会館	〒063-0031 西区西野1-7	299-5650	H18.10	129.60	
八軒西ミニ児童会館	〒063-0843 西区八軒3西5	206-4804	H19.10	129.60	
八軒ミニ児童会館	〒063-0844 西区八軒4西1	876-8722	H20.4	128.00	
手稲東ミニ児童会館	〒063-0034 西区西野4-3	676-3600	H21.6	117.05	
琴似ミニ児童会館	〒063-0812 西区琴似2-7	624-5451	H25.4	151.68	
福井野ミニ児童会館	〒063-0012 西区福井6	688-5863	H25.4	64.80	
山の手南ミニ児童会館	〒063-0001 西区山の手1-9	624-5961	H25.4	129.60	
手稲宮丘ミニ児童会館	〒063-0053 西区宮の沢3-2	688-5260	H28.4	75.60	
富丘ミニ児童会館	〒006-0011 手稲区富丘1-6	685-3797	H10.10	129.60	
前田中央ミニ児童会館	〒006-0818 手稲区前田8-12	695-7766	H12.9	156.76	
星置東ミニ児童会館	〒006-0852 手稲区星置2-1	694-7595	H14.10	136.00	R3.12活動室移転
前田ミニ児童会館	〒006-0816 手稲区前田6-11	688-1828	H15.10	129.60	
新発寒ミニ児童会館	〒006-0802 手稲区新発寒2-2	299-5066	H18.10	116.90	
新陵ミニ児童会館	〒006-0806 手稲区新発寒6-6	215-8611	H23.4	132.44	

## 10 放課後子ども教室事業

施設名	所在地	電話	開設年月
コッポンオリ教室	〒004-0874 清田区平岡4-2 北海道朝鮮初中高級学校内	881-3971	H21.9
西こども館～PEACE～(西札幌ふれあい会館)	〒001-0931 北区新川西1-4 スーパーアークスエクスプレス3階	—	H23.3
西こども館～PEACE～(新川公園会館)	〒001-0933 北区新川西3-6	—	H23.3
とよたきこども館	〒061-2273 南区豊滝436-40	—	H27.4

## 11 児童遊園

施設名	公園名	所在地	開設年月
札幌市円山北町児童遊園	北円山公園	中央区北7条西26丁目	S38.2
札幌市伏見児童遊園	伏見公園	中央区南13条西23丁目	S37.11
札幌市清華亭児童遊園	清華亭遊園	北区北7条西7丁目	S34.12
札幌市くさぶえ児童遊園	草笛公園	東区北19条東18丁目	S40.12
札幌市北栄児童遊園	北栄公園	東区北19条東10丁目	S34.12
札幌市本郷児童遊園	南郷東公園	白石区南郷通10丁目北	S36.11
札幌市白石児童遊園	南郷タンポポ公園	白石区南郷通5丁目北	S39.11
札幌市白石中央児童遊園	白石中央公園	白石区平和通1丁目北	S40.12
札幌市菊水児童遊園	菊水公園	白石区菊水5条2丁目	S35.11
札幌市美園児童遊園	美園公園	豊平区美園2条2丁目	S39.11
札幌市月寒児童遊園	菊月公園	豊平区月寒東1条4丁目	S35.11
札幌市琴似まりも児童遊園	八軒まりも公園	西区八軒1条西1丁目	S36.11

## 12 こども劇場

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	開設年月	備考
札幌市こども人形劇場こぐま座	064-0931	中央区中島公園 1-1	512-6886	S51.7	中島児童会館と併設
札幌市こどもの劇場やまびこ座	065-0027	東区北 27 条東 15 丁目	723-5911	S63.8	

## 13 助産施設

施設名	郵便番号	所在地	定員	施設長	電話番号	設立年月日
勤医協札幌病院	第1種 003-0804	白石区菊水4条1丁目9番22号	4	尾形 和泰	811-2246	S44.7.24
朋佑会札幌産科婦人科	第1種 001-0008	北区屯田6条2丁目11番1号	1	佐野 敬夫	774-0303	H27.10.1
福住産科婦人科クリニック	第1種 064-0031	豊平区福住3条1丁目2番24号	1	保坂 昌芳	836-1188	H28.2.1
手稲溪仁会病院	第1種 006-0811	手稲区前田1条12丁目1番40号	4	古田 康	681-8111	H28.9.1
青葉産婦人科クリニック	第1種 004-0021	厚別区青葉町6丁目1番9号	2	高田 久士	893-3207	R5.11.1
あいの里助産院	第2種 002-8074	北区あいの里4条4丁目6番12号	2	嶋本 幸子	778-1703	H14.6.17

※「定員」は床数である。

## 14 母子生活支援施設

施設名	郵便番号	所在地	定員	施設長	電話番号	設立年月日
札幌あいりん荘	062-0904	豊平区豊平4条3丁目3番26号	20	岩井 誠一	841-2777	S24.4.1
すずらん	060-0031	中央区北1条東8丁目1番地	20	福玉 大輔	251-8302	S27.6.1
伏見寮	064-0942	中央区伏見2丁目2番79号	20	一見彦三郎	561-2021	S47.7.1
もいわ荘	005-0805	南区川沿5条4丁目2番5号	20	猪狩ふみの	571-9585	S54.9.1

※「定員」は世帯数である。

## 15 母子・父子福祉施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	設立年月日
札幌市ひとり親家庭支援センター	060-0042	中央区大通西19丁目 社会福祉総合センター内	631-3320	H元.6.1

## 16 乳児院

施設名	郵便番号	所在地	定員	施設長	電話番号	設立年月日
札幌乳児院	003-0859	白石区川北 2254 番地 1	40	阿部 康子	879-6262	H21.3.1

## Ⅶ 施設一覧

### 17 児童養護施設

施設名	郵便番号	所在地	定員	施設長	電話番号	設立年月日
札幌育児園	061-2286	南区藤野6条2丁目427番地4	24	千葉 徹	591-6601	M39.1.15
札幌南藻園	064-0943	中央区界川1丁目6番14号	30	栗本 信明	561-0668	S28.2.1
柏葉荘	002-8022	北区篠路2条9丁目1番15号	75	高津 ひろみ	776-0601	S34.3.1
興正学園	001-0904	北区新琴似4条9丁目1番1号	36	鍋木 康夫	762-7457	S20.7.1
羊ヶ丘養護園	062-0051	豊平区月寒東1条17丁目4番33号	45	大畑 和子	851-3279	S32.1.1

### 18 分園型小規模グループケア

施設名	郵便番号	所在地	定員	電話番号	開設年月日
ひまわり (本体施設：札幌南藻園)	064-0943	中央区界川1丁目6番11号	(6)	-	H29.4.1
ライラック (本体施設：札幌育児園)	061-2286	南区藤野6条2丁目427番地4	(6)	-	R5.12.1
サクラ (本体施設：札幌育児園)	061-2286	南区藤野6条2丁目427番地4	(6)	-	R5.12.1

※定員は児童養護施設本体施設の内数。

### 19 地域小規模児童養護施設

施設名	郵便番号	所在地	定員	電話番号	開設年月日
たんぽぽ (本体施設：札幌南藻園)	064-0943	中央区界川1丁目6番9号	6	-	H31.4.1
あじさい (本体施設：札幌南藻園)	064-0941	中央区旭ヶ丘3丁目3番20号	6	-	R3.4.1
すずらん (本体施設：札幌南藻園)	064-0941	中央区旭ヶ丘3丁目3番19号	6	-	R3.4.1
ひまわり (本体施設：柏葉荘)	006-0807	手稲区新発寒7条9丁目4番20号	6	699-6785	H27.12.1
すずらん (本体施設：柏葉荘)	006-0822	手稲区前田12条10丁目15番20号	6	699-6008	H29.4.1
ピーす (本体施設：柏葉荘)	063-0023	西区平和3条7丁目3番47号	6	676-5030	R3.4.1
ひんな (本体施設：柏葉荘)	002-0853	北区屯田3条3丁目9番19号	6	776-7756	R4.4.1
みらい (本体施設：柏葉荘)	002-8052	北区篠路町上篠路109番6号	6	792-9922	R5.4.1
興正チャイルドホーム (本体施設：興正学園)	062-0931	豊平区平岸1条8丁目8番2号	6	826-3675	H23.1.1
興正チャイルドホーム平岸 (本体施設：興正学園)	062-0932	豊平区平岸2条11丁目5番10号	6	832-1613	(※) H28.4.1
興正チャイルドホーム西岡 (本体施設：興正学園)	062-0033	豊平区西岡3条2丁目4番26号	6	857-3321	(※) H28.4.1
興正チャイルドホーム中の島 (本体施設：興正学園)	062-0922	豊平区中の島2条1丁目3番30号	6	827-6232	H29.4.1
興正チャイルドホーム円山 (本体施設：興正学園)	064-0944	中央区円山西町3丁目5番51号	6	590-0551	R5.4.1
白樺 (本体施設：羊ヶ丘養護園)	062-0054	豊平区月寒東4条17丁目4番18号	6	827-6117	H25.4.1
きよた (本体施設：羊ヶ丘養護園)	004-0813	清田区美しが丘3条2丁目8番2号	6	398-8450	R3.4.1

※H26.6.1に分園型小規模グループケアとして開設し、H28.4.1に地域小規模児童養護施設へ形態移行している。

## 20 児童心理治療施設

施設名	郵便番号	所在地	定員	電話番号	開設年月日
児童心理治療センター “ここらぼ”	062-0934	豊平区平岸4条18丁目1番21号	入所：23 通所：5	821-0070	H27.4.1

## 21 児童家庭支援センター

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	開設年月日
興正こども家庭支援センター	001-0904	北区新琴似4条9丁目1番1号 (児童養護施設・興正学園内)	765-1000	H12.4.1
羊ヶ丘児童家庭支援センター	062-0051	豊平区月寒東1条17丁目4番33号 (児童養護施設・羊ヶ丘養護園内)	854-2415	H17.4.1
札幌南こども家庭支援センター	061-2286	南区藤野6条2丁目427番地4 (児童養護施設・札幌育児園内)	591-2200	H22.4.1
札幌乳児院児童家庭支援センター	003-0859	白石区川北2254番地1 (札幌乳児院内)	879-6264	H23.1.1
はくよう児童家庭支援センター	063-0023	西区平和3条7丁目3番47号	676-5208	R3.4.1
なんそうえん子ども家庭支援センター	064-0943	中央区界川1丁目6番14号	561-0783	R5.4.1

## 22 ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

施設名	所在地	開設年月日
ベテスダホーム	手稲区	H22.4.1
ファミリーホームひかり	南区	H22.11.1
ガブリエルホーム	東区	H23.7.1
ファミリーホームスミールヒュース	南区	H24.11.1
ファミリーホーム望みの家	西区	H25.8.1
風音	清田区	H26.11.1
ファミリーホーム翼の家	南区	H27.5.1
ベアテルホーム	東区	H27.9.1
ファミリーホームおおぞらの家	豊平区	H29.1.1
ファミリーホームラポール輝	北区	H29.9.1
ファミリーホームPointRing	東区	R2.11.1
ファミリーホームグレープ	東区	R3.4.1
ファミリーホームミモザ	東区	R3.4.1
みのりホーム	豊平区	R4.4.1
ジーザスホーム	北区	R5.4.1
ファミリーホームみっちゃんち	東区	R6.4.1

## Ⅶ 施設一覧

### 23 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

施設名	所在地	開設年月日
NPO法人札幌福祉生活支援センター たんぽぽ苑	中央区	H22. 4. 1
社会福祉法人常徳会 ぼみえ	豊平区	H22. 4. 1
一般社団法人こぶしの華 カーサ・デチップ	白石区	H23. 5. 1
NPO法人子どもシェルターレラピリカ 子どもシェルター レラピリカ	—	H25. 12. 24
NPO法人子どもの自立を支援する会 MaAya の家さっぽろ	東区	R1. 10. 1
社会福祉法人緑伸会 とらい・あんぐる	西区	R2. 4. 1
合同会社青い空 雛菊寮	東区	R2. 8. 1
社会福祉法人勇志会 ミカエル宮の森自立援助ホーム	中央区	R3. 10. 1
社会福祉法人緑伸会 ぴあ・くおーれ	南区	R4. 2. 28
社会福祉法人勇志会 ミカエル南2条自立援助ホーム	中央区	R4. 12. 1
社会福祉法人緑伸会 はむん・ほーむ	西区	R5. 6. 25
株式会社ソレイユ アルバ	北区	R6. 1. 1
社会福祉法人勇志会 ミカエル山の手自立援助ホーム	西区	R6. 2. 1
社会福祉法人勇志会 ミカエル山鼻自立援助ホーム	中央区	R6. 3. 1
NPO法人はっぴーらいふ はっぴーらいふ南平岸	豊平区	R6. 4. 9

### 24 若者支援施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	開設年月日
若者支援総合センター	060-0051	中央区南1条東2丁目6	223-4420	H22. 4. 1 (H25. 4. 1 移転)
アカシア若者活動センター	065-0022	東区北22条東1丁目1-20	752-7959	H22. 4. 1
ポプラ若者活動センター	003-0002	白石区東札幌2条6丁目5-1	862-8802	H22. 4. 1 (H24. 10. 1 移転)
豊平若者活動センター	062-0908	豊平区豊平8条11丁目3-5	823-5256	H22. 4. 1
宮の沢若者活動センター	063-0051	西区宮の沢1条1丁目1-10	671-4111	H22. 4. 1

札幌市では、子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）や子どもの権利について、より多くの市民の皆さまに関心を持っていただくため、平成 24 年度にロゴマークを作成しました。

作成に当たっては、子どもたちが集まり、キャッチフレーズ「夢をさかせる 子どもの権利」を作成し、これを取り入れた 4 種類のロゴマークの人気投票を市内各施設で実施した結果、3,597 名の子どもが投票に参加してくれました。



### 子どもにとって大切な権利

- ・安心して生きる権利
- ・自分らしく生きる権利
- ・豊かに育つ権利
- ・参加する権利

## 札幌市子ども未来局事業概要 令和 6 年度

令和 6 年（2024 年）8 月

編集・発行

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課

〒060-0051

札幌市中央区南 1 条東 1 丁目

大通バスセンタービル 1 号館

電話 011-211-2982

FAX 011-211-2943

市政等資料番号

01-G01-24-1799